

目 次

第1号（9月3日）

出席及び欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職、氏名	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
議案第61号 令和5年度錦町一般会計歳入歳出決算認定について	5
議案第62号 令和5年度錦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	5
議案第63号 令和5年度錦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	5
議案第64号 令和5年度錦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	5
議案第65号 令和5年度錦町下水道特別会計歳入歳出決算認定について	5
議案第66号 令和5年度錦町水道事業会計決算認定について	5
議案第67号 令和6年度錦町一般会計補正予算（第3号）	11
議案第68号 令和6年度錦町介護保険特別会計補正予算（第2号）	11
議案第69号 令和6年度錦町水道事業会計補正予算（第2号）	11
議案第70号 令和6年度錦町下水道事業会計補正予算（第2号）	11
議案第71号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	22
議案第72号 錦町国民健康保険条例の一部を改正する条例	23
議案第73号 大王原公園仮設団地改修工事請負契約について	24
議案第74号 林道狩政曲り谷線第3・4号箇所災害復旧工事請負契約について	26
議案第75号 普通財産の無償貸付について	27
議案第76号 普通財産の無償貸付について	27
議案第77号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	29
議案第78号 錦町固定資産評価審査委員の選任について	29
報告第6号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について	30
休会の件	31
散 会	31

第2号（9月10日）

出席及び欠席議員	33
職務のため議場に出席した者の職、氏名	33
説明のため出席した者の職、氏名	33

議事日程	3 4
本日の会議に付した事件	3 4
開 議	3 4
一般質問	3 4
4 番 早田 和彦君	3 4
9 番 池田 秀晴君	4 1
1 番 谷口 一也君	5 3
7 番 竹田農利人君	6 2
1 1 番 高田 孝徳君	6 9
散 会	7 9

第3号（9月11日）

出席及び欠席議員	8 1
職務のため議場に出席した者の職、氏名	8 1
説明のため出席した者の職、氏名	8 1
議事日程	8 2
本日の会議に付した事件	8 2
開 議	8 2
一般質問	
2 番 丸小野聖一君	8 2
6 番 石松まゆ子君	8 9
5 番 吉田 眞二君	1 0 0
議案第6 1 号 令和5年度錦町一般会計歳入歳出決算認定について	1 0 8
議案第6 2 号 令和5年度錦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 0 8
議案第6 3 号 令和5年度錦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 0 8
議案第6 4 号 令和5年度錦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	1 0 8
議案第6 5 号 令和5年度錦町下水道特別会計歳入歳出決算認定について	1 0 8
議案第6 6 号 令和5年度錦町水道事業会計決算認定について	1 0 8
議案第7 9 号 令和6年度錦町一般会計補正予算（第4号）について	1 2 1
議案第8 0 号 副町長の選任について	1 2 3
議員派遣の件について	1 2 4
委員会の閉会中の継続調査申し出について	1 2 4
閉 会	1 2 5
署 名	1 2 6

令和6年 第3回 錦 町 議 会 定 例 会 議 録 (第1号)					
招 集 年 月 日		令和6年 9月 3日		招 集 の 場 所	錦 町 議 会 議 場
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告		開 会 散 会	令和6年 9月 3日 令和6年 9月 3日		午前10時00分 午後 1時48分
出 席 及 び 欠 席 議 員		議 席 番 号	氏 名		議 席 番 号
出席議員 11名		1	出 谷 口 一 也		10
欠席議員 1名		2	〃 丸小野 聖 一		11
凡 例 出 出席 欠 欠席 公欠 公務欠席		3	欠 梶 原 誠 二		12
		4	出 早 田 和 彦		
		5	〃 吉 田 眞 二		
		6	〃 石 松 まゆ子		
		7	〃 竹 田 農利人		
		8	〃 岡 田 武 志		
		9	〃 池 田 秀 晴		
会 議 録 署 名 議 員		4	早 田 和 彦		5
職務のため議場に出席した者の職、氏名			議 会 事 務 局 長 蓑 田 和 也		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名					
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	住 民 福 祉 課 長	山 園 琢 磨	農 林 振 興 課 長	有 瀬 耕 二
副 町 長		保 険 政 策 課 長	吉 田 誠 二	地 域 整 備 課 長	上 野 陽 一
総務課長	深 水 英 雄	健 康 増 進 課 長	東 貴 志	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 波 昌 一
教 育 長	毎 床 三 喜 男	税 務 課 長	蓑 田 俊 哉	教 育 振 興 課 長	尾 方 良 一
会計管理者	白 川 裕 美	企 画 観 光 課 長	岩 尾 和 文		
議 事 日 程		別紙のとおり			
会 議 に 付 し た 事 件		別紙のとおり			
会 議 の 経 過		別紙のとおり			

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第61号 令和5年度錦町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議案第62号 令和5年度錦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第63号 令和5年度錦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第64号 令和5年度錦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第65号 令和5年度錦町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第66号 令和5年度錦町水道事業会計決算認定について
- 日程第10 議案第67号 令和6年度錦町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第68号 令和6年度錦町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第69号 令和6年度錦町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第70号 令和6年度錦町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第71号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第72号 錦町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第73号 大王原公園仮設団地改修工事請負契約について
- 日程第17 議案第74号 林道狩政曲り谷線第3・4号箇所災害復旧工事請負契約について
- 日程第18 議案第75号 普通財産の無償貸付について
- 日程第19 議案第76号 普通財産の無償貸付について
- 日程第20 議案第77号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第21 議案第78号 錦町固定資産評価審査委員の選任について
- 日程第22 報告第6号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第23 休会の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第61号 令和5年度錦町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議案第62号 令和5年度錦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第63号 令和5年度錦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第64号 令和5年度錦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第65号 令和5年度錦町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第66号 令和5年度錦町水道事業会計決算認定について
- 日程第10 議案第67号 令和6年度錦町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第68号 令和6年度錦町介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 日程第12 議案第69号 令和6年度錦町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第13 議案第70号 令和6年度錦町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第14 議案第71号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第15 議案第72号 錦町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第16 議案第73号 大王原公園仮設団地改修工事請負契約について
日程第17 議案第74号 林道狩政曲り谷線第3・4号箇所災害復旧工事請負契約について
日程第18 議案第75号 普通財産の無償貸付について
日程第19 議案第76号 普通財産の無償貸付について
日程第20 議案第77号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
日程第21 議案第78号 錦町固定資産評価審査委員の選任について
日程第22 報告第6号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第23 休会の件

午前10時00分開会

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和6年第3回錦町議会定例会を開会し、直ちに開議いたします。

なお、3番、梶原誠二議員から、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、報告します。

本日の日程は、お手元に配付してある日程表のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、4番、早田和彦議員、5番、吉田眞二議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 孝一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は、去る8月26日に議会運営委員会を開催し、御協議を願っております。結果について報告を願います。議会運営委員長、岡田武志議員。

○議会運営委員長（岡田 武志君） おはようございます。議会運営委員長の岡田武志です。

去る8月26日に議会運営委員会を開催し、令和6年第3回錦町議会定例会の会期については、次のとおり協議しましたので、報告いたします。

会期は、令和6年9月3日火曜日から9月11日水曜日までの9日間です。

3日火曜日は本会議、4日水曜日から6日金曜日までは各常任委員会、7日土曜日から8日日曜日は休日のため休会です。9日月曜日は各常任委員会、10日火曜日、11日水曜日は本会議となります。

なお、一般質問は、10日火曜日と11日水曜日に行います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 孝一君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から11日までの9日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から１１日までの９日間とすることに決定しました。

日程第３．諸般の報告

○議長（荒川 孝一君） 日程第３、諸般の報告を行います。

お諮りします。報告の中で、字句、数字、その他、文言整理を要するものがありましたら、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、整理については、議長に委任することに決定しました。

まず、議長から報告をします。諸般の報告。報告議員、荒川孝一。

１、組合等名、球磨郡議長会。２、報告件名、下記のとおり。３、開催日及び場所、下記のとおり。４、内容（要点）。

（１）７月定例郡議長会議、日時、７月１１日（木曜日）午後４時、場所、あさぎり町役場。

協議事項。①球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて、②令和６年度球磨郡町村議会議員親善グラウンドゴルフ大会について、③令和６年度議長全国大会及び産業行政視察について。

（２）８月定例郡議長会議、日時、８月９日（金曜日）午後３時より、場所、球磨地域振興局。

協議事項。①球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて、②令和６年度町村議会正副議長研修会の開催について、③令和６年度球磨郡町村議会議員親善グラウンドゴルフ大会について、④令和６年度議長全国大会及び産業行政視察について、⑤球磨郡町村議会と人吉市議会との合同勉強会について。

以上、報告いたします。

次に、人吉球磨広域行政組合議員、吉田眞二議員。

○人吉球磨広域行政組合議員（吉田 眞二君） 諸般の報告。報告議員、吉田眞二。

１、組合等名、人吉球磨広域行政組合。２、報告件名、令和６年第３回人吉球磨広域行政組合議会定例会。３、開催日及び場所、日時、８月２１日（水曜）午前１０時より、場所、人吉球磨クリーンプラザ大会議室。４、内容（要点）。

議事日程。日程第１、会議録署名議員の指名、日程第２、会期の決定、日程第３、行政報告、日程第４、議案第５号令和６年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第１号）、日程第５、認定第１号令和５年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第６、発議第１号新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会設置に関する決議、日程第７、委員会の閉会中の継続調査及び審査について。

追加議事日程１。追加日程第１、令和５年度決算特別委員会の設置について。

以上、報告いたします。

○議長（荒川 孝一君） ９番。

○議員（９番 池田 秀晴君） この文書が全然入っていないんですけど。

しばらくお待ちください。

暫時休憩します。

午前１０時０８分休憩

○議長（荒川 孝一君） この件に関しましては、後ほど、報告案件を含め、皆さんのほうには書類を配付しますので、御了承いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

午前10時10分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

次に、人吉下球磨消防組合議員、竹田農利人議員。

○人吉下球磨消防組合議員（竹田農利人君） 諸般の報告。報告議員、竹田農利人。

1、組合等名、人吉下球磨消防組合。2、報告件名、下記のとおり。3、開催日及び場所、下記のとおり。4、内容（要点）。

（1）令和6年6月第2回人吉下球磨消防組合議会臨時会、日時、6月24日（月曜）午後3時、場所、人吉下球磨消防組合消防本部会議場。

議事日程。日程第1、会期の決定、日程第2、会議録署名議員の指名、日程第3、議案第1号人吉下球磨消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第4、議案第2号令和6年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第1号）について、日程第5、報告第1号令和5年度人吉下球磨消防組合一般会計繰越計算書の報告について、日程第6、報告第2号令和5年度人吉下球磨消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第7、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告。

（2）令和6年8月第3回人吉下球磨消防組合議会臨時会、日時、8月19日（月曜）午前10時より、場所、人吉下球磨消防組合消防本部会議場。

議事日程。日程第1、会期の決定、日程第2、会議録署名議員の指名、日程第3、議案第1号財産の取得について、日程第4、議案第2号人吉球磨消防指令事務協議会の設置について、日程第5、議案第3号令和6年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第2号）について、日程第6、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告。

以上であります。

○議長（荒川 孝一君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 議案第61号

日程第5. 議案第62号

日程第6. 議案第63号

日程第7. 議案第64号

日程第8. 議案第65号

日程第9. 議案第66号

○議長（荒川 孝一君） 日程第4、議案第61号令和5年度錦町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第9、議案第66号令和5年度錦町水道事業会計決算認定についてまでの6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 皆さん、おはようございます。本日は、令和6年第3回錦町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中、御出席を賜り、ありがとうございました。

ところで、先週の台風10号は、気象庁からはこれまで経験のない非常に強い勢力のある台風との情報もありまして、厳重な警戒が必要だとして、皆さん方に早めの備えの呼びかけを行ってまいりましたが、予想よりも、雨、風とも少なく、大きな被害もなく、安堵をいたしたところでございます。皆さん方の御協力に感謝を申し上げます。これから台風シーズンに入りますが、常に緊張感を持ち、町民の方々が安全・安心に生活していただけるよう、しっかりと対策を講じてまいります。議員各位の御指導、御協力をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、提案理由を述べます。

議案第61号令和5年度錦町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第62号令和5年度錦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第63号令和5年度錦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第64号令和5年度錦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第65号令和5年度錦町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、議案第66号令和5年度錦町水道事業会計決算認定について、以上6議案につきましては、令和5年度の各会計の決算認定に関する案件でございます。

地方公共団体の長は、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、決算を監査委員の審査に付し、同委員の意見書をつけて議会の認定に付すこととなっております。

認定に当たっては、主要な施策の成果を説明する書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を併せて提出することとなっております。

会計管理者から決算書が提出され、監査委員の審査も終わっておりますので、関係書類を添えて議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、会計管理者及び企業出納員が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 白川会計管理者。

○会計管理者（白川 裕美さん） 議案第61号から議案第65号までの令和5年度錦町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定について、決算書により御説明いたします。

10ページ、11ページをお開きください。

令和5年度錦町一般会計歳入歳出決算書、歳入について御説明いたします。

1款町税から22款町債までの歳入合計は、予算現額90億147万6,512円、調定額89億7,454万4,401円、収入済額83億8,393万2,945円、不納欠損額589万9,265円、収入未済額5億8,471万2,191円であります。

6ページ、7ページをお開きください。

1款町税の不納欠損額589万9,265円は、地方税法の規定に基づき処分したもので407件分、収入未済額7,160万9,239円につきましては5,049件分です。

8ページ、9ページをお開きください。

13款分担金及び負担金の収入未済額4,420万9,345円の主なものは、2項負担金の道路橋梁費負担金の繰越明許費等であります。

14款使用料及び手数料の収入未済額467万3,156円は、錦ネット・住宅・住宅浄化槽の使用料及び情報通信施設加入手数料で447件分です。

15款国庫支出金の収入未済額2億8,322万4,000円のうち主なものは、2項国庫補助金の河川等災害関連事業費補助に伴う事故繰越し等であります。

16款県支出金の収入未済額1億7,945万7,424円のうち主なものは、2項県補助金の林業施設災害復旧費補助金に伴う繰越明許費及び事故繰越し等であります。

17款財産収入の収入未済額145万3,703円につきましては、土地建物貸付収入22件分です。

21款諸収入の収入未済額8万5,324円につきましては、貸付金元利収入4件分です。

16ページ、17ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

1款議会費から14款予備費までの歳出合計は、予算現額90億147万6,512円、支出済額80億5,023万726円、翌年度繰越額8億4,969万5,777円、不用額1億155万9円であります。

次に、翌年度繰越額の主なものについて御説明いたします。

14ページ、15ページをお開きください。

2款総務費の翌年度繰越額8,242万6,000円のうち主なものは、1項総務管理費の役場庁舎改修事業等の繰越明許費等であります。

3款民生費の翌年度繰越額4,251万5,000円のうち主なものは、1項社会福祉費の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業等の繰越明許費等であります。

4款衛生費の翌年度繰越額10万6,000円は、1項保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業に伴う繰越明許費であります。

8款土木費の翌年度繰越額4億4,734万337円のうち主なものは、2項道路橋梁費の2億7,765万1,848円で、道路改良事業等に伴う繰越明許費及び事故繰越し等であります。

16ページ、17ページをお開きください。

9款消防費の翌年度繰越額96万5,140円は、Jアラート受信機修繕に伴う繰越明許費であります。

11款災害復旧費の翌年度繰越額2億7,634万3,300円の主なものは、1項農林水産業施設災害復旧費の1億8,179万4,000円で、農業用施設及び林業施設災害復旧等に伴う繰越明許費及び事故繰越し等であります。

歳入歳出差引残額につきましては、3億3,370万2,219円となります。

202ページをお開きください。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額83億8,393万3,000円、歳出総額80億5,023万1,000円、歳入歳出差引額3億3,370万2,000円、このうち翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額1億9,694万円、事故繰越繰越し額1,807万7,000円、計2億1,501万7,000円を差し引きまして、実質収支額1億1,868万5,000円となります。

204ページ、205ページをお開きください。

財産に関する調書について御説明いたします。

公有財産の土地及び建物につきまして、一番下の合計欄を御覧ください。

土地につきましては、決算年度中増減高1,952.98平方メートルの減で、民有地を購入した分から払下げ分を相殺したものでして、決算年度末現在高は1,514万1,569.37平方メートルとなります。

建物につきましては、決算年度中増減高38.96平方メートルの増で、第2公用車庫増床分から町営住宅解体分を相殺したものでして、決算年度末現在高は5万849.09平方メートルとなります。

206ページ、207ページをお開きください。

山林面積、物権及び出資による権利につきましては、決算年度中の増減高はありません。

立木の推定蓄積量は、決算年度中増減高5,078.75立方メートルの増で、所有林及び分収林への成長率を乗じた量から、間伐した量を相殺したものでして、決算年度末現在高は52万7,193.34立方メートルとなります。

212ページ、213ページをお開きください。

債権につきましては、決算年度中増減高1億3,469万6,000円の増となり、決算年度末現在高は7億8,473万2,000円、基金につきましては、決算年度中増減高4,619万1,000円の増で、決算年度末現在高は32億4,856万5,000円であります。

218ページ、219ページをお開きください。

錦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書について御説明いたします。

歳入について御説明いたします。

1款国民健康保険税から8款諸収入までの歳入合計は、予算現額13億7,348万6,000円、調定額14億7,471万5,864円、収入済額14億1,796万4,864円、不納欠損額510万5,332円、収入未済額5,164万5,668円であります。

1款国民健康保険税の不納欠損額510万5,332円は、地方税法の規定に基づき処分したもので281件分、収入未済額5,164万5,668円につきましては3,227件分です。

222ページ、223ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

1款総務費から10款予備費までの歳出合計は、予算現額13億7,348万6,000円、支出済額13億6,760万2,896円、不用額588万3,104円であります。

歳入歳出差引残額につきましては、5,036万1,968円となります。

252ページをお開きください。

実質収支に関する調書につきまして御説明いたします。

歳入総額14億1,796万5,000円、歳出総額13億6,760万3,000円で、歳入歳出差引額5,036万2,000円となり、実質収支額も同額となります。

254ページ、255ページをお開きください。

財産に関する調書について御説明いたします。

基金につきましては、決算年度中増減高9,000円の増で、決算年度末現在高は2億8,249万8,000円であります。

260ページ、261ページをお開きください。

錦町介護保険特別会計歳入歳出決算書について御説明いたします。

歳入について御説明いたします。

1款保険料から8款諸収入までの歳入合計は、予算現額12億993万1,000円、調定額12億6,263万2,597円、収入済額12億5,853万414円、不納欠損額69万4,970円、収入未済額340万7,213円であります。

1款保険料の不納欠損額69万4,970円は、介護保険法の規定に基づき処分したもので57件分、収入未済額240万7,320円につきましては216件分です。

264ページ、265ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

1 款総務費から 7 款基金積立金までの歳出合計は、予算現額 1 億 9 9 3 万 1, 0 0 0 円、支出済額 1 億 9, 6 4 6 万 6, 9 6 9 円、不用額 1, 3 4 6 万 4, 0 3 1 円であります。

歳入歳出差引残額は、6, 2 0 6 万 3, 4 4 5 円となります。

2 9 8 ページをお開きください。

実質収支に関する調書につきまして御説明いたします。

歳入総額 1 億 5, 8 5 3 万円、歳出総額 1 億 9, 6 4 6 万 7, 0 0 0 円、歳入歳出差引額 6, 2 0 6 万 3, 0 0 0 円となり、実質収支額も同額となります。

3 0 0 ページ、3 0 1 ページをお開きください。

財産に関する調書について御説明いたします。

債権につきましては、決算年度中増減高 2, 8 0 0 万円の増となり、決算年度末現在高は 2, 8 0 0 万円です。

基金につきましては、決算年度中増減高 2, 0 0 0 円の増で、決算年度末現在高は 4, 6 9 0 万 7, 0 0 0 円であります。

3 0 6 ページ、3 0 7 ページをお開きください。

錦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書について御説明いたします。

歳入について御説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料から 5 款繰越金までの歳入合計は、予算現額 1 億 4, 1 3 0 万 2, 0 0 0 円、調定額 1 億 4, 2 3 8 万 2, 8 8 5 円、収入済額 1 億 4, 1 5 9 万 5, 0 4 5 円、不納欠損額 8 万 8, 2 0 0 円、収入未済額 6 万 9, 6 4 0 円です。

1 款後期高齢者医療保険料の不納欠損額 8 万 8, 2 0 0 円は、高齢者の医療確保に関する法律の規定に基づき処分したもので 7 件分、収入未済額 6 万 9, 6 4 0 円につきましては 7 9 件分です。

3 1 0 ページ、3 1 1 ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

1 款総務費から 5 款予備費までの歳出合計は、予算現額 1 億 4, 1 3 0 万 2, 0 0 0 円、支出済額 1 億 4, 0 7 4 万 3 2 5 円、不用額 5 万 6, 1 6 7 5 円です。

歳入歳出差引残額は、8 万 5, 4 7 2 0 円となります。

3 2 4 ページをお開きください。

実質収支に関する調書につきまして御説明いたします。

歳入総額 1 億 4, 1 5 9 万 5, 0 0 0 円、歳出総額 1 億 4, 0 7 4 万円、歳入歳出差引額 8 万 5, 0 0 0 円となり、実質収支額も同額です。

3 2 8 ページ、3 2 9 ページをお開きください。

錦町下水道特別会計歳入歳出決算書について御説明いたします。

歳入につきましては、1 款分担金及び負担金から 7 款町債までの歳入合計予算現額 2 億 6, 0 0 4 万 6, 0 0 0 円、調定額 2 億 6, 4 3 7 万 6, 1 7 0 円、収入済額 2 億 4, 4 1 6 万 6, 5 3 6 円、収入未済額 2, 0 2 0 万 9, 6 3 4 円です。

1 款分担金及び負担金の収入未済額 5 万 3, 3 0 0 円につきましては、分担金 9 2 件分、2 款使用料及び手数料の収入未済額 4 万 6, 8 3 4 円につきましては、使用料 9 3 2 件分です。

３３２ページ、３３３ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

１款下水道整備費から２款公債費までの歳出合計は、予算現額２億６,００４万６,０００円、支出済額２億４,０８４万２,４００円、不用額１,９２０万３,６００円であります。

歳入歳出差引残額は、３３２万４,１３６円となります。

なお、この歳入歳出差引残額につきましては、下水道事業について、地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による会計へ引継ぎしております。

３５０ページをお開きください。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額２億４,４１６万７,０００円、歳出総額２億４,０８４万３,０００円で、歳入歳出差引額３３２万４,０００円となり、実質収支額も同額です。

以上で、議案第６１号から議案第６５号までの令和５年度錦町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定についての説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） 議案第６６号令和５年度錦町水道事業会計決算認定について、別冊の決算書により御説明いたします。

４ページ、５ページをお開きください。

収益的収入及び支出について御説明します。

まず、収入からです。

第１款水道事業収益は、第１項営業収益及び第２項営業外収益からなり、予算現額１億９,１７２万１,０００円に対し、決算額は１億９,３６８万７,７２７円です。

第１項の営業収益は、給水収益である水道料金とその他の営業収益である手数料加入金で、決算額は１億３,０８７万５２０円です。第２項の営業外収益については、受取利息、他会計補助金、長期前受金戻入で、決算額は６,２８１万７,２０７円です。

次に、下段の支出です。

第１款水道事業費用は、第１項営業費用、第２項営業外費用、第３項特別損失及び第４項予備費の合計予算現額２億１,１０１万４,０００円に対し、決算額は２億３６６万４,２９４円です。第１項営業費用は、１目原水及び浄水費から４目減価償却費までの予算額、計１億７,０２７万４,０００円に対し、決算額は１億６,４０１万１,９３４円です。第２項営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費で、予算現額３,９７３万９,０００円に対し、決算額は３,９６５万２,３６０円です。第３項特別損失、次の第４項予備費については、決算はございません。

ここで９ページをお開きください。

財務諸表の損益計算書になります。

ただ今御説明した収益的収支の内訳になり、消費税相当額を差し引いた額で計上しております。

１、営業収益１億１,９００万３,４０８円と、３、営業外収益６,２８１万７,２０７円の合計１億８,１８２万６１５円が収入になります。

一方で、２、営業費用１億６,０５５万４,６８８円と、４、営業外費用３,０２７万８６０円の合計１億９,０８２万５,５４８円が支出になります。この結果、収入決算額から支出決算額を差し引いた９００万４,９３３円

が当年度純損失となりました。

次に、資本的収入及び支出について御説明いたします。

決算書6ページ、7ページをお開きください。

収入からです。

第1款資本的収入は、第1項企業債及び第2項他会計負担金の合計予算現額7,019万1,000円に対して、決算額7,019万1,122円です。

第1項企業債は、建設改良に係る企業債で、決算額は200万円です。令和2年7月豪雨により被災した水無川橋水道連絡管の橋梁添架実施設計業務の財源として借り入れしております。

第2項他会計負担金は一般会計負担金で、決算額は6,819万1,122円です。令和5年度においては、基準外繰入れはございません。

次に、下段の支出です。

第1款資本的支出は、第1項建設改良費及び第2項企業債償還金の合計予算現額1億3,605万8,000円に対して、決算額は1億3,536万7,587円です。

第1項建設改良費は、1目水道施設整備事業費及び3目営業設備費の合計予算現額684万5,000円に対して決算額615万5,304円です。

第2項企業債償還金は、企業債の元金償還で、予算現額1億2,921万3,000円に対して決算額1億2,921万2,283円です。

なお、資本的収入7,019万1,122円に対して資本的支出1億3,536万7,587円となり、不足する6,517万6,465円は当年度損益勘定留保資金で補填しています。

以上、議案第66号令和5年度水道事業会計決算認定について説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりました。

本案につきましては、各常任委員会において調査及び審査をお願いします。

なお、委員長報告及び質疑、採決は、11日に行います。

日程第10. 議案第67号

日程第11. 議案第68号

日程第12. 議案第69号

日程第13. 議案第70号

○議長（荒川 孝一君） 日程第10、議案第67号令和6年度錦町一般会計補正予算（第3号）から、日程第13、議案第70号令和6年度錦町下水道事業会計補正予算（第2号）についての4議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第67号令和6年度錦町一般会計補正予算（第3号）、議案第68号令和6年度錦町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第69号令和6年度錦町水道事業会計補正予算（第2号）、議案第70号令和6年度錦町下水道事業会計補正予算（第2号）、以上4議案につきましては、令和6年度各会計の補正に関する案件でございます。

まず、一般会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,354万5,000円を追加し、予算の総額を68億2,941万5,000円とする案件でございます。

補正の主なものは、町有地利活用事業として行う旧一武こども園跡地分譲地造成工事、道の駅錦農産物直売所改修工事、町道百太郎線道路改良工事でございます。

次に、介護保険特別会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,688万円を追加し、予算の総額を13億2,955万5,000円とする案件でございます。

次に、水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的収入及び支出の補正で、収入・支出をそれぞれ29万7,000円、資本的収入及び支出の補正で、収入・支出をそれぞれ200万円増額する案件と企業債の補正でございます。

次に、下水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的収入及び支出の補正で、収入・支出をそれぞれ26万7,000円増額する案件でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） それでは、補正の主な内容を御説明いたします。

まず、一般会計の歳入から申し上げますが、5万円未満の補正については、以降の各課長からの説明は原則として割愛させていただきますので、御了承をお願いいたします。

まず、総務課関係からです。

議案つづり18、19ページをお願いいたします。一番上の欄になります。

11款1項1目1節地方交付税5,566万1,000円は、補正予算所要額の財源として、普通交付税を計上しております。

次に、22、23ページをお願いいたします。下から2番目になります。

20款1項1目1節前年度繰越金3,000万円は、補正予算所要額の財源として計上しております。

次に、21款4項1目1節雑入136万3,000円のうち49万1,000円は、人吉球磨広域行政組合からの返還金で、人吉球磨観光地域づくり協議会派遣職員の人件費分、次の25ページ一番上の80万6,000円は、公有建物災害共済金で、あいねつと機器の落雷被害分となります。

次に、歳出です。

まず、全般的なことを申し上げますと、人件費の補正については、職員手当等の異動が主なものですので、それに係る説明は割愛をさせていただきます。

あわせて、歳入と同様、5万円未満の補正についても、以降の各課長からの説明は原則として割愛させていただきますので、御了承をお願いいたします。

それでは、26、27ページをお願いいたします。

2款1項1目総務管理費18節負担金補助及び交付金963万9,000円のうち区長会研修補助として26万円、くま川鉄道の令和5年度の経常損失分に対する補助として937万9,000円計上しております。

次に、5目財産管理費14節工事請負費3,000万円は、旧一武こども園跡地の造成工事分を計上しております。工事内容は、敷地内の舗装や側溝、防草シート敷設などの造成工事と水道管布設工事となります。

次に、7目交通安全費14節工事請負費107万5,000円は、カーブミラー新設工事15基分となります。

総務課関係は以上です。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） 住民福祉課関係について御説明いたします。

まず、歳入です。

18、19ページをお開きください。下段です。

15款2項1目総務費国庫補助金3節社会保障・税番号制度システム整備費補助金117万7,000円は、戸籍情報システム改修分で、振り仮名通知出力機能を追加するものです。10割補助です。歳出は、当初予算で計上済みです。

次に、20、21ページをお願いします。上段です。

23節物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金1,523万2,000円は、令和5年12月補正で計上しました電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業の決算確定による補助金計上です。

次に、歳出です。

26、27ページをお願いします。上段の下の方です。

2款1項15目結婚相談推進費7節報償費9万円は、結婚祝いギフトで、婚姻された方に贈る記念品代です。ツクシイバラ関連の商品で、30個分を計上しています。錦茶部会からの記念品を贈っていましたが、終了したことから、継続して結婚・出産・子育て支援の一環として結婚祝いギフトを贈るものです。

次に、同項16目諸費22節償還金利子及び割引料21万9,000円は、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金返還金です。令和5年12月補正で計上しました電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業の決算確定による補助金の返還金です。

以上で、住民福祉課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） 企画観光課関係を御説明いたします。

歳入からです。

議案つづりは18、19ページをお開きください。2段目です。

14款1項1目総務使用料2節錦ネット使用料375万5,000円は、歳出で計上しております錦ネット通信事業費の財源として計上するものです。

15款2項1目総務費国庫補助金22節デジタル田園都市国家構想推進交付金495万5,000円は、農産物等直売所改修工事等に充当するものです。

歳入は以上です。

次に、歳出です。

28、29ページをお開きください。3段目です。

2款7項5目錦ネット通信事業費13節使用料及び賃借料79万2,000円は、ネット利用者増に伴い、通信速度が低下していたことから、1段階容量を上げるものです。

次に、17節備品購入費440万円は、告知放送用タブレット設置希望者増により50台を追加購入するものです。

次に、34、35ページをお開きください。中段です。

7款1項1目商工総務費12節委託料305万3,000円、14節工事請負費907万5,000円は、いずれも農産物等直売所の改修に伴うもので、直売所内の什器等製作とレジのキャッシュレス化及び改修工事費用を計上するものです。

次に、5目商工業振興費18節負担金補助及び交付金50万円は、九州武蔵精密株式会社が今年会社創立50周年となることから、記念事業開催に当たり補助するものです。

企画観光課関係の説明は以上となります。

○議長（荒川 孝一君） 簗田税務課長。

○税務課長（簗田 俊哉君） 税務課関係を御説明いたします。

歳出です。

26、27ページをお願いいたします。下段です。

2款2項2目賦課徴収費11節役務費15万4,000円です。

説明欄11の預貯金等照会サービス利用手数料になります。

以上、税務課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） ここで10分ほど休憩します。休憩後は11時10分から開議します。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

先ほど諸般の報告についてですが、データを改めてタブレットに入力しましたので、御確認いただければと思います。

それでは、引き続き提案理由の説明を求めます。吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） 保険政策課関係の説明をいたします。

まず、一般会計の歳入です。

18ページ、19ページをお願いします。

15款1項1目民生費国庫負担金5節介護保険事業費等負担金11万円と、次のページをお願いします。16款1項1目民生費県負担金5節介護保険事業費等負担金5万5,000円は、いずれも低所得者保険料軽減負担金で、介護保険料の基準額変更に伴うものです。

同款2項2目民生費県補助金5節介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金60万5,000円は、1ヶ所の介護予防拠点施設の改修補助金を計上するものです。

次のページをお願いします。

19款1項1目特別会計繰入金6万4,000円は、令和5年度低所得者保険料軽減負担金の返還に伴うものです。

次に、歳出です。

28ページ、29ページをお願いします。

3款1項2目老人福祉費92万6,000円、内訳として18節負担金補助及び交付金60万5,000円は、1ヶ所の介護予防拠点施設の改修補助金です。

次のページをお願いします。

22節償還金利子及び割引料10万1,000円は、いずれも令和5年度補助金等に関する返納金で、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、熊本県介護保険低所得者対策事業費補助金及び低所得者保険料軽減負担金です。

27節繰出金22万円は、介護保険料の基準額変更に伴う低所得者保険料軽減負担金の変更によるものです。

一般会計については以上です。

次に、介護保険特別会計です。

まず、歳入です。

５６ページ、５７ページをお願いします。

１款１項１目第１号被保険者保険料１８０万円は、本算定による保険料見込額変更に伴うものです。

３款１項１目介護給付費負担金２６万５,０００円、同款２項１目調整交付金６万１,０００円は、交付金額変更に伴うものです。８目保険者機能強化推進交付金減額６２万２,０００円、９目介護保険者努力支援交付金５２万１,０００円は、交付金申請に伴うものです。

４款１項１目介護給付費交付金３５万８,０００円、次のページをお願いします。５款１項１目介護給付費負担金１６万６,０００円は、交付金額変更に伴うものです。

６款１項５目低所得者保険料軽減繰入金２２万円は、介護保険料基準額変更に伴うものです。

７款１項１目１節繰越金５,４１１万１,０００円は、前年度繰越金で、補正予算所要額の財源として計上するものです。

次に、歳出です。

次のページをお願いします。

２款１項８目居宅介護住宅改修費１８節負担金補助及び交付金１３２万５,０００円は、今後見込まれる不足額を計上するものです。

６４ページ、６５ページをお願いします。

５款１項１目償還金２２節償還金利子及び割引料５,５４９万１,０００円は、令和５年度の介護給付費等の事業実績に伴う国、県及び社会保険診療報酬支払基金への返還金です。

次のページをお願いします。

同款２項１目他会計繰出金２７節繰出金６万４,０００円は、令和５年度の低所得者保険料軽減負担金の返還金に伴う一般会計への繰出金です。

以上で、保険政策課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） 農林振興課関係を説明いたします。

歳入からです。

議案つづり２０ページ、２１ページをお願いします。下段です。

１６款２項４目１節農業費補助金減額の２７１万１,０００円のうち畜産振興総合対策事業費補助金減額の２７６万円は、ＪＡ導入牛に対する補助金で、交付決定によるものです。

次に、中山間地域等直接支払交付金１２万１,０００円、その下の中山間地域等直接支払推進交付金減額の７万２,０００円は、取組面積の確定及び交付決定によるものです。

次に、３節林業費補助金１３９万９,０００円は、人工造林及び鳥獣防止施設に対する補助金で、詳細は歳出で説明いたします。

次に、８節環境保全型農業直接支払交付金２８１万７,０００円は、有機農業へ取り組む団体への補助金です。詳細は歳出で説明いたします。

次のページをお願いします。上段です。

８目２節農業用施設災害復旧費補助金８４６万８,０００円は、令和２年７月豪雨により被災した上井新田地区農業用施設１ヶ所分の補助金の追加交付決定によるものです。

次に、一番下です。

21款4項1目1節雑入136万3,000円のうち、次のページをお願いします。

農地利用集積事業助成金返還金6万6,000円は、農地中間管理機構を通じた農地の集積に対する補助金の個人からの返還金で、解約に伴う1件分です。

次に、歳出です。

32ページ、33ページをお願いします。上から2番目です。

6款1項2目農業総務費3節職員手当等50万円は、今後の所要見込額です。

次に、3目農業振興費18節負担金補助及び交付金375万8,000円は、環境保全型農業直接支払事業補助金で、錦町環境保全型農業推進協議会への有機農業の取組に対する補助金11経営体分となります。

次に、22節償還金利子及び割引料6万7,000円は、農地中間管理機構を通じた農地の集積に対する補助金の県への返還金で、解約に伴う1件分です。

次に、4目畜産業費18節負担金補助及び交付金減額の115万3,000円のうちJA補助金減額の276万円は、JA導入牛に対する補助金で、事業費の確定による減額です。

次に、牛異常産四種混合ワクチン注射代補助金160万7,000円は、新規事業で、流産、早産、体形異常などの異常産に対するワクチンの予防接種に係る費用を助成し、飼養農家の経済的負担の軽減及び繁殖牛の異常産の発生を防止することを目的として1頭当たり1,000円を補助するものです。今年度の実績1,607頭分を計上しております。

次に、5目農地費18節負担金補助及び交付金67万2,000円のうち球磨地区田んぼダム普及拡大モデル事業負担金49万円は、田んぼダムモデル地区にて県営で実施される排水柵及び排水管の整備に対する町負担金となります。

次に、中山間地域等直接支払事業18万2,000円は、取組面積の確定によるものです。

次のページをお願いします。上から2番目です。

2項3目公有林整備事業費12節委託料226万5,000円は、今年3月に全伐しました一武、下り山地区分収林の再造林に係る植林及び鹿侵入防止ネット設置の経費となります。

次に、42ページ、43ページをお願いします。中段です。

11款1項2目農業用施設災害復旧費14節工事請負費858万1,000円は、補助金の追加交付決定に伴う上井新田地区農業用施設災害復旧工事の増額分になります。

以上で、農林振興課関係を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） 地域整備課関係を御説明します。

まずは、歳入からです。

22ページ、23ページをお開きください。2段目です。

16款3項3目土木費委託金1節河川管理委託金55万5,000円は、県管理河川護岸雑草処理業務委託金で、町で施工する県管理河川の除草処理区域の決定に伴い委託金を増額するものです。

歳入は以上です。

次に、歳出です。

34ページ、35ページをお開きください。最下段です。

8款1項1目土木総務費減額の29万6,000円のうち18節負担金補助及び交付金6万1,000円は、道路橋

点検士技術研修会に係る負担金です。

次のページをお開きください。

8款2項2目道路新設改良費3,811万8,000円のうち12節委託料34万円は、町道平岩役場線側溝改修に係る測量設計業務分となります。14節工事請負費3,760万円は、町道無田原線外側溝改修工事及び町道百太郎線道路改良事業に係る工事費です。21節補償補填及び賠償金17万8,000円は、町道百太郎線の補償費算定見直しに伴い、増額補正するものです。

次に、5目用悪水路費14節工事請負費232万4,000円は、土屋地区の排水対策工事分を追加補正するものです。

次に、3項2目河川管理費165万7,000円のうち12節委託料120万5,000円は、志戸内川用地測量業務委託料65万円と歳入で説明しました県管理河川護岸雑草処理業務委託料55万5,000円です。16節公有財産購入費45万2,000円は、12節で説明しました志戸内川に隣接する用地の購入費となります。

次に、42ページ、43ページをお開きください。3段目です。

11款2項1目現年災害復旧費460万円のうち12節委託料110万円、14節工事請負費350万円は、7月15日の大雨により木上迫地区の町道野間迫線の法面崩壊により側溝閉塞等の被害がありましたので、国庫補助による災害復旧事業での対応を考えていることから、必要となる測量設計業務及び工事費について計上するものです。

一般会計は以上です。

次に、水道事業会計補正予算について御説明します。

別冊の水道事業会計補正予算書2ページをお開きください。

議案第69号令和6年度錦町水道事業会計補正予算（第2号）になります。

第2条で、収益的収入及び支出の補正を計上しています。収入・支出、それぞれ29万7,000円を追加するものです。

第3条では、資本的収入及び支出の補正を計上しています。収入・支出、それぞれ200万円を追加するものです。

内容については、後ほど実施計画明細書により御説明します。

次のページをお開きください。

第4条で、企業債を追加しております。起債の目的は上水道事業で、限度額は200万円です。起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりです。

内容は、水道組合の町水道への新規加入に伴う配水管布設工事分となります。

次に、8ページをお開きください。

予算実施計画明細書になります。収益的収入です。

1款1項2目その他営業収益2節加入金29万7,000円は、企業債で申しました水道組合の町水道への新規加入金18件分です。

次のページをお開きください。

収益的支出です。

1款1項3目総係費34万6,000円のうち2節手当27万7,000円は、時間外手当で、落雷による故障や漏水対応など不足する手当分について見込額を補正するものです。

次に、2項2目1節消費税減額の4万9,000円は、中間申告により当初見込額から減額を見込み、現時点における不用額を減額するものです。

次に、１０ページをお開きください。

資本的収入です。

１款１項１目１節企業債については、先ほど説明したとおりです。

次のページをお開きください。

資本的支出です。

１款１項１目１節水道施設整備事業費２００万円は、企業債で申しました水道組合の町水道への新規加入に伴う配水管布設工事分です。

水道事業会計は以上です。

次に、下水道事業会計補正予算について御説明します。

別冊の下水道事業会計補正予算書２ページをお開きください。

議案第７０号令和６年度錦町下水道事業会計補正予算（第２号）になります。

第２条で、収益的収入及び支出の補正を計上しています。収入・支出、それぞれ２６万７、０００円を追加するものです。

内容については、実施計画明細書により御説明します。

５ページをお開きください。

収益的収入です。

１款１項１目１節下水道使用料２６万７、０００円は、財源調整により補正するものです。

次のページをお開きください。

収益的支出です。

１款１項４目総係費２６万７、０００円のうち２節手当２１万２、０００円は、時間外手当で、マンホールポンプの詰まり、落雷による停電対応など、不足する手当分について見込額を補正するものです。

以上、地域整備課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課。

○教育振興課長（尾方 良一君） 教育振興課関係を御説明します。

歳出になります。

３８、３９ページをお開きください。

１０款１項２目事務局費４４万４、０００円のうち１節報酬３５万円は、パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当で、ＩＣＴ支援員１名分の今後の所要見込額を追加計上するものです。

次に、２項２目教育振興費減額２０万円です。１節報酬から４節共済費までの減額２５万６、０００円は、パートタイム会計年度任用職員である教育支援員の小学校と中学校間の異動に伴う調整による減額です。

次に、１８節負担金補助及び交付金５万６、０００円は、全国大会出場補助金の増額です。９月に開催される全国小学生陸上競技交流大会に出場する小学生及び指導者に対する補助金を追加計上するものです。

次のページをお開きください。

３項２目教育振興費５７万２、０００円です。１節報酬から４節共済費までの各節予算は、小学校費で御説明した教育支援員の小中学校間の異動に伴う調整と教育支援１名増員に伴う勤勉手当の追加計上分になります。

次に、４項１目社会教育総務費２１万６、０００円のうち１８節負担金補助及び交付金４万４、０００円は、郷土芸能継承保存育成補助金の増額で、球磨郡市で構成する日本遺産人吉球磨における国指定無形民俗文化財球磨神楽につ

いて、令和6年度から衣装や道具の補修、新調が計画されていることから、構成市町村で補助を行うものです。

次に、同項2目青年会館費14節工事請負費110万円は、青年会館屋根防水工事になります、現在、青年会館南側に漏水箇所が見られることから、屋根の補修工事を行うものです。

次に、5項2目体育施設費15万3,000円のうち10節需用費、光熱水費12万3,000円は、次のページ御覧ください。勤労者体育センターの電気料が不足する見込みであることから、今後の所要額を増額するものです。

以上、教育振興課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。今、教育振興課にお尋ねします。

41ページ、青年会館屋根防水工事、以前あそこの防水工事は、工事した経緯はあったんじゃないかな、屋根の。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

ちょっと記憶にはないところですが、ここ数年の間では補修はやっていなかったかと思います。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） すみません。総務課の説明の中で、一武こども園跡の有効活用で、実際は宅地造成を行い、宅地として販売すると、区画は全部で幾つの予定があるんでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

こちら分譲住宅用地として整備をする予定としておりまして、分譲部分の面積としては3,200平米余りとなっております。そちらを12区画で区分して整備をする予定としております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） この販売価格というのは、まだ決定されていないということですかね。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） お答えいたします。

こちらの分譲用地の販売価格ですけれども、こちらについては造成費用でありますとか、あとは水道の敷設費用もございます。そのほか土地の評価額もございますので、そちらの部分を勘案して決定したいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 8番。要望ですけども、造成価格が3,000万円、たしかこれ解体費用が一千二、三百万円ぐらいかかったかなという記憶があるんですけども、その費用を鑑みてというの分かるんですが、将来的には錦町にたくさんの人が住んでもらわなければならないということで、今、少子化もありますので、今、一武地区にたくさんの家が建っていただければありがたいことなので、できるだけ販売価格は抑えて、採算性を取るのとは将来的に家を造ってもらえば固定資産税も入ってきますし、人が住んでもらえれば、その衣食住に関わるいろんな経済活動が生まれてくるわけですから、ちょっと鑑みて、できるだけ安く売りたいとは言いませんけども、買いやすいように、購入しやすいような価格をお願いしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 答弁よろしいですか。

○議員（８番 岡田 武志君） はい。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。４番、早田議員。

○議員（４番 早田 和彦君） ４番。３５ページの１４節工事請負費の道の駅の件ですが、これにつきましては全体のうちの９００万円ぐらいなのか、それともそれ以上かかっているの９００万円なのかをお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

９０７万５,０００円が工事請負費の金額として上限なのかどうかという御質問かと思うんですが、こちらが多少の不測の事態に備えて余裕を持たせている予算となっております。実際には通常予定して、まだ設計中でございますので、詳細な設計はできていないところですが、交付金の申請額に２割ほど増した額を計上させていただいているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ４番、早田議員。

○議員（４番 早田 和彦君） ４番。ということは、この金額で改修は全て予定内で行えるということですか。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

そのような認識でこちらも進めてまいろうと思っているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。９番、池田議員。

○議員（９番 池田 秀晴君） ９番。２７ページ、交通安全費の新設工事で１５件とありますが、以前テレビで、小学生の子どもに古いカーブミラーが倒れてきて怪我したような経緯があったんですけど、そういう古い点検もできますれば、この際、分館長を通じて、各分館の古いのを点検していただいて補修するような形を取っていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

本課と、あと交通安全関係の団体のほうで、毎年１回カーブミラー清掃というのを行っております。そちらで全箇所清掃しておりますので、そのときにも確認はできているかなと思っております。

また、そういった危ないカーブミラーございましたら、おっしゃるように、改修等はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ９番、池田議員。

○議員（９番 池田 秀晴君） ９番。次のページ、２９ページで、錦ネット通信事業費、告知放送用タブレット端末購入費４４０万円とありますが、使い方が分からないお年寄りの方もいらっしゃると思うんですよ。そういうところのシビアな説明をしながらやっていただきたいと思いますが、うちのほうはタブレットですけど、スマホに入れていらっしゃる方も、若い方いらっしゃると思いますが、取り付けていないところもあると思いますので、再度確認していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

当初1,500台で予算を承認いただきまして、その後、利用希望が随時行われている状況で、今、8月22日現在の利用希望の御家庭が1,577件ということになっています。既に設置してある御家庭に関しましては、もちろん設置当初、利用の仕方の説明とかを随時行ってきたところですが、例えば充電が切れたことによる動かないだとか、単純なところでいけばですね。そのような色々な電話等、お尋ね等が随時あっております。その際、サポートに、御家庭に伺って、不具合の処理でありましたり、また操作方法の改めての説明でありましたりを行わせていただいているところです。

あと、そのアプリに関しましては、今月の広報誌の一番裏のページにも、再度またダウンロードあっせんの記事を掲載させていただきました。これで一応4回目の掲載となっております。そちらのほうも普及に努めていっているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 8番。先ほど9番議員も言われましたけども、41ページのこの青年会館の補修の件ですけれども、青年会館は、私の記憶が正しければ、たしか九州武蔵が会社ができたときに、そのときに九州武蔵から造ってもらった施設だったのではないかなというふうに記憶しているんですよ。

ですから、この九州武蔵さんがこの50周年ということで、多分50年経っているんですよ。

ですから、木造で50年経過した建物ですから、確かに色々手入れやらせんばいけんから金がかかるかなと思うんですが、できれば抜本的に建て替えとか、新しい文化施設を本当に検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 答弁はできますか。尾方教育振興課。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御意見、ありがたく頂戴いたします。先ほどから説明しましたとおり、今現在、南側のほうで、雨が強い日には雨漏りしてしまっただけで床がぬれるような状況にもなっておりますので、一応その部分だけは今回改修をさせていただくということで予定をしているところになります。

以上になります。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。36ページ、37ページお願いします。

土木管理費の中でちょっとお尋ねしたいんですが、道路橋点検士技術研修会負担金というのは、職員がその研修会に参加する費用でしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えいたします。

議員おっしゃいますように、職員が行って資格を取る負担金となります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第67号令和6年度錦町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第68号令和6年度錦町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第69号令和6年度錦町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第70号令和6年度錦町下水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第71号

○議長（荒川 孝一君） 日程第14、議案第71号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第71号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、医師会より推薦いただく国民健康保険運営協議会委員の報酬等について、近隣町村との均衡を保つため、その額を改めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） 議案第71号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償については、職務従事時間が4時間以内の場合には半額とする規定がありますが、国民健康保険運営協議会委員においては、この半額の規定を除外するものです。

新旧対照表により説明をいたします。

新旧対照表の3ページ、4ページをお願いいたします。

報酬の会長5,200円、委員5,000円、費用弁償の1,000円の額自体には変更ありませんが、4時間以内

の場合の半額である括弧書きを外しております。

議案つづりの73ページにお戻りください。

なお、附則として、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。
10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。今回報酬等の改正でございますが、公布の日から施行するということですが、現在の予算の枠内で対応できるものかどうか、お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

現予算のほうで足りるところで今回提案をいたしております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第71号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第72号

○議長（荒川 孝一君） 日程第15、議案第72号錦町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第72号錦町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、令和6年12月から、国民健康保険の被保険者証が廃止となることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） 議案つづり74ページをお願いします。

議案第72号錦町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、令和6年12月2日から、被保険者証が廃止されることから、本条例についても所要の改正が必要

になることから改正をするものです。

新旧対照表により説明いたします。

新旧対照表の7ページをお願いいたします。

国民健康保険法の改正に伴い、条項ずれが生じることから、「第9条第1項又は第3項」を「第9条第1項若しくは第5項」に改正をするものです。

議案つづり74ページをお願いいたします。

なお、附則として、第1条で施行期日を、この条例は、令和6年12月2日から施行するとしております。

第2条では経過措置として、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定により、なお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、「なお従前の例による。」としております。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第72号錦町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第73号

○議長（荒川 孝一君） 日程第16、議案第73号大王原公園仮設団地改修工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第73号大王原公園仮設団地改修工事請負契約についてでございます。

本案件につきましては、請負契約に関する案件でございまして、地方自治法第96条第1項第5号並びに錦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格5,000万円以上の工事請負契約につきましては、議会の議決を求めることとなっておりますので、今回提案をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） それでは、議案つづり75ページをお願いいたします。

議案第73号大王原公園仮設団地改修工事請負契約についてです。

まず、1番目、契約の目的、大王原公園仮設団地改修工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、一金

9,790万円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額890万円）。4、契約の相手方、住所、熊本県人吉市城本町1088番地、商号または名称、株式会社速永工務店、代表者氏名、代表取締役速永一郎です。

大王原仮設団地につきましては、球磨村で被災された方々のために熊本県が建設した応急仮設住宅ですが、今年4月に県から譲与を受けております。

住宅の構造は、木造平屋の長屋建てで、1棟当たり1DK1戸、2DK2戸、3DK1戸の4戸から成っております。

一番目の図面のほうを御覧ください。

道を挟んで、図面上に西保育園がございますが、こちらの西保育園側の15棟60戸と集会所1棟の譲与を受けております。4月から改修実施設計に着手し、今回改修工事の発注となります。

工事内容は、外構工事として、住宅周囲や車道部、駐車場のアスファルト舗装が約2,700平米、側溝約140メートル、集水桝2基、横断暗渠約18メートルの敷設と、図面右上になりますが、敷地出入口の新設となります。

図面下のほうの8棟と集会所1棟は、県工事によりまして取壊しが今行われているところでございます。

では、図面の2番目を御覧ください。

こちらに住宅の改修内容を載せております。上の図面が改修前、下が改修後の図面となります。改修内容としましては、住宅部屋の間仕切り壁や部屋ドアの新設、玄関入り口、テラスデッキの改修となります。

工期は、来年2月21日までとしております。

説明は以上です。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 8番。来年の21日まで工期ということで、実際この入居はいつぐらいからの予定になっていますか。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） お答えいたします。

こちら工事の竣工検査などございまして、来年度4月から貸出しという形になれば一番ベストかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。お尋ねします。

建築の中の部分については、材料の高騰がない限りは変更がないと思いますけども、外構工事については変更になる可能性は高いと思いますけども、そちらの仕分け、ちょっと建築のほうをちょっとお尋ねします。

外構のほうは、設計変更の対象がいっぱい出てくると思うんですよ。現地によってですね。建築のほうは、今、こういう図面であらかじめ決まっていますので、材料高騰がない限りは変更の対象にはないと思いますけども、そこのお考えをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） お答えいたします。

変更につきましては、今のところは、特におっしゃいますように、住宅内につきましては、この図面がございます

ので、こちらに基づいて改修をしていきます。そこまで、本当におっしゃるように、変更はないかと思っております。

外構の部分につきましては、その材料等の大幅な動きというか、そういったところがない限りは、特に大きく変わることはないかなと思っておりますけども、現状を見ながら、その辺については対応をしていければと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 8番。この町営住宅は、色々計画が前後した経緯があったと思うんですけども、たしかアンケートを取られたと思うんですよね。今の町営住宅の古い住宅に入っている町民に対して、こういう新しい住宅ができますけども、そっちができればそちらに移りたいと思いますかとか、そういったアンケートを多分前に取られたと思うんですよね。

それで、私にも相談あったんですけども、それは入居を希望されたほうがいいんじゃないですかと私は答えました。実際、町営住宅も古い住宅もありますし、2階建てもありますけども、そういった形でアンケートで希望された方には最優先に入居をさせるというのが得策だと思いますが、確かに町営住宅も2階建てなんかは、高齢者の方は絶対平屋のほうがいいのは間違いないので、事故等も考えれば、そういった形で優先的に、希望されればですけども、入居をお願いしたいと、これ要望ですけども、よろしくお願いします。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第73号大王原公園仮設団地改修工事請負契約については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩します。休憩後は午後1時30分から開議します。

午後0時02分休憩

午後1時30分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

日程第17. 議案第74号

○議長（荒川 孝一君） 日程第17、議案第74号林道狩政曲り谷線第3・4号箇所災害復旧工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第74号林道狩政曲り谷線第3・4号箇所災害復旧工事請負契約についてでございます。

本案件につきましては、当初は予定価格5,000万円未満の議決を要しない金額でございましたが、工事を進めるに当たり、地方自治法第96条第1項第5号並びに錦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する5,000万円を超える金額となりましたので、今回提案をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） 議案つづり76ページをお願いします。

議案第74号林道狩政曲り谷線第3・4号箇所災害復旧工事請負契約について御説明いたします。

1、契約の目的、林道狩政曲り谷線第3・4号箇所災害復旧工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、変更前、一金4,807万円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額437万円）、変更後、一金5,222万1,435円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額474万7,403円）。4、契約の相手方、住所、熊本県球磨郡錦町大字西30番地、商号または名称、有限会社小園建設、代表者氏名、代表取締役小園周二郎。

この工事につきましては、令和2年7月豪雨及び令和4年台風14号により被災しました林道狩政曲り谷線路肩崩壊箇所4ヶ所の災害復旧工事になります。

増額の主な理由としましては、ブロック積み工の間知ブロックから中型ブロック積みへの材料変更及び査定時においては判明していなかった不可視部分のコンクリート舗装版及び構造物の産業廃棄物処理費の増によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第74号林道狩政曲り谷線第3・4号箇所災害復旧工事請負契約については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第75号

日程第19. 議案第76号

○議長（荒川 孝一君） 日程第18、議案第75号普通財産の無償貸付についてと日程第19、議案第76号普通財産の無償貸付についての2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第75号普通財産の無償貸付について、議案第76号普通財産の無償貸付についてでございます。

以上2議案につきましては、普通財産の無償貸付に関する案件でございます。

適正な対価なく普通財産を貸し付ける場合は、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めることとなっておりますので、今回提案をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） 議案つづりは77ページをお願いいたします。

議案第75号普通財産の無償貸付について御説明いたします。

本件は、錦町大字木上西、佐土原地区町有地につきまして、ゼンカイミート株式会社の無償貸付に関する案件でございます。

面積は、3万264平方メートル、貸付料は、年額無償、契約の期間は、令和6年10月1日から令和7年9月30日まで、貸付の相手方は、球磨郡錦町大字木上西2180番地1、ゼンカイミート株式会社、代表取締役社長南村輝夫です。

この町有地につきましては、令和2年7月豪雨で被災されました同社が、被災当初は事業継続も非常に厳しい状況の中、町、国、県などからの支援もあり、本町内での事業継続を決断いただいたところですが、工場建設には巨額の自己負担を強いられる上、相当の期間を要し、収益計上までとなりますと、さらに期間を要することから、令和3年9月定例会におきまして、令和3年10月1日から令和6年9月30日までの3年間、無償で貸し付けることを了承いただいたところです。

しかしながら、同社は、昨年9月の竣工から約1年が経過したところですが、収入の要となりますハラル認証取得が遅れており、令和6年8月から令和7年7月の収支計画がマイナス2億円であること、さらに来年11月から再建の際の借入れに対する償還が始まることから、非常に経営が厳しい状況でございますので、令和6年10月1日から令和7年9月30日までの1年間、土地貸付料につきまして無償期間を延長させていただきたく、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものです。

次に、議案つづりは78ページをお願いいたします。

議案第76号普通財産の無償貸付について御説明いたします。

本件は、錦町大字木上西、上杉地区、知敷原地区町有地につきまして、合同会社熊本錦グリーンパワーへの無償貸付に関する案件でございます。

面積は、合計で3万7,669平方メートル、貸付料は年額無償、契約の期間は、令和6年11月1日から令和7年10月31日まで、貸付けの相手方は、大阪市淀川区西中島六丁目1番地1号、合同会社熊本錦グリーンパワー、代表社員テス・エンジニアリング株式会社職務執行者五十嵐優です。

同社につきましては、平成28年から本町でのバイオマス発電所建設を計画され、投下資本額も巨額に上る一方、新規雇用が見込めることと林業事業者等への波及効果も大きいことから、令和3年9月定例会におきまして、令和3年11月1日から令和6年10月31日までの3年間無償で貸し付けることを了承いただいたところです。

しかしながら、同社は、昨年9月末より稼働を開始されましたが、発電に欠かせない原料である原木価格が市場価格の高騰により、昨年8月から今年5月までの間、トン当たり1,000円値上がりし、計画よりも約1,500万円経費が増加したとのことから、非常に経営が厳しい状況でございますので、令和6年11月1日から令和7年10月31日までの1年間、土地貸付料につきまして無償期間を延長させていただきたく、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものです。

議案第75号、76号の説明は以上となります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第75号普通財産の無償貸付については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第76号普通財産の無償貸付については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第77号

○議長（荒川 孝一君） 日程第20、議案第77号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第77号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてでございます。

本案件につきましては、法律の改正に伴い、今後、現行の被保険者証が廃止されることにより、規約を改正するものでございます。

広域連合規約を変更するためには、関係市町村議会の同文議決が必要でありますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第77号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第78号

○議長（荒川 孝一君） 日程第21、議案第78号錦町固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第78号錦町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を得て行うことになっております。

今回提案します柳瀬正州氏は、昭和26年12月13日お生まれで、錦町大字一武1880番地1にお住まいでございます。

現委員であります柳瀬氏は、人格、識見、共に高く、固定資産についても実情に通じておられ、同委員として最適任者であり再任をお願いするものでございます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第78号錦町固定資産評価審査委員の選任については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第22. 報告第6号

○議長（荒川 孝一君） 日程第22、報告第6号令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 報告第6号令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。

地方公共団体の長は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見書をつけて議会に報告することとなっておりますので、今回報告をするものでございます。

内容につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） 議案つづりの81ページをお願いいたします。

報告第6号令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御説明いたします。

まず、1番目の健全化判断比率についてですが、（1）実質赤字比率及び（2）の連結実質赤字比率については、黒字のため、比率は出ておりません。（3）実質公債費比率は8.9%で、前年度の数値から0.6ポイント上昇はしておりますが、早期健全化基準の25%を大きく下回っており、良好な数値と言えるかと思います。（4）将来負担

比率は2.5%で、早期健全化基準の350%を大きく下回っており、前年度の12.2%と比較しても9.7ポイント低下しておりますので、こちらも良好な数値かと言えます。

次に、2、資金不足比率についてですが、(1)水道事業会計、(2)下水道特別会計、共に黒字となり、資金不足比率は出ておりません。

報告第6号については以上となります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
本案は報告ですので、これで終わります。

日程第23. 休会の件

○議長（荒川 孝一君） 日程第23、休会の件についてを議題とします。
明日4日から9日までを休会したいと思います、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、明日4日から9日までを休会とすることに決定しました。

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。
これにて、令和6年第3回錦町議会定例会1日目の会議を散会します。
午後1時48分散会

令和6年 第3回 錦 町 議 会 定 例 会 議 録 (第2号)					
招 集 年 月 日		令和6年 9月 3日		招 集 の 場 所	錦 町 議 会 議 場
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告		開 議 散 会	令和6年 9月10日 令和6年 9月10日		午前10時00分 午後 4時09分
出 席 及 び 欠 席 議 員		議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
出席議員 12名		1	出 谷 口 一 也	10	出 金 山 民 幸
欠席議員 0名		2	〃 丸小野 聖 一	11	〃 高 田 孝 徳
凡 例 出 出席 欠 欠席 公欠 公務欠席		3	〃 梶 原 誠 二	12	〃 荒 川 孝 一
		4	〃 早 田 和 彦		
		5	〃 吉 田 眞 二		
		6	〃 石 松 まゆ子		
		7	〃 竹 田 農利人		
		8	〃 岡 田 武 志		
		9	〃 池 田 秀 晴		
会 議 録 署 名 議 員		4	早 田 和 彦	5	吉 田 眞 二
職務のため議場に出席した者の職、氏名			議 会 事 務 局 長 蓑 田 和 也		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名					
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	住 民 福 祉 課 長	山 園 琢 磨	農 林 振 興 課 長	有 瀬 耕 二
副 町 長		保 険 政 策 課 長	吉 田 誠 二	地 域 整 備 課 長	上 野 陽 一
総務課長	深 水 英 雄	健 康 増 進 課 長	東 貴 志	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 波 昌 一
教 育 長	毎 床 三 喜 男	税 務 課 長	蓑 田 俊 哉	教 育 振 興 課 長	尾 方 良 一
会計管理者	白 川 裕 美	企 画 観 光 課 長	岩 尾 和 文		
議 事 日 程		別紙のとおり			
会 議 に 付 し た 事 件		別紙のとおり			
会 議 の 経 過		別紙のとおり			

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和6年第3回錦町議会定例会8日目の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、ただ今から一般質問を行います。

質問の順序は抽選により決定しております。4番、早田和彦議員、9番、池田秀晴議員、1番、谷口一也議員、7番、竹田農利人議員、11番、高田孝徳議員、2番、丸小野聖一議員、6番、石松まゆ子議員、5番、吉田眞二議員の順となります。

本日は、4番、早田和彦議員、9番、池田秀晴議員、1番、谷口一也議員、7番、竹田農利人議員、11番、高田孝徳議員の予定です。

4番、早田和彦議員の一般質問を許可します。4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 皆様、おはようございます。4番議員、早田和彦でございます。

ただ今、議長より質問の許可をいただきましたので、令和6年第3回錦町議会定例会一般質問を行います。

今回の質問では、事項1、くま川鉄道の上下分離方式導入について、事項2、災害時の商工会との連携について、事項3、兼業農家への補助金対象があるのかについての3項目を通告しております。

これよりは、質問席にて順次行いますので、よろしくお願いいたします。

質問いたしますが、その前に、少し前の報道ではございますけれども、日本の有名な私立大学の総長さんが、国立大、国公立大の授業料は上げるべきだというような発言をされておまして、私の中では、頭の中ははてなマークでございまして、何をそういうようなことを言われるのかというようなことで疑問に思ったわけでございます。

今の国公立大学の授業料は58万2,000円と、私立大学におきましては100万円を優に超えると、特に私立大学の理系におきましてはまだ上がっているというような感じで、差別化があるんじゃないかというようなことで、その総長さんは言われました。

しかしながら、所得については中央と地方では大きな差がありまして、地方の学生さんたちは、また親御さんたちは、一生懸命応援されながら国立大学、公立大学を目指されて勉強に励んでおられるわけでありまして、ましてや人吉高校においても、年間280人の定員の中で、大体100名ほどは国公立大学のほうに進学をされております。そのような地方の高校受験生をさらに打ち砕くような発言を私立大学の総長さんがされております。

国公立大学の授業料は20%上限を境に、それぞれ経営者、大学に応じて上げてもいいというような文科省からのお達しがあるようですが、やはり地方の優秀な学生さんが目指すところでありまして、そのようなことは地方からも反対の声を上げるべきじゃないかと、そのように私は考えるわけでございます。

是非、今度、中央に行くことがあるときには、直に伝えたいとそうふうに思っておりますので、そのときにはまた

皆さんに御報告をさせていただきたいと思います。

それでは、これより質問席に移りまして、質問を始めさせていただきます。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。それでは、くま川鉄道の上下分離方式の導入についてお伺いいたします。

日本の我が国における鉄道事業では、通例として列車の運行と施設の保有は一体であるというのが、長らくの前提でございました。御存じのとおり、くま川鉄道においては、令和2年7月豪雨災害において、第4橋梁の崩落で通行が限定されて、今、運行されている状況でございますが、上下分離方式については、導入しないと補助金が出ないというような話を国等からのお達しがあるかと思いますが、その導入の経緯について質問をさせていただきます。

我々については若干の、おおよその説明はございましたけれども、この場をお借りして質問をいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） お答えいたします。

上下分離方式導入について、要旨として導入の経緯についてでございます。

質問議員おっしゃいましたように、52名の尊い命が奪われた令和2年7月の豪雨から4年が経過いたしました。被災当初から、人吉区は地域の振興や住民の生活安定のため、特に地元高校生の大切な移動手段の確保のため、くま川鉄道の早急な復旧復興を進めてまいりましたが、現在も球磨川に係る第4橋梁の完成が残り、人吉駅、肥後西村駅間の一部区間が不通となっております。1日でも早い、令和7年度を目指しておりますけれども、令和7年度の全線開通を目指して工事を進めているところでございます。

関連する市町村の財政は厳しく、さらに第4橋梁等の架け替えなど災害復旧工事の多額の経費も加わることから、国からの助成金の上乗せによる地元負担金の軽減を図ろうとしております。軽減を図るため、国が進めております上下分離方式を導入したところでございます。

詳細については、担当課長より説明させます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） くま川鉄道の上下分離方式導入の経緯についてということでお答えします。

くま川鉄道は、令和2年7月豪雨により甚大な被害を受け運行不能となったため、今後の公共交通機関をどのように整備していくのか、くま川鉄道や管内市町村、国、県、バス事業者などで協議を重ねられました。

その中で、交通事業における国支援制度の有無や高校生通学を中心とした朝夕のピーク時における輸送能力、速達性、コスト面から鉄道の活用が最も効率的とのことから、令和2年9月にくま川鉄道復旧に向け、くま川鉄道再生協議会が設立されました。協議会では災害復旧事業のスケジュール、事業費負担、国への支援要望、鉄道施設の保有の在り方など協議を進められております。

被災翌年の令和3年3月に、熊本県管内10市町村及びくま川鉄道株式会社により、くま川鉄道の復旧に関する確認書が取り交わされ、確認書では災害復旧事業に関することと、上下分離方式導入に関することの大きく2点が定められております。上下分離方式を導入することにより大規模災害の特例措置が適用され、国が復旧費の97.5%を実質負担することになります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（４番 早田 和彦君） ４番。この方式を導入することで、大きく国からの補助をいただけるということで、導入したほうがいいということでございました。只見線とかも実際実績もありますので、その方向で行くのだろうとそういうふうに思います。

質問要旨の２に移ります。

上下分離方式のイメージについて伺います。

例えば、先ほども申しましたとおり、通常であれば運行と施設の保有は一体というのが通例でございましたけど、このイメージについて御説明をお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） その前で、今、担当課長が説明を申し上げましたけれども、いわゆる地元負担金の金、現在のところ９７．５％ですけれども、残りの２．５％のうちの半分を関連の町村、あとの半分を県が持つということになってございます。

それでは、②の上下分離方式のイメージはというところでございますが、関係する市町村などで構成する一般社団法人くま川鉄道管理機構が線路などの施設や用地、俗に言えば下の部分ですけれども、これを保有し、くま川鉄道は上の部分、俗にいう運行、運営といいますか、これを担うということにしております。既に、令和６年６月２５日に一般社団法人くま川鉄道管理機構を設立をしております。

以上でございます。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） 町長の答弁に重なる部分もございますけれども、イメージということで、上下分離方式のイメージということですが、列車の運行や営業活動を行う部分を上として、鉄道施設の保有や維持管理を行う部分を下として、上下をそれぞれ別の主体が担う方式が上下分離方式のイメージとなります。

くま川鉄道の災害復旧に際して、列車の運行などをくま川鉄道株式会社が、鉄道施設や鉄道用地などを熊本県と球磨郡市１０市町村が設立する新法人、町長からございましたけれども、今年６月に設立いたしました一般社団法人くま川鉄道管理機構が保有する方式となります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ４番、早田議員。

○議員（４番 早田 和彦君） ４番。６月設立されて、いよいよ開通に向けてだんだんと着々と進んでいるようでございます。そして、また代表理事も決まられたようで、我々も持続可能な地域の交通手段として支援をしていかないといけないと、改めて思ったところであります。

ただ、上下分離方式になりますと、線路から下の部分、それから車両、それぞれ資産とか運用状況が変わってきますけれども、鉄道施設の資産の動きについてどのようになるのかを質問したいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） 鉄道施設の資産区分ということについてでございますけれども、くま川鉄道の復旧に関する確認書の中で、上下分離方式における資産区分については、（１）熊本県と球磨郡市１０市町村が設立する新法人が第３種鉄道事業者となり、鉄道施設、鉄道用地を保有すること。くま川鉄道株式会社は第２種鉄道事業者として、新法人が保有する資産以外の列車の運行に必要な資産を保有することとされております。

（２）では、くま川鉄道株式会社は新法人に全区間の鉄道施設、鉄道用地を無償譲渡する一方、新法人は譲渡を受けた鉄道施設、鉄道用地をくま川鉄道株式会社に無償貸与することとされております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。鉄道施設、鉄道用地を無償譲渡、くま川鉄道から実際、譲渡を受けた施設、用地は、今度はいくま川鉄道に第3種鉄道のほうからですかね。無償、無償で貸与し合うということで、書面上の契約はそこでやるということですかね。書面上の契約があつて、無償で譲渡、譲渡をちょっとお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、今年度、資産の洗い出しを行いまして、最終的には譲渡したということによって登記を完了して、そしてその後、その書面上の契約を結ぶような形になるかと思えます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。そのような資産の譲渡等で、くま川鉄道がしっかりと運営できるのであれば、一番いい方法を皆さんで考えられたのかなと、そのように思うわけです。

御存じのとおり、くま川鉄道も二十二、三キロ、人吉から湯前まで走っております。今後のくま川鉄道の運営も厳しいけれども、我々が支援、応援をしないといけないと、そのように考えておるわけですが、運営費の負担割合について、先ほど町長もおっしゃいましたが、運営費の負担割合についてどのようになるのかを質問をいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） 運営費の負担割合についてお答えいたします。

こちら、くま川鉄道の復旧に関する確認書の3番目に、新法人による鉄道施設に係る設備投資の費用については、熊本県及び球磨郡市の10市町村が負担することとされております。また、新法人による鉄道施設に係る維持管理の費用については、球磨郡市10市町村が負担するというように定められております。

確認書の（4）で、球磨郡市10市町村の負担分については、市町村間において別途協議の上、負担割合を決定し負担するということになっております。現在、段階的協議を経まして、最終合意に向けて詰めの段階ということと伺っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。現在、協議中ということでありまして、また、色々と負担割合については、それぞれの市町村間で人口割とか距離とか、色々と算定方法があるかと思えます。この負担については、くま川鉄道が通っていない自治体もあるわけですが、そこも一緒に含めたところで負担をつくっていくということでよろしいでしょうか。（発言する者あり）はい。

そのようなことで、人吉球磨が一体となって、くま川鉄道を今後とも応援をしていくということで、今後ますます具体的に進んでいくかと思いますが、ここで施設ですね。下の部分の管理、今後どうなるのかということで質問をいたしますが、前回、1番議員もちょっとおっしゃっていますが、やはり草とかそういうのが、当然、法面等に繁茂していくわけでございまして、特に一武駅から水無川の鉄橋までの間は、だんだんと法面が高うございまして、今、実際、我々もボランティアの一環として草刈りとかをやっております。

その中で、今の状況ではできますけれども、年々年を重ねるごとに、4メートルぐらいの法面が上がったり下がっ

たりするのが大変厳しくなってくるなと思いながら、一応参加者で話をしておりました。この上下分離方式によって、そういった部分がじゃあ誰がやるのかと、今後どうやって整備をしていくのかということで、非常に危機感、そしてまた具体的な方法を伺いたいなというふうに思っ、ここは質問をしたいと思います。なかなか地元でやっぱりしなないといけないというふうに思っておるんですけれども、あの高さはなかなかボランティアの高さではなくてきているというふうに思います。恐らく、人吉湯前間でも一番高い法面かなと思っておるわけですね。今後、そのようなところを含めた施設の維持管理はどのようなことになるのかについて、質問をいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 今後の管理については、非常に心配をするところでございます。ただ、できますれば、やっぱり地元の鉄道ということを、いわゆる鉄道を愛するという、みんなでかわいがっていくという面におきましては、今後とも同じようなやり方が必要かなと思っております。

ただ、くま川鉄道に接する自治体の延長とすれば、錦町が一番長うございまして、そういうのも含めたり、或いは町道でも同じですけれども、今も町道の場合は地元でみんなで草払いをしていただいておりますけれども、どうしてもできない部分については、町独自で町道の場合は草払いをしているというところもありますので、鉄道に関しましても、ゆくゆくはそういうどうしても地元でできない法面が高いところというのは、やっぱりそこで管理していくということも考えられるんじゃないかなと思っております。

いずれにしても、子どもの利用がどんどん減っていく。これが本当に厳しいところでございます。今年の、毎年、子どもたちが100名そこそこ、或いは70名というのは、大体今はもう60名から70名の子どもしか生まれないと。今、前期の分については30名だったかな、30名しか生まれていないということでありますので、今年は70名生まれるのかなと、そういうふうに子どもが減っていくと非常に心配でございます。

その子どものために鉄道も残そうということでありますので、是非、地元でもできる限りで範囲で結構でございますので、草払いをしていただければなと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。今、地元の協力もということで御答弁をいただきました。

できましたら、シルバー人材センターとかも活用していただければと思うわけですけど、現状をちょっとお話ししますと、年に3回ほどはやっておりまして、その間、休憩を取るときに鉄道が通りますと、運転手の方から御礼の汽笛とか、手を振っていただいたりとか、そういうことはありますけれども、以前は、お気持ちが色々あっておりましたけれども、なかなか経営が厳しいものですから、今はもう汽笛と手を振っていただいて、それでみんな満足して草払いをやっているというところでもありますけど、町長もおっしゃったとおり、地元の鉄道でありますので、今後またそういうことが私にも聞かれましたら、地元の鉄道だから皆さんで協力しましょうというようなことで、お話をさせていただきたいなと思います。

さらに、先ほど新生児のことも言われました。ある奥球磨のほうでは、去年は1名だったそうです、出生が。となりますと、今度は学校運営も非常に厳しくなってくるというふうにおっしゃっておりました。年に1名ということは、1学年に1名ですから、学校自体成り立たなくなってくるかなとそうように思います。

しかしながら、くま川鉄道に関しては、やはり地元の交通機関の一つとして支えていかないとけないと、そのように思います。そしてまた、今度ダイヤ改正とかが組まれるようであれば、夜の本数をどうにか検討していただきたいなと思います。今、人吉辺りに用事で行っても、なかなかタクシーもつかまりませんし、帰る手段がないのでなかなか行けない、帰れない。ましてや、球磨郡の上球磨のほうから行かれる方は、ホテルを予約してから行くというよ

うな方がおられます。是非、ダイヤ改正も含めた上で、協議会のほうでも検討していただきたいなとそうように思います。

我々も、くま川鉄道うちの敷地を通っていただいていますので、賛成しないといけないんですけども、我々の地区からしますと、時計代わりの時刻となっておりますし、しっかりと応援をさせていただきたいなとそうように思います。是非、早期の計画通りの開通を心から願って、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、災害時の商工会との連携についてに移ります。

災害時については、食料備蓄、用品の備蓄等も色々今まで質問がありましたけれども、商工会の方々においては、それぞれ専門家がいらっしゃると思います。そして、緊急時には連携をして、こちらから必要な物資を提供いただけるような連携をしたほうがいいんじゃないかということで質問をいたします。

質問の事項の2、災害時の商工会との連携について伺います。

衣類・食料調達等を早急に調達するには、連携をしたほうが良いと考えますが、その辺について質問をいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 災害時の商工会との連携について、衣類・食料調達など連携をしたほうが早い対応ができるのではないかと御質問でございます。

今年に入り、1月1日の能登半島地震、8月8日の宮崎沖地震、そして、梅雨明けからお盆過ぎまでの雨が降らない期間、また35度以上の高温といえますかね。そして、全国的に災害を及ぼしました先月の台風10号の迷走と、今年は平年と比較して異常な環境の変化を感じるところでございます。

災害被害の発生は、その時々にてどのような規模になるか分かりませんが、いち早く住民の生命、財産、そして生活の安定を図らなければならないと思っております。そのときの状況により判断をしていきたいと思っております。

以下は、担当課長から説明させます。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） 災害時の商工会との連携についてということで、お答えいたします。

災害時の連携については、国、県、球磨郡管内また県外市町村との応援協定、町内企業との連携協力などによりまして、物資の調達などについて御支援をいただいているところです。

災害時におきましては、被災された方からの御要望も、衣料、食料調達をはじめ、種々様々出てくるかと思えます。その点、商工会には様々な業種の多くの町内事業者の方が加入されておられますので、素早く円滑に御支援いただく面からも、非常に効果的ではないかと思っております。

これまでの災害におきましても、商工会におかれましては炊き出しなど自主的に行っていただいておりますので、連携策については検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。これは、一応、会員さんにも伺いましたけど、対応は可能だということでありますので、一時的なものかもしれませんが、町のほうで必要な物資は購入をしていただいて、被災者の方に素早く配布ができるような状況にさせていただいたほうが私はいいと思います。是非、連携をしていただき、協定を結んでいただければというふうに考えますので、その辺は前向きによろしくお願いいたします。

それでは続いて、質問事項の3、兼業農家への補助金対象があるのかについて伺います。

最近の記事では、面白いといえますか、なぜ日本の農家はもうからないのかというようなことが書いてあります。

ちょっと紹介しますと、米農家の所得は僅か年1万円と。米価下落と資材高騰のダブルパンチというふうになっております。経費もかかりますので、相対的にいくとこのようになるのかなという気はしますが、この僅か年1万円というのは、恐らく兼業農家だろうと思いますけど、20年間で平均所得は17万9,000円。農業に費やした労働時間の平均は1,000時間。これを時給に直しますと、なんと10円ということで、かなりの労力、時間を使いながら経費の高騰、そして米の価格の下落、稼いだお金は時給10円ということで、かなり厳しい経営というのが現状でも分かるわけです。

ただ、最近では1.4倍で米の価格が上がったということで、米離れが心配という方もいらっしゃいますが、これは違うと。1.4倍に米の価格が上がったとしても、経費高騰でそれ以上に農家の方の負担は上がっておるのが現状でありまして、最近の報道では米の報道に関しては、非常に誤解があるなというふうに憤りを感じておるところでございます。報道自体も片方ばかり価格が上がっていると言いますが、農家の方の経費は相当な負担、実際は時給10円でやっているというのが現状であります。

そこで、兼業農家については、なかなか兼業農家が多いにもかかわらず支援策があるのかということがよく聞かれますが、その辺について質問をいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、町の単独補助金を例に説明しますと、機械導入や施設導入であれば、果樹高品質化施設等導入事業補助金、農業用ビニールハウス等設置補助金が該当するかと思いますが、いずれも出荷、販売を目的とした農作物を作付される農業者であれば、専業、兼業の区別はしていないところです。

また、国の補助事業等におきましても様々ありますが、おおむね専業、兼業の区別はないようです。ただし、採択されるためにはポイント制となっておりまして、青色申告や法人化、または単収の向上や経営面積の拡大といった成果目標をポイント化し、ポイントの高い順に配分対象が選定されていることから、必然的に専業農家になっているのが実情となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。やっぱりなかなかハードルが高いなという感じがしますし、兼業農家以外でも専業農家の方のほうやはりハードルが高いと、そういうふうに今の答弁で思ったところであります。

ただ、やはりどうしても米だけでは農家も厳しい現状もありますし、実際に農家自体もどんどん右肩下がりということでもありますし、集落営農法人もだんだんと数が減少している状況であります。

今後は、面積が小さい小規模の農家に至っては高齢化も伴い、だんだんと手放す方も、離農の方も増えてくるんじゃないかと思います。そういった方も含めて、錦町も集落営農組織、法人化でやっておられる方がいらっしゃると思いますが、最後に錦町の現状の営農組織について質問をいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

集落営農に関しましては、令和3年度の段階では13組織ありましたが、その後解散が進み、現在7組織となっている状況です。

集落営農に関しましては、全国的な話になりますが、過去に国が行ってございました施策の交付要件を満たすためにつくられた組織が多かったようです。制度改正が進む中でメリットがなくなってきた、会計処理等の事務作業の負担

が原因で、現在残っている組織も、畑作物の直接支払交付金、いわゆるゲタ対策への対応として残っているのが実情のようです。

また、近年は機械の共同購入の相談は増えておりまして、県の事業や産業振興資金貸与基金等を活用していただいておりますが、集落のみんなで助け合えばこの負担を軽減することもできますし、コスト削減や今後の就農人口の減少を考えると取り組んでいっていいことかなと思いますので、町としても支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。私も機械とかは共同利用のほうがいいというのは分かっておりますけども、使う時期は皆さん重なっておりますので、なかなかかぶってしまえば自由に使えないというデメリットも発生してくるのではないかなと思います。

しかしながら、今年は米の価格の上昇も期待されるとは聞いておりますが、その分経費等も上がっておりますので、やはり手元に残るのは僅かしかないのかなという気はいたします。

今回の質問では、くま川鉄道に関して、それから災害時の商工会との連携について、それから兼業農家への支援策について、3つについて伺ったところでございます。特にくま川鉄道に関しては、やはり地元の重要な交通手段でもありますし、高校生の皆さんの重要な交通手段でもありますので、地元としてしっかりと支えていきたい、そして持続可能な交通手段として支えていきたいと、そのように改めて思ったところであります。

そして、また災害時の商工会との連携については、是非、締結をしていただきたいとそういうように考えて、今回の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は10時50分から開議します。

午前10時36分休憩

午前10時50分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

9番、池田秀晴議員の一般質問を許可します。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 町民の皆様こんにちは。毎日のお仕事、御苦労さまです。ただ今議長の許可をいただきましたので、令和6年第3回定例議会一般質問を行いたいと思います。

さて、今年は年明け早々、石川県能登半島地域を中心にした大規模な地震が発生して9ヶ月がたちましたが、まだまだ完全復旧の兆しが見えないことに対しまして、被災されました方々には心よりお見舞い申し上げます。これから寒い時期に向かってまいりますので、町民の皆様におかれましても、くれぐれも健康に留意されながらお過ごしいただきますようお願い申し上げます。

また、8月8日の午後4時43分頃、日向灘沖を震源とする地震があり、宮崎県日南市で震度6弱を観測しました。震源の深さは約30キロ、地震の規模はマグニチュード7.1推定、南海トラフ地震の想定震源区域内で起きたため、国は評価検討会を即座に開催しました。その後、松村防災担当大臣の説明があり、臨時情報、巨大地震注意の呼びかけ終了は8月15日で終了といたしましたが、8月18日に東北方面で震度3から5の地震があり、今後も予断を許さないと考えます。

では、ただ今から質問に入りたいと思います。

後は質問席より質問を行いますので、明快な答弁をお願いいたします。

まず、最初に質問事項1、南海トラフ地震の対策について。

質問要旨1、宮崎・鹿児島県の避難者の受入準備の考えは。そこで令和5年第1回定例議会一般質問で、道の駅裏の耕作放棄地の利用についてで、今後拡大していく可能性の高い耕作放棄地を道の駅と一体とした公園化及び避難所としての考えはで質問いたしましたが、前向きな回答はありませんでした。今回の地震に対しての考えは、前回と同じ回答ですか、お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） お答えいたします。

南海トラフ地震の対策について、要旨の1番として、宮崎・鹿児島県の避難者の受入準備の考えはということでございます。

先ほど質問議員もおっしゃいましたように、本年は1月1日マグニチュード7の能登地震、そして先月の8月8日の宮崎県沖においては震度6弱、本町での震度は4でございましたが、これまで体験したことのない大きな横揺れに驚いたところでございます。震源地が南海トラフ想定範囲内であったことから、今後30年以内に巨大地震の発生する確率が70%から80%見込まれるとの報道がございました。この件に関し、私は広報にしき9月号に町長の声として述べておりますが、住民の皆様の生命をしっかりと守らなければならないと、強く思いましたところでございます。

御質問の宮崎・鹿児島県の避難者の受入準備ということでございますが、山一つ隔てて隣接する球磨郡も宮崎県側と同様に当然ながら多くの被害の発生は想定されます。そのようなときは、本町や球磨郡を最優先に対応すべきことでございますので、現在においては御質問のような考えはございません。

以上でございます。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） ありがとうございます。ただ今町長の答弁がありますが、どこかにか避難所開設していくような場所を早急に考えていかないと、もうその西の大王原公園も狭くなってきました。あと小学校、中学校、各そういうところにしか避難所がないと考えますので、そのところを踏まえながら今後の検討課題として捉えていただきたいと思います。

次に、本町も熊本地震の経験ありますが、当時はそれほど大きな被害はありませんでした。南海トラフ地震は宮崎・鹿児島県では大きな被害が発生する可能性があるとして現段階で予測されていますし、今回8月8日に発表されていた臨時情報では、近隣のあさぎり町、多良木町、本町、水上村が震度6弱が想定されていたので、本町も甚大な被害が出る可能性が高いのではないかと考えられます。備えあれば憂いなしという言葉がありますように、準備は早急にしておくのが大事ではないかと考えます。

ましてや人吉海軍航空基地跡地を中心とした観光客の誘客にもつながるのではと考えますが、どのようなお考えかお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

災害時に関する備えという点に関しましては、先ほど町長が答弁申し上げたとおりです。

また、観光面というところでございますけれども、現在、人吉海軍航空基地資料館におきましては、教育旅行の誘致でありましたり、旅行会社との商談会参加など、様々な取組を行っておりますので、その取組を強化していければ

と考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 私は、今日、公園を見てきました。もう6割方、耕作放棄地になっております。

それで答弁の中に水利関係、用水路があるということですが、本町は百太郎溝の管轄だと思いますけれども、あそこの土地改良をしたときに、あそこの別府のほうから流れてくる川、河川の水を土砂撤去するときに、本町が70万円から80万円、約100万円近く毎年予算を組んでいただいております。その関係で耕作放棄地が増えくると、恐らく手放される方がおられると思います。

今、土地改良では百太郎の場合は反の4万円を出して、もう水も入りませんと、作りませんというような形になってきますので、そのときに本町が毎年100万円近く援助しているのを考えたら、その4万円はなくなって、ただで耕作放棄地の改修ができるんじゃないかなと思いますので、そのところも踏まえながら、前向きな検討をお願いしたいと思います。

続きまして、質問事項2、第6期錦町総合計画（案）実施計画書について、質問要旨1、2、事業計画の体系、事業計画書の構想の中から目的の人の輪を大切に、老いても安心して暮らせる町、若人に夢と希望が持てる町、実現のために必要な施策について計画的な遂行と行財政運営を目的として策定すると記載されていますが、町長に言われる言葉はきれいにまとまっていると思います。しかし、現実的に町民の皆様方はどのように感じておられるか考えてみられましたか、お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 答弁は、森本町長。

○町長（森本 完一君） 大変失礼を申し上げました。

その前に先ほど質問議員がおっしゃられました地域の耕作放棄地、土地改良区関係の農業用水の話ですけど、これにつきましては、百太郎とか幸野溝の土地改良区を併せて、今、質問された分をもう1回しっかり吟味しながら、話を進めていこうと思っております。

いずれにしても、耕作を放棄するというのは個人の財産の管理の話ですから、町がどうのこうのということは難しいわけですが、いずれにしても耕作を放棄は出ないようなやり方を、土地改良を含めて皆さんで進めていくということが、本当に、そこばかりじゃなくて、この人吉球磨郡全体がそういうことになってきておりますので、今後しっかりと県も含めて話をしていきたいと思っております。

御質問の安心して暮らせる町でございますけれども、私は地震も含めて、先ほど冒頭言いましたように、今まで大きな地震もございませんでしたので、今後について、担当課を含めながらしっかりと検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 次に、私も高齢者の枠に入ってきましたが、今後、これからのことを思うとき、施設に入所して、果たして子どもたちに迷惑をかけないでおられるかという、毎日のように考えています。その私の母が施設に3年間入所しておりましたが、一月に11万円ほど支払っていました。介護保険料を支払っていても、入所すると別に支払いが発生するのが腑に落ちない高齢者の方がおられるのではないのでしょうか。町長は、一町民に戻られても生活には困らないかもしれませんが、ほとんどの高齢者の方たちは不安でいっぱいなのではないのでしょうか。考えをお聞かせください。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

介護保険は、介護保険料を皆様から納めていただき、介護が必要となったときに安心して介護サービスを利用できるよう、みんなで支え合う受益者負担の原則に立った相互扶助制度ですので、サービスを利用した場合は応分の利用負担は必要となります。介護保険料を納めていても、入所すると別に支払いが発生するのが腑に落ちないという話は聞いたことがございません。これは医療保険でも同様ですので、皆様御理解いただいているものと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。今、担当課長がお答えしましたけども、実際、腑に落ちないということをお聞きしておりませんということではありますが、アンケートを取っていただければまだ分かると思いますよね。最後のほうで2億7,000万ぐらい施設、または医療費のほうで払っていると聞きますけども、本人からすると、本当にそこところに腑に落ちない部分が発生するんじゃないかなと思うんですよ。やっぱりそういうところまでシビアに考えていただいて、やっぱりアンケートなり取って、やっぱやっていくのが行政の仕組みであると思いますので、よろしく願いいたします。

次に、ある町民の方が、意見として「葬儀代が100万円近くかかるので、せめて10万円ほど支援していただければ経済的にも助かるのに」と言われました。お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

国民健康保険と後期高齢者医療では、被保険者が亡くなられた際に、申請によりまして喪主の方に対し、2万円ではありますが、葬祭費として支給をしている状況でありますので、質問議員がおっしゃいます葬儀代への支援の考えは、今のところございません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。私もうちの母、父を亡くしまして、葬儀をさせていただきましたけれども、本当に70万円から100万円近くかかるんですよ。

ただ、皆さんが来ていただいたお金である程度賄っていただけますけども、やっぱり高齢者になるとそこところに不安が生じると思いますので、やっぱり再度再度、皆さんで検討していただいて、少しでもそういう負担がないように努力していただければと考えますので、よろしく願いいたします。

次に、以前、施設に入ると、施設に住所を移しておくとし施設代が安くなるというお話を以前聞いたことがあるんですよ。今はもうそれができなくて、住所を移転できないということだったんですけども、やっぱり年金でいくと、本当に3万円、4万円、月にですね。それでは医療費を支払うこともできないと考えますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、移住交流対策の中から関係人口の創出で、ふるさと住民の創出やふるさと住民の地域づくりへの取組とありますが、基本計画では、令和9年度末、また対象者の募集に対し、ふるさと納税者、町出身者、ふるさと住民への参加であったり、ふるさと納税者以外の皆さんにふるさと納税の御依頼をされているのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

令和6年8月末現在で、ふるさと住民に関しましては、143名の登録をいただいているところです。また、現在登録されている方のうち、本町出身者が32名、本町にふるさと納税をいただいた方は26名いらっしゃいます。加えて、ふるさと住民登録の際に、本町にふるさと納税をしたいとの御意向を示された方が43名ほどいらっしゃいました。これまでもふるさと住民との交流会の場で、ふるさと納税のPRを行ってきたところですが、今後も引き続き情報発信に努めてまいります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。ふるさと納税は、うちの長男、東京の八王子におりますけども、ふるさと納税をしたとお聞きしましたが、本当にしたのかちょっと分かりませんが、やはりこの錦町出身者に対しては、錦町にいらっしゃる方には本町のふるさと納税にさせていただくような努力をやっぱり我々もしていかにやいかに、皆さんも御協力いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、交流関係人口を創出するため、東京都及び大阪府、錦町出身者の飲食店等において、9年度末まで地域づくりへの参加回数4回とあります。本町の担当職員は出席されるのか、お聞かせください。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

担当職員と地域おこし協力隊、あとふるさと支援大使が出席して対応しているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） ありがとうございます。

やはり地域おこし協力隊とか担当職員、行ってやっぱり地元の方、またその関係される方にやっぱり接して、初めて前に進んでいくと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

第一に、移住定住の支援で町外からの移住定住を促進するため、県や周辺市町村と連携しながら、全国の移住相談会での本町の情報発信、移住相談員、地域おこし協力隊員等による暮らしや住宅、仕事等の移住に関わる案内支援等を行っていきとあり、移住相談件数は4年間で120件、移住体験施設の利用件数10件とあります。このことについて、詳しい説明をお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

本町におきましては、これまでも県等が主催する移住相談会において、積極的な情報発信を行ってまいりました。令和5年度はオンライン方式で3回、対面方式で3回の計6回参加しております。

このような相談会の場における相談件数の累計ですけれども、令和2年度から令和5年度末で142件となっております。移住体験施設の利用につきましても、今年度に入り利用件数の累計が10件に到達したところですが、利用のない時期もございますので、今後も利用件数増加に向けて情報発信を行ってまいります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。そこで、KPI、重要業績評価指標とあります。私もこの6期の総合計画表を見て、ああなるほどなと。だから、1年、1年そういう更新をされたら、次に変えて目標を達成していただくような努力をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

第2に、移住者向けの支援で県と連携しながら東京都支部から本町への移住就業をした者に対する移住支援金の交付を行うと共に、移住者の住まいの確保を支援するため、住宅取得費、引っ越し費、住宅リフォーム費、空き家片付け費に対する町独自の補助を行い、4年間で移住者数20世帯とあります。

本来ならば熊本移住定住U I J ターン就業支援とありますが、東京以外、全国からでも本町独自の支援をしてくれるのか、また移住就業期間は申請日から5年以上となっているが、同じ条件で支援されるのか、お尋ねします。もし東京、大阪は支援ができて他の自治体からは移住があっても支援できないのであれば、その理由をお聞かせください。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

本町独自の補助であります住宅取得補助、引っ越し補助、空き家リフォーム補助、空き家片付け補助につきまして、東京都市部以外からの移住も対象としているところです。

また住宅補助の要件としている移住の期間につきましては、3年を超えて移住しようとする事としております。以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。次に、空き家施設の活用とありますが、現在の登録件数についてお尋ねします。

令和9年度末で空き家バンク登録件数20件、利用成約件数15件となっていますが、実現の可能性はあるのですか。また予算の計上もないのにどのような活動ができるのか、お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

現在、空き家バンクの累計登録件数は26件、土地のみの物件も含んでおります。累計成約件数は19件となっております。実施計画には空き家対策等の予算は計上しておりませんが、空き家バンクへの登録を含めた利活用につきましては、町のホームページや広報誌等で情報発信を行っているほか、県が運用する空き家バンクプラットフォームにも情報を掲載し、周知を図っているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。空き家バンクの資料をちょっと見せていただきましたけれども、要するに賃貸のあれが少ないんですね。売買のほうが多くて、300万円、430万円、1,700万円とこれを買って住まわれる方がいらっしゃるのかなと、私なりに個人的に思いますけれども、できればそういう住宅のリフォームをしながら、賃貸で貸していただくような空き家バンクも探していただければ、借りる人が出てくるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、空き家活用で、空き家のうち、賃貸、売却、別荘といった使用目的のない物件が本県で増えている。使用目的のない空き家は、居住世帯が長期不在だったり、取壊しを予定していたりする物件、放置が続けば劣化して倒壊する恐れがあるほか、公衆衛生や景観面でも問題がある。23年は県内の空き家12万7,500戸の半数を占めた。その住宅のうち、使用目的のない空き家のうち、割合は7.7%で、全国平均5.9%よりも高かった。

県の補助事業は、16年度に始まった市町村や民間事業者を対象に、地域活性化を目的とした宿泊施設や交流施設、移住者用の賃貸住宅などへの改修を支援する。市町村が実施する場合は、国と県が4分の3を補助、民間主体であれば、国、県、市町村が3分の2の負担をすると条件はないとのことだった。ただし、補助金の活用が進んでいないということで、県によると、これまでの補助実績は、南阿蘇村、多良木町、本町、南小国町、美里町の5町村の7件に

とどまると。いずれも、移住者検討中の人に貸出す施設などとして使われているが、民間からの申請はまだない。

空き家が地域の中心的な集落にあるといった要件に合致する必要があるほか、改修費用に見合う利用が見込める物件を見つけることは容易ではないこと。また、市町村が改修する場合は借上げるなど、所有者との交渉も必要であり、耐震補強などの改修費用に加え、築年数が経過していれば管理コストもかかり、新築したほうが安くなる場合もあるとのことだった。

そこで、今後、空き家は増加傾向になると思われるも、後継者がいない空き家が増加してくると、解体するにも解体することが難しい時代が来るのではないかと。そのようなとき、ただ放置している場合ができないのではないかと考えます。どのようにお考えかお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

本町では、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、町民の皆様の生命、身体または財産の保護及び生活環境の保全を図ると共に、空き家バンクへの登録等、空き家の利活用を促進し、地域振興に寄与することを目的に、錦町空き家等の適正管理に関する条例を本年3月定例会で可決いただきまして、4月1日から施行しているところで

す。

所有者及び管理者に対し、空き家が放置されることのないよう、本条例の周知と併せまして適正な管理を呼びかけてまいります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。今、うちの分館でも、もう朽ちていく家屋があるんですね。もう居住者がいなくて、どこに住まれたか分かりません。そういう空き家がどんどんどんどんこれから増えてくるんだろうと思います。そういうときに本当に考えれば、本来ならば、国、県と打ち合わせしていただいて、公費解体ができるような施策も考えていただければと思います。

そこで、今後、空き家の対策として、空き家の解体費用を各自治体で予算化するのは難しいのではないかと考えます。解体予算を国及び県に要望する考えがあるのか、お尋ねします。もし、国及び県が厳しいと判断した場合、空き家解体用の基金を積立てて、公費解体するときがあるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

空き家の解体に係る予算につきまして、今のところ国や県に要望するという考えはございませんけれども、空き家の除却、再生等に係る国や県の交付金、補助金を活用した事業につきましては、検討の余地があると考えているところです。

なお、空き家はあくまでも個人の財産であるため、公費による解体につきましては、慎重に検討する必要があると考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。土地も家も個人の財産ということでありまして、固定資産税がかかってくるそう考えたときに、国の考えとしてやっぱりできれば高齢化が進んでいって、そういうふうな解体が必要であれば国としてもやっぱりそういう危険性を除去するための対策をやっぱり考えていくべきじゃないかなと思いますので、

今後はそのところも含めたところで検討していただきたいと思います。

次に、町長は、人吉海軍航空基地跡地に3年間で1億4,001万2,000円と計上されていますが、令和9年度末では来場者3万人、教育旅行受入数85校、町内観光入込客数25万人となっています。どのような構想か、お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

入館者数に関しましては、令和4年度が1万6,443人、令和5年度が1万8,311人と約10%増加しています。本年度4月から8月におきましては、入館者数9,012人で、昨年度の4月から8月の7,970人に対し113%となっており、先月の1か月では開館しました平成30年8月に記録しました最高入館者数3,197人を超えまして、3,337人の入館がございました。10月、11月は秋の行楽シーズンとなり、多くの来館者が想定されますので、資料館に足を運んでいただけるよう、テレビコマーシャルやSNSをはじめ、情報化発信を積極的に行ってまいります。

修学旅行や社会科見学等の教育旅行の実績につきましては、令和4年度が予約21校中、来館が14校、令和5年度が予約25校中、来館が17校、令和6年度は8月末現在で予約9校中6校に来館いただいております。いずれも机上には上がってくるものの、ルートの変更によりまして来館に至らなかったケースがございます。

現在、国の補助事業でありますデジタル田園都市国家構想交付金事業としまして、町独自で進めますコンパクトSDGsスタディープログラム事業と、海軍ゆかりの4市1町連携で進めております空がつなぐヒト・コト・モノ交流推進プロジェクト事業を観光協会に委託しております。

いずれも、令和5年から令和7年の3ヶ年の継続事業であり、コンパクトSDGsスタディープログラム事業は、旅行会社や教育現場との協議の中で、平和学習に加えた学習コンテンツの要望があったことから、人吉海軍航空基地資料館近辺の事業所であります、ゼンカイミート株式会社、熊本錦グリーンパワー、あとくま中央森林組合さんと協力しまして、牛の解体による食の学習、ハラル対応の宗教についての学習、バイオマス発電や森林問題の環境学習といった複数の学習コンテンツを組み合わせたものを旅行商品として造成するものです。

本年度中には商品化いたしまして、旅行会社や教育現場に体験してもらい、フィードバックしたものを令和7年度に販売する予定とし、教育旅行受入数の増加を図ってまいります。

最後に、町内観光入込客数につきましては、町内の観光施設であります温泉センター、農産物直売所、錦ヒルトップ通天の湯、人吉海軍航空基地資料館、錦町ふるさと祭りの5件を熊本県の実施する観光統計調査に計上しております。令和5年の合計が24万7,706人、令和6年1月から6月の合計が10万120人となっております。令和5年1月から6月の入込客数が9万6,933人でしたので、令和6年は令和5年と比較して約3%ですけれども増加しているというところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。今、台湾有事で石垣島のほうが夜間の避難訓練もされているという話を聞きます。そういう形で九州全土も恐らくそういう対象の中に入ってくるのかなと、だから、今、中国の動きというのは怖い部分があって、やっぱりそういうところも含めた上でそういう人吉海軍航空基地資料館を勉強の場として、だんだん進めていただければ、やっぱり入館者数も増えてくるんじゃないかなと思いますので、そのところも含めてよろしく願いいたします。

次に、地域再生計画の事業内容の中から1、観光協会の体制強化事業、観光協会の専任職員の状況や専門制の要請、旅行業免許の取得による営業基盤の構築など体制の強化を図る。2番目、平和教育のプログラム構築事業。3番目、大型団体客の誘客強化事業。4番目、ミュージアムを核とした観光基盤強化事業。ミュージアムを核として、町内外の観光地等をつなぐ着地型観光メニューの開発。ミュージアムとを連携し、地元農産物等を使用した商品やお土産の開発となっていますが、達成率は何%かお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

現在、着地型の観光メニューとして資料館で提供するフィールドガイド、岩城、木本神宮を巡る日本遺産ツアー、陶芸体験、きじ馬花手箱の絵付け体験を、町独自の着地型観光メニューを開発、販売しているところです。

なお、フィールドガイドにつきましては、令和5年7月からはメニューをベーシック、スタンダード、プレミアムへと改めたことで、入館料とは別に、令和4年度の107万7,000円に対し、令和5年度は363万2,000円と337%の増。令和6年4月から7月は119万9,000円と、令和5年4月から7月の62万9,000円に對しまして、190%の増となっております。

人吉温泉観光協会の販売する防災学習やラフティングと合わせた利用もあるものの、販売実績が少ないことから、さらなる情報発信が必要と考えております。資料館では観光協会会員が生産する工芸品や商品を開発、販売しています。現在、常楽酒造のワイン酵母仕込みの焼酎のミュージアムラベル、お茶、紅茶等のオリジナルカラーのきじ馬花手箱、ゼロ戦箸置き等を販売しています。

また、観光協会会員が生産する商品の販売場所としても、若干ではございますが、資料館を活用しております。カフェコーナーでは農産物品を加工し販売しており、地産地消を意識しまして、地元農産物をメニューに取り入れ提供しているところです。

質問議員おっしゃいます達成率を明確に数値化するのは難しいところですが、物販売上実績は、令和4年度の346万5,000円に對しまして、令和5年度が413万9,000円と119%。令和6年4月から7月は128万5,000円と、令和5年4月から7月の123万8,000円の約103%。カフェ売上げ実績は、令和4年度の355万3,000円に對しまして、令和5年度が437万5,000円と123%。令和6年4月から7月は168万7,000円と、令和5年4月から7月の118万1,000円に對しまして、143%となっております。

引き続き、町内をはじめ観光協会会員の生産品を用いた商品開発及び販売に注力いたしまして、関わりのある或いは関わりが持てる様々な団体等との連携を強化し、様々な方々からの御理解と御協力を賜りながら、町の観光基盤の強化を進めてまいります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。次に、事業が先導的であると認められる理由の中から、自立性、運営は観光協会が行い、観光ガイド、オリジナルグッズの開発、販売、特産品の販売まで行い、修学旅行客、一般入館者の入館料、施設の使用料、グッズ等の販売等による収益で運営できるよう、経営の自立を高めていく。

次に、官民共同、行政は運営主体となる観光協会の体制強化や、大型団体各の誘致活動など、観光協会が自走できるための基盤を構築すると良いことが記載されていますが、今後の目標達成ができるかをお聞かせください。もし、3年間で目標を達成できないというか、どのような方向に切替えられるのかも聞かせください。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

現状では、先ほど答弁いたしましたように、目標を達成できるように様々な取組を行っておりますので、今のところどのような方向に切替えるという具体的なことは考えていないところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。次に、人吉球磨も一体となった観光地域づくりについてお尋ねします。

3年間で937万9,000円計上されています。現在までの経済効果はあったのですか。協議会の定例会の中身を見ましたら、令和3年6月15日作成の中から、設立時の役員で理事と同時に社員となっていますが、もう少し詳しくお聞かせください。

また、理事や幹事には報酬、退職金は支払わない。ただし、総会において報酬等の基準を別に定めたときは、当該基準に従って算定した額を報酬として支給することができると記載されています。社員には報酬はないのかお尋ねします。

また、事務局はあさぎり町に置くとなっていますが、どのような場所にあるのか、事務職員は何名配置されているのかお聞かせください。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

当協議会は、観光を人吉球磨の持続的な発展を支える産業として位置づけ、地域が一体となった観光づくりをということで、様々な事業を展開しております。昨年度におきましては、地域の稼ぐ力強化事業としまして、魅力ある商品開発事業、国内外誘客事業、デジタルプロモーション事業を、また、地域の推進体制確立事業としまして、専門人材の配置やデータ整備等の事業に取り組まれました。

質問議員おっしゃいます経済効果につきましては、具体的な金額は示されておきませんが、人吉球磨風水・祈りの浄化町戦略におきましては、各三日月イベントで約3,500人の集客があったという事業報告がなされているところです。

次の御質問につきましては、協議会に確認しましたところ、定款では、総会において報酬等の基準を別に定めたとしておりますが、現時点でこの規定に基づき、社員に報酬を支払った実績はないということです。ただ、常勤の専務理事がおられまして、その方には給与を支払っている形となっております。また、ここで言います社員とは、一般社団法人法上の社員のことで、当協議会で申しますと、総会における議決権を有する関係市町村長及び関係団体の代表者を指します。あと、事務局はあさぎり町の生涯学習センター、旧免田中内にございまして、事務局の職員は常勤が4名、非常勤が4名の計8名ということでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） ありがとうございます。

要するに、人吉球磨全体、また錦町の人吉海軍航空基地で協議会がありますけれども、そのところを含めて、人吉球磨で全体で盛り上げていくようなやり方を今後は進めていただければ、まだ人吉球磨に来るお客さんは多くなると思います。また、肥薩線が洪水で破壊されておりますので、ちょっと厳しい部分もあるかもしれませんが、もし、仮に肥薩線が復旧したら、まだまだ増えると思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、にしき・まち・ひと・しごと創生推進事業の中から、基本目標1、ひとが集い暮らしやすいまちづくり。将

来人口の落ち込みが想定される中、新しい人の流れをつくる必要があるし、関係人口として取り組み、定期的な交流を育みながら長期的な対策を講じる。

基本目標2、ひとが安心して働けるまちづくり。町への入込みの中心となりつつある人吉海軍航空基地資料館一帯や道の駅錦等の整備を進め、町への入込み客の増加、観光消費額の増による雇用の創出を図る。

基本目標3、ひとが夢、希望、誇りを持てるまちづくり。最大面積を誇るくらんど公園については、多目的な機能を併せ持つ公園として整備を進めていく。若者の町内活動や町政参加の方策について、若者が主体となって場を設け、具体的な施策を実行していく。

このことについて、達成率が何%と考えておられるか、ちょっとお聞きかせください。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

こちらに関しましても、達成率を具体的に数値化しますのは難しいところです。まず、基本目標1にございます人口減少につきましては、社人研の推計値を見ましても、2050年には本町の人口が6,911人と7,000人を切るような報道がなされました。

現在、町では、この問題を全職員で共有するため、人口減少対策に係る職員ワークショップを実施し、人口減少による影響等を洗い出し、対策については、様々な意見が出されました。今後は、若手町民さんも含めたワークショップを実施し、その意見等や、また、ふるさと住民さんからの意見等を、今後の町政運営に取り込んでいくことで、基本目標3にございます人が夢、希望、誇りを持てるまちづくりに寄与するものと考えております。

また、基本目標2の、人が安心して働けるまちづくりににつきましては、先ほど地域再生計画の事業内容で答弁いたしましたように、町の観光基盤を強化することで、達成に近づくことができるものと考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。次に、高齢者福祉対策で地域の縁がわの全町への拡充については、総合戦略該当となっているが、独居高齢者の社会との関わり創出、認知症に関する理解の推進については、総合戦略該当から外れています。予算は計上しないのですが、いずれは皆さんも高齢者になるのですよ、考えをお聞かせください。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

独居高齢者の社会との関わり創出、認知症に関する理解の推進について、総合戦略非該当ということで重要視していないということではありません。地域の縁がわは、御存じのとおり第9期介護保険事業計画において、保険料が大幅に上昇したことから、地域の縁がわ事業を全地区に広げて、今、元気でいらっしゃる高齢者の方が、介護保険を利用する時期を少しでも送らせることができるように、重点的に取り組んでいく計画としております。

また、予算額がないということでのお尋ねですが、いずれも人的な予算は必要とするところですが、職員に係る人件費ですので、ゼロ計上としているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番、ありがとうございます。

うちの奥さんも地域の縁がわに率先して、今、行っているところでございますので、コロナにかかって、ここに血栓ができて、それから病気の影響で（ ）しておりますけれども、今、地域の縁がわに一生懸命はまっております。

ておりますので、それは継続していただきたいと思っております。

次に、質問要旨の3で財政計画についてお尋ねします。

令和6年度の歳入は、決算見込み額で6億6,700万円、令和7年度では6億4,000万円、2億7,000万円の減、令和8年度では6億3,000万円、1億円の減となっていますが、この原因についてお尋ねします。

なお、ふるさと納税が原因であるならば、課題解決に向けた取組をお聞かせください。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

普通会計歳入計画表においては、令和6年度からの3年間の推移として、議員おっしゃいますように、令和6年度が6億7,000万円、7年度が6億4,000万円、8年度が6億3,000万円と見込んでおります。

歳入状況を見ますと、7年度の減少の主な要因としましては、ふるさと納税ではなくて、国庫支出金が減額の1億3,000万円、県支出金が減額の1億円を見込んでおります。減額の主な内容としましては、インフラ整備分、道路橋梁の建設事業の減額に伴う補助分の減額となります。

財政計画におきましては、歳入を厳しく見込み予算編成計画を立てておりますので、今後も引き続き、その姿勢で予算編成計画を立ててまいります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。ふるさと納税が減ってくると財政も厳しくなり、恐らく地域整備課の課長とお話ししましたが、道路の維持とか、そういう改良費用も下がってくると思います。やっぱり幹線の改良は必要だと思いますけれども、枝線については維持で、私はやっていくのが妥当じゃないかと思うので、よろしく願いいたします。

さっき、子ども医療費の件をちょっと忘れておりましたので、ちょっと振り返ります。子ども医療費の助成1億7,820万円、給食費の助成1億4,961万9,000円、入学祝金制度1,505万円、修学旅行費助成1,781万8,000円、保育料無償化7,627万5,000円と、3年間で子育てには手厚いが、高齢者に対しては手薄いのはなぜなのか、お聞かせください。よろしく願います。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

錦町は、郡市の中では、唯一、過疎自治体に指定されずに、厳しい財政ながら様々な事業を展開しております。5月10日の人吉新聞では、錦町の人口減少率は0.97%と報じております。人吉球磨管内の他の市町村の状況を見てみると、人吉市が1.79%、多良木町が2.85%、山江村が2.40%、あさぎり町が1.78%となっています。少しでも人口減少を緩やかにすることが、安定した町の発展には必要だと思います。若い人たちが残ってくれる、移住してくれることが、人口減少率を抑えることにつながります。そのための施策でありますので、御理解いただければと思います。

ちなみに、議員おっしゃいます子ども医療費助成、給食費助成、入学祝金制度、修学旅行費助成、保育料無償化などの、令和6年度の計上額は、1億4,352万2,000円となっています。

一方で、65歳以上の方が被保険者となる介護保険の令和5年度の介護給付費総額は、10億3,704万9,000円でした。この財源は、保険料2分の1、公費2分の1となっています。さらに、公費の内訳は、国2分の1、県4分の1、町4分の1となっており、町の持ち出しは、1億2,961万7,000円となります。

そのほかにも、75歳以上の方が被保険者となる後期高齢者医療では、給付費の財源は、75歳以上の被保険者の保険料と、74歳以下の支援金で2分の1、公費2分の1となっています。さらに、公費の内訳は、国3分の2、県6分の1、町6分の1となっており、町は、熊本県後期高齢者医療広域連合へ、令和5年度で1億3,694万8,000円を支出しており、介護保険とこの後期高齢者医療を合わせますと、2億6,656万5,000円となり、決して高齢者に手薄いということではないと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。行政はそういう言葉が出てきますけれども、個人的にすると、個人の方はその負担割合というか分かりませんので、できますれば町政座談会等かなんかで、そういう説明をしていただければ助かります。よろしくお願いします。

最後に、私たちの親は、戦争に負けても辛抱強く生きて、苦しい中でも近隣の方たちと助け合いながら生きてきたものです。現在は、あまりにも裕福すぎているのに、行政に頼らなくては生活ができないのでしょうか。

今後3年間で、歳入が2億7,000円と減少してきて、歳入が厳しくなってくるのではないかと考えます。財政計画についても検討する時期ではないのか、お考えをお聞かせください。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、財政計画におきましては、歳入のほうを厳しく見込みまして、今後もその姿勢で予算編成、計画をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。最後に、私が議員になって思ったことは、国政のことに對して国民は何も言えず、県政のことに對して県民は何も言えず、町政のことに對して町民は何も言えないのであると考えます。意見を言いたければ、選挙で大事な1票を投じるしかないのです。

北海道の夕張市353億円の赤字、島根県隠岐の島郡海士町のように100億円の赤字、本町も漠然と考えていたら財政破綻の危機に陥るかもしれません。

そこで、選ばれた議員は有権者の代表として一生懸命勉強をして、町民に現状の厳しさをお伝えしていくことも議員の仕事だと考えます。これから少しでも本町が前向きに捉えますように、一議員として普段の努力を怠らず、前を向いてまいりますこととお約束いたしまして、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田秀晴議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで昼食のため休憩します。休憩後は午後1時30分から開議します。

午前11時45分休憩

午後1時30分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

1番、谷口一也議員の一般質問を許可します。1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。皆様、こんにちは。ただ今、議長より許可をいただきましたので、令和6年第

3回9月定例会一般質問を行わせていただきます。

まず、先日の台風の被害に遭われました方々には、本当に心からお見舞いを申し上げます。果樹、特に梨とか栗、それからハウス園芸ではキュウリとか大変だったことと思います。しかしながら、放送されておりましたよりも、被害が少なくて本当によかったなというふうに感じております。

本日は、基幹産業である農業振興についてを中心に質問をさせていただきます。

それでは、質問席にて質問をさせていただきます。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。本日は、基幹産業である農業振興について、くどいように書いておりますけれども、まず、農業の施策で色々名称が変わったりしまして、なかなか農業者もついていけない部分がありますけれども、今回、農用地利用集積計画から、農用地利用集積等促進計画というふうに名称が変わりました。

この農用地利用集積等促進計画というのはどういうふうに変わったのか、目的などを説明していただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

農業者の減少の加速が見込まれる中、生産の効率化やスマート農業の展開を通じた農業の成長産業化に向け、所有農地が分散している状況を解消し、農地の集約化を進めると共に、人の確保、育成を図る措置が必要な我が国の現状を背景として、これまで市町村が作成する農用地利用集積計画による出し手、受け手による相対の対策では、農地の集約に限界があることから、農用地利用集積計画と農地バンクが作成する農用地利用配分計画が一本化され、農用地利用集積等促進計画として農地の集約を推進することとされました。

このことによって、令和7年4月以降、農用地利用集積計画による出し手、受け手による相対での利用権設定は廃止され、原則、農地の貸し借りは農地バンク経由になります。さらに、貸借条件の調整、受け手を決める過程で、令和7年3月までに策定することとされている地域計画の10年後に目指すべき農地利用の姿、農地1筆ごとに誰が耕作するのかを示した目標地図との適合を確認することとなっており、今後、この地域計画に基づき農地の貸借が進められることになります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。相対での利用権設定は廃止、農地バンク経由のみとただ今説明いただきましたけれども、令和7年3月までに策定することとされている地域計画の10年後に目指すべき農地の利用の姿、目標地図を説明していただきました。

私も勉強しようと思ひまして、農水省から熊本県に飛んで、現在、利用計画を策定している市町村が熊本市だけでした。熊本県の資料をダウンロードして、拝見して勉強しておりますけれども、これは錦町でも今年の農業委員会の予算に、目標地図作成に200万円ほど予算が組まれておりましたけれども、この錦町ではどのように進められているのか、人・農地プラン策定時に行われました地区でのアンケート、話し合いが再度行われるのかを質問いたします。お願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 高波農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高波 昌一君） ただ今の質問にお答えいたします。

目標地図は1月をめどに作成します。

内容としたしましては、人・農地プランの実質化時におけるアンケート結果の耕作をやめる、或いは続けるといった意思を反映した地図や、担い手別に耕作しているエリアを示した地図、年齢別等の話合いの叩き台になるものを作成いたします。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） 今後のスケジュールについてお答えいたします。

現在、作成中の目標地図の素案を基に、関係者、関係団体による協議の場を設け、具体的に農業を担う方を示した地図を作成することになります。営農座談会等においても参加者が減少している状況ですので、土地所有者、耕作者を対象にした地区ごとの話合いは難しいものと考えますが、対象者、協議の場を検討しながら進めてまいります。

また、計画の達成に向けた実現性のあるものを作成していくことが必要ですし、計画に完成という概念はありませんので、今回、策定したものをゴールとすることなく、随時見直しをしていく必要があると考えます。そのために、町農業委員会、農地バンクがさらに連携し、情報共有を図っていくことが必要かと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。今、おっしゃられましたいろんな会で参加者を集めるのは本当に大変だなというふうに感じます。やっぱり農業に意欲があるときはみなさんたくさん来られますけども、営農座談会でも参加者が少ないというような感じが本当にしております。

しかしながら、認定農業者とか色々な組織での会議での農業者の方々の意見を吸い上げて、目標地図の作成につなげていただければなというふうに考えております。

農業地利用集積等促進計画では、毎年を更新をしていくと、農水省の資料も確認しておりますけれども、いろんな問題がある中で現状をこれからどういった施策が必要なのか、重要なものなのか、本当に難しい問題がありますが、町のホームページで実質化された人・農地プランが公表されております。どのような課題があるか町としては認識されているのか、お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

これまでの人・農地プランでは中心経営体が主人公となり、中心経営体に農地を集積していく将来方針を文章化したもので、担い手への農地の集約化に向けたイメージが共有されていない部分がありました。また貸付けの意向、借入れの意向は把握してありますがマッチングができておらず、人と農地に関するデータベースが不十分であったかなと感じます。

地域計画においては、中心経営体という言葉は使われなくなり、農業を担う者として多様な経営体を想定しており、農業を担う者ごとに利用する農地を地図に示す、より実現性のある地域農業の将来の在り方の計画づくりになるものと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 農地の集約化に向けたイメージが共有されていないというふうに、今、御説明がありましたけれども、今後、地域計画においては中心経営体という言葉が使われなくなり、農業を担う者として多様な経営体を想定していると説明がありました。

午前中に、4番議員さんも言われました自給10円ではありませんけれども、本当に農業の大規模な中心、大きな経営体ばかりでなく、色々な多様性、サラリーマンを退職された後に農業を楽しんでみようかという農業者の方もいらっしゃるかもしれません。そういった多様性というのを本当に大事にしていなければなというふうに感じております。

以前、農業委員会をやらせていただきました。そのときから現在まで色々な相談を受けます。錦町からよそに移られて、実家が所有されていた農地を処分したいと。30アールぐらいの農地は、割と早く買い手が見つかると思いますけれども、借り手が見つからない農地が、今後、増えてくると思いますが、まずは農業委員会としてはどのように捉えておられますでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 高波農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高波 昌一君） ただ今の質問にお答えいたします。

耕作放棄地とならないような対策が必要となります。そのためには担い手の育成確保、新規就農者の確保、農地パトロールの強化、小作料の見直しなどとなります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。回答をいただきましたけれども、やっぱり農業を取り巻く情勢といいますか、厳しい情勢というのはやっぱり町単独で解決できるようなものではなくて、国の施策が大きく関係する問題であると感じます。

この担い手の育成確保、次の世代を背負っていただく若い人たち、新規就農者、そして農業委員会としては農地のパトロールの強化をされると、小作料の見直しという回答をいただきました。

この農地行政において、農業委員会や最適化推進委員さんが果たす役割は本当に大きいと思います。先ほどの対策以外、今後の課題といいますか、これからの方向性をどのように考えておられるのか、お聞きします。

○議長（荒川 孝一君） 高波農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高波 昌一君） お答えいたします。

まず、農業委員の果たす役割といたしましては、農業委員、農地利用最適化推進委員には、農地法第3条、第5条の法令業務以外、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地発生防止・解消、新規参入の促進等が必須業務となりました。これら農地利用の最適化の推進には、地域農業の担い手や精通者である農業委員、最適化推進委員の役割が大変重要となります。これらの力を皆さんそれぞれ發揮していただいて、錦町の農業を守っていただくこととなります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。そうですね。本当に農地行政で大事なのは農業委員さんの農業者に近いところにおられる農業委員さんの方々が本当に大事だと考えます。

そのために実情を踏まえた国への施策への提言活動も役割だと考えます。私の過去を反省してですけれども、プライドを持って、その役割を本当に果たしていただければなというふうに願っております。

続きまして、この農地バンクを中心と設定されて、貸し借りには農地バンクだけというふうになりましたけれども、私個人的には農地バンクのつくられた当初、農地を貸す人がもっと安心して農地を貸せるような農地バンクになるのかなと思っておりましてけれども、期待される農地バンク活用にはほど遠くて、現状ではその農地バンクだけしかできないといいながらも、この前の農地利用集積計画と変わらず、相対値みたいな貸し借りに変わらないんじゃないか

なというふうに思っております。

買い手が見つからない農地が増える懸念がある中、借り手が、その担い手が借りてもいいと思うような農地の条件整備、例えば畦畔除去とか、1つの圃場を拡大するやり方とか、大型機械対応の進入路の整備とか水路の改修など、本当に担い手が借りてくれるような農地整備も必要だと考えますが、当局におかれましてはいかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

今回の国の施策によりまして、農地中間管理機構への農地の貸付けが増加することが見込まれる中で、基盤整備が十分に行われていない農地については借り手が見つからない恐れがあります。

一方、機構に貸しつけた所有者は、基盤整備のための費用を負担する用意はないと思われ、結果として農地集積・集約が進まなくなる可能性があります。このため、機構が借入れている農地につきましては、幾つかの要件はありますが、農地中間管理機構関連農地整備事業として、区画整理や農地造成、用排水施設事業などの農地整備事業が農家負担ゼロで取り組むことが可能となりました。これによって、機構による担い手への農地の集積・集約化を加速することとされております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。今回、農家負担ゼロで取り組むことが可能になったということですが、これは面積要件が下がったということによろしいですかね。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

面積要件はこれまで確か30ヘクタールだったと思うんですけども、10ヘクタールに減ったようです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。いろんな取組が緩和されて、錦町の農地が荒れることなく、本当に窓から見える農地が緑豊かな大地になっているようなことを本当に願っております。

目標地図をつくられますけれども、またこれからいろんな問題が出てきますけれども、この目標地図作成が農家ばかりでなく、当然、町当局におかれまして、いろんな課題を考える上で本当に必要な重要な地図ではないかと考えております。

続きまして、2番目の鳥獣害被害防止計画及び取組についてを質問させていただきます。

鳥獣被害防止計画が作成されまして、錦町鳥獣被害対策自治体が活動されております。捕獲頭数はほぼ横ばいのような感じがしますが、被害件数、被害額は増加傾向にあって、被害額にも現れない本当に大きな被害件数が発生しているというふうに感じます。対策の見直し、駆除という部分に進むべきだと考えますが、まずこの大事な錦町有害鳥獣被害対策協議会の開催回数、協議内容等について御説明をお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

通常は年1回の総会の開催になります。協議内容は、前年度事業報告、決算報告、当該年度の事業計画案、予算案の審議をしております。

本年度におきましては、わなの整備に関する今後の方針についても審議いただきまして、囲いわな、箱わなよりも

機動性のあるくくりわなを中心に整備していくことを確認したところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。本当に何か質問に立つごとに、鳥獣害被害は訴えているような感じがするんですけども、実感できる被害の軽減分はヒヨドリぐらいで、本当にヒヨドリは大丈夫だなというような感じがしますので、ヒヨドリは果樹とか野菜の苗の定植で被害を受けますけれども、これ被害対策に対して、鳥獣被害対策実施隊の方々といっても、役場の職員の方々だと思うんですけども、猟友会の方がやっぱりメインになって、期間、場所を計画して駆除に取り組むべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

近年の有害鳥獣の捕獲状況ですが、イノシシ、鹿につきましては大幅に伸びている状況にありますが、猿に関しましては過去数頭しか捕獲されなかった頃から比べますと、伸びては来ていますが、近年は20頭程度で推移しており、被害額にしても把握できている分だけでも増加傾向にあります。

期間、場所を定めた一斉捕獲につきましては、九州全域で春と秋の年2回取り組むこととしてありまして、錦町においても、例年9月に班編成をして、鹿、イノシシについて駆除を行っていただいております。

銃を使った駆除がメインであるため、錦町南部の山付きの地区がメインになりますけれども、毎年協力をいただいているところです。

実施隊の方におきましても、自らの仕事をしながらの活動でありますので、出勤していただくには限界もあります。自分の農地を守るために狩猟免許を取得し、自分の農地に現れた鳥獣を捕獲されている方も多数いらっしゃいますので、そういった方がもっと増えてほしいと感じるところもあります。

また、有害鳥獣対策協議会で行っております侵入防止用電気柵の設置に係る補助を行っておりまして、毎年度20件程度活用していただいております。毎年設置される方もおられますし、効果はかなりあるようですので、駆除と併せて取り組んでいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。おっしゃられるように、自分の農地に現れた鳥獣を自分で捕獲して対処と、確かに基本だと考えますけれども、なかなか私も反省するところでもあります。

今、昨日、一昨日から、私の地元の地区では猿が大変暴れておりまして、どげかせんばんど、どぎゃんしょうがや、どぎゃんかしゅうやとかと、今、色々言われております。今、言っていただきました班編成をして、イノシシ、鹿駆除、おっしゃいましたけれども、一つの取組として、分館などで班を有志で、地元住民で班を編成していただきまして、協議会から色々サポートを受けながら、駆除計画を立てて実行すると。その行政区の駆除対策班に対して、経費なり助成する方法があるのかなという感じがしております。

私は横ばいと言いましたけれども、農業センサスの指標で横ばいというふうな認識しておりました。近年、対策協議会で努力されておまして、頭数が増えているんですね。しかしながら、狩猟というレベルではなくて、やっぱり駆除、捕獲頭数を増やす必要が本当にあると思います。

錦町の捕獲の報酬費を見たときに、狩猟期間では捕獲補助金が支払われないとかあるようですが、これは、例えば、人吉球磨管内の足並みをそろえるほうがいいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

イノシシにつきましては、これまでも狩猟との区別がつきにくい。食用として捕獲する目的が主であり、報酬費を支払わなくても捕獲していただけることなどを理由に、県の補助ありませんし、狩猟期間の報酬費の支払いも行っておりません。

以前調査しました管内の状況では、山江村、水上村が年間通して支払われているようです。ただし、今後、さらに心配される鳥獣被害を防ぐためには、捕獲頭数をもっと増やす必要もあるかと思えます。予算の関係もありますので、狩猟期間と期間外の差をつけた報酬費の支払いなども含めて、今後、検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。是非、やっぱり捕獲頭数を増やすためには、年間を通した報酬費の支払いが必要ではないかと考えます。こんなことを言えばあれですけども、ある町村では払っていただけないけれども、あるところでは払っていただけるのではというような不正が起こらないとも限りません。

是非山江村、水上村、同じく、やはり金額についても、それほどそういった年間を通して支払っていただく場合には、額の見直しがあってもいいのではないかと考えます。

捕獲した鳥獣の処分方法についてお尋ねします。

天草で、今年は溪流にて水遊びをしていた子どもたちが、ノロウイルスか何かで体調を崩して入院というような案件がありました。これは捕獲頭数が増えてくると、私は山に登ったりするんですけども、山にそのまま放り投げてある鹿とか色々見ておりますけれども、ほかの町村と合同で、クリーンプラザなどで焼却の処分とか、そういった対応が必要になってくるのではと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

鳥獣保護管理法に定められた鳥獣基本指針におきましては、捕獲物は原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合に限り生態系に影響を与えないような適切な方法で捕獲現場に埋設することとされております。

天草の水辺での体調不良に関しましては、原因はまだ特定されていないようですが、一部報道で動物のふんや死骸の可能性を指摘されておられました。捕獲者自身による捕獲物の現場埋設は、鳥獣基本指針に従って行われる限りにおいては、廃棄物処理法で禁止している不法投棄にはなりません、万が一捕獲物の埋設により生活環境の保全上、支障が生じるようなことがあれば問題になります。

有害鳥獣の捕獲後の適正処理に関するガイドブックにおきましても、捕獲物はできる限り搬出し、適切な施設で処理することが望ましいとされておりますし、今後、注意していかなければならないと感じます。

質問議員が言われましたように、町単独で取り組んでいくよりも、近隣町村で取り組んだほうがメリットもあるかと思いますので、他町村の状況など情報交換していきたいと考えます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。道路で死んでいる動物とかは、係の方たちがクリーンプラザに搬入して、ある量を確保されて焼却処分にされているというふうに伺いました。原子力発電所の事故で福島県では食用にできませんので、あそこでも焼却処分にされているというふうに伺いました。

また、農家ハンターの研修に行きましたけれども、あのときにそこでは機械を開発されて、肥料にする装置を紹介していただいたと思いますけども、こういった余りにも、今、量が多いので、山にいけるのも限界があるんじゃないかなというふうに考えます。

やはりクリーンプラザなりに持ち込んで焼却というようなことも考える必要があるのではないかと考えます。是非検討をお願いします。

それから、次の質問に移らせていただきます。

農家の経営安定化へ向けた支援策についてということで、人吉球磨も農産物を活用する企業誘致などの考えはないかということで質問いたします。お願いします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

人吉球磨の農産物を活用する企業誘致の考えはないかということでございますが、現在、町のサテライトオフィスにふるさと納税委託事業者が、ふるさと納税新規事業者及び新規返礼品の開拓、既存事業者への返礼品の改善、見直し、提案、新規返礼品の開発の業務内容を掲げまして、進出協定を昨年5月に締結したところです。

この業務は、農産物も活用できる内容になっているところですが、今日に至るまで雇用ができておりませんので、稼働していない状況でございます。農産物を活用する企業につきましては、様々な業種がございますので、関係各課或いは関係団体等の助言等をいただきながら、努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） ありがとうございます。

球磨酪農協同組合でヨーグルトとか、JAくまでは株式会社クマレイとか、カット野菜等行われております。やっぱり農家が原料を生産するばかりではなくて、加工まで行き着くと価値が高まりまして、やっぱりその中でもよそに送って加工してもらうのも、やっぱり地元は人吉球磨にそういった農業関連の企業が進出して来ていただいたほうが、色々といいんじゃないかなというふうに考えます。

その中でも、町単独ではなかなか難しいと思いますので、人吉球磨での対応が必要だと考えますが、ほかの町村との連携など、どのように取られておりますでしょうか。お願いします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、本町においての企業誘致の活動状況でございますけれども、コロナ禍で令和2年から2年間ほど活動できない状況でしたが、年に2回程度、企業立地フェア等の展示会において出展企業に対するアプローチや熊本県東京事務所を訪問し、意見交換や情報収集、或いは以前に接触ができた企業等への訪問やサテライトオフィスマッチングセミナーに出展し、町の売り込みを行っているところです。

ちょうど今月末にも千葉県におきましてフェアが開催されますので、熊本県と一体となって売り込みを行う予定でございます。

また、御質問の人吉球磨で連携した活動といたしましては、平成20年に発足しました人吉球磨企業誘致連絡協議会が、令和2年度から仕事創成連絡協議会と名称を変えまして、連携市町村間との情報共有や企業立地フェア等の展示会において、出展企業に対するアプローチと先進自治体視察研修などの活動を行っているところです。

今年度におきましては、県の委託事業になりますけれども、人吉球磨への視察ツアーが計画されているところでござ

ざいます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1 番、谷口議員。

○議員（1 番 谷口 一也君） 1 番。やはり農家の所得を上げるためにも、そういった取組が本当に必要じゃないかなと考えます。

例えば、ミシマサイコ等とか、いろんなお金になる作物がないと、水田地帯の水稲ばかり、WCS、飼料米とかというばかりでは非常に厳しいものがあると思います。この企業の誘致等につきまして、何か町長お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。いかがでしょうか。企業誘致ですけど。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） お考えはということでございますけれども、農業の企業誘致といいますか、非常に難しいものがございます。過去においては平成24年度に、山江元気村を誘致しております。タケノコを主にする企業でございまして、現在も、今、頑張っているところでございます。

それから先ほどおっしゃいましたミシマサイコにつきましては、あさぎりの前の町長と私と東京のほうに出向いて誘致をしてきたところでございます。ミシマサイコにつきましては、経営者そのもの少しずつ減ってきましたけれども、でもしっかりと、今、作っていらっしゃいますので、作り方によっては高収益といいますか、そういう職種でございますので、そういうのも拡大していただければなと思っているところでございます。

先だって国のほうにおいて、属という時短ですね。時給の時間あたりの経費といいますか、それが発表されて、時給が東京では1時間の1,160円ですか。そして一番安いのが秋田県の950円、その差があるわけですが、産業でさえ、今、そういうことでありますので、これに対して農業の方がそこで時給をそれだけ払ってまで来ることができるというのは非常に厳しい状況かなと思っております。

ただ、そうは言っても、やはりこの地域の基幹産業というのはおっしゃいますように農業でございますので、今後におきましても農業としてその企業が出てくるようなやり方といいますか、それをしっかりと捉えていこうと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 孝一君） 1 番、谷口議員。

○議員（1 番 谷口 一也君） 1 番。そうですね、本当にそういった農業の経営の改善が進めば本当にいいなと思っております。

錦町では産業振興資金貸与基金があります。本当に現在の資材や機械や肥料の価格高騰が起きている中で、農業経営を圧迫しております。その中でも農業機械が一番の価格高騰が顕著であるように感じます。こういった資材行動の現状に併せて、上限の200万円だったと思いますけれども、それを拡充して300万円に引き上げたり、返済期間が、今、正しくは5年だったと思いますけれども、7年への貸与が必要ではないだろうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

産業振興資金貸与基金につきましては、貸与限度額の見直しや感染症等の影響による運転資金への貸与など、ニーズに応じてこれまでも見直しを行ってきております。今後も臨機応変に対応していきたいと考えております。

農業用機械も高騰が続いておりますし、併せて返済期間の5年も現在の社会情勢から見ると厳しいところもあるか

と考えます。先日開催しました基金管理委員会におきましても、今後の基金の在り方について意見交換をしたところ
です。その中では質問議員がおっしゃったような内容もありまして、今後、意見を整理して基金管理委員会に諮り審
議していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1 番、谷口議員。

○議員（1 番 谷口 一也君） 1 番。確か、この間、二、三日前に若い人たちと意見交換をしましたけれども、その
会議に出席されている方からそういった見直しのこともお聞きしまして、よかったなというふうに感じております。
是非そういった方向に進めていただければと思います。

先ほど、農業機械の購入のことも話が出ましたが、本当に 1,000 万円平均の機械になってまいりまして、
それを本当に償還していくのは大変なことでありますし、逆に農産物は値上がりしないというような感じがしており
ます。

実は今回、質問の趣旨部分に、基幹産業という文字を対応しました。先ほど町長からは、町の基幹産業だといふこ
とで、しっかりしたお言葉をいただきましたけれども、個人的に第 6 期錦町総合計画を拝見して読んでいきますと、
その中に農家戸数は本当に減少しておりまして、その中で販売金額が横ばいと。こういった錦町総合計画の分析を拝
見していると、本当に錦町では基幹産業と言えるのか、そういう気がしています。

これから先、そういった農家の減少と農地のアンバランスという部分が出てきて、今、農地水で用排水路の整備も
行っておりますけれども、そういった整備もなかなかできなくなり、維持管理も大変な時代になってくるんじゃない
かという感じがします。

是非、なかなかこの農家、農地に関しては国の施策が中心となるかもしれませんが、錦町でも十分な対応をしてい
ただきますように、お願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 1 番、谷口一也議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は午後 2 時 25 分から開議します。

午後 2 時 13 分休憩

午後 2 時 25 分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

7 番、竹田農利人議員の一般質問を許可します。7 番、竹田議員。

○議員（7 番 竹田農利人君） 皆さん、こんにちは。7 番議員の竹田農利人でございます。

議長の許可をいただきましたので、令和 6 年第 3 回錦町定例会にて一般質問をさせていただきます。

本日はお忙しい中、あいねっと放送をお聞きの皆様方に心から感謝申し上げます。

今年の夏は猛暑続きで大変な 7 月、8 月でした。町民の皆様方も猛暑の中、仕事に頑張って来られたことと思いま
す。また 8 月 29 日に非常に強い台風 10 号が鹿児島県薩摩川内付近に上陸し、その後 8 月 30 日に九州北寄りに進
みまして、各地で大荒れの天気でありました。

球磨地域においても農産物に大きな被害が出ました。錦においても果樹農家を中心に被害がありました。農家の皆
様方に心からお見舞い申し上げます。今後の暑さも続きますので、暑さには十分注意していただき、仕事を頑張って
いただきたいと思いますものだと思っております。

それでは、本日、質問事項1、水道行政と町民の声について、質問事項2、町道大王松里線道路延長について、以上2点について質問席で質問をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 7番。現在の上水道事業について伺います。錦町の人口と共に上水道供給人口も減少していくのは仕方のないことだと思いますが、錦町水道事業経営戦略、令和3年から令和12年12月までの計画が進められておりますが、現在普及率、上水道供給人口と漏水はどれぐらいあるのか、これについて伺いたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） ただ今の御質問にお答えします。

錦町水道計の給水人口につきましては、決算統計の数値となりますが、令和6年3月現在8,049人、普及率は79.6%です。また漏水については、令和4年度で7件、令和5年度で6件となっており、いずれも早急に修繕対応しております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 7番。令和6年3月現在で普及率が79.6%、給水人口も8,049人、漏水につきましては令和4年度で7件、令和5年度は6件、いずれも早急に修繕対応していただいていることと思いますが、錦町の水道料金の改定は人口減少に伴う料金収入の減少、簡易水道事業から上水道事業へ移行したことに伴い、平成29年4月に料金改定を行い、令和3年11月から料金値上げし、供給人口の減少、水道料金の減少に加えて老朽化した施設の更新、また維持管理に要する費用の増大することなど、厳しい財政状況が見込まれていますけれども、その中で基本料金10立方メートルで1,060円を140円値上げし1,200円とされておられます。

超過料金につきましては1立方130円から10円値上げで140円、錦町水道事業経営戦略計画では、来年令和7年に値上げ予定で、基本料金が据え置いたままで超過料金のみの料金改定を行い、料金収入の増加を見込んでおられますけれども、料金改定で超過のみの値上げで水道事業経営ができるのか伺いたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

錦町水道事業については、平成29年度の企業会計移行以来、より独立採算制が求められておりますが、質問議員も御承知のとおり赤字経営が続いている状況です。そのため昨年度アセットマネジメントを策定し、中長期的な施設更新需要及び将来の財政収支の見通しと併せて、資金ショートとせず黒字化に向け安定的な経営ができるよう、今後の料金改定についても検討しております。

その結果、直近では令和8年度の料金改定を予定しており、供給単価として5%から15%の範囲内での改定を目標に準備していきたいと考えております。その後については、経営の状況を見ながら5年ないし10年ごとに料金の見直しをすることにしております。

また、料金体系については、議員がおっしゃいます基本料金据え置きで超過料金のみを値上げしますと、超過料金に単価上昇分のしわ寄せが来ることになりますので、まずは色々なパターンでシミュレーションし、錦町水道事業運営審議会の御意見をお伺いしながら決定していきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 7番。ありがとうございます。

確か、令和7年度の改正予定だったと思っておりますが、令和8年度に改定されるということでございますし、平成29年企業会計移行以来、独立採算制が求められているわけですが、現状は厳しいものだと思います。料金改定を予定されて、供給単価等の検討を十分にいただきまして、錦町水道事業運営審議会で意見を取りまとめ、町民の方々へ町のホームページや広報誌を通じまして、値上げに対し町民の方々の御理解をいただき、今後、経済活動の低迷や人口減少が続く中でありますし、効率的な事業の取組や施設の機能管理、老朽化施設設備の更新を通し、安全でおいしい水の確保及び安定供給に務めていただきたいと思います。

次に、上水道事業について、町民の方から質問と意見がありましたので伺います。上水道給水の集中一本化により、地震、洪水などの大規模自然災害に対する脆弱性、もろく弱いことですが、これの対策についてですが、水道水は1日も欠かせない大切なものです。

今年の能登半島地震でも供給の分散化は危機管理の面で必須であるということが明らかになっております。東日本大震災、熊本地震、人吉球磨洪水などの災害により、供給の一本化による脆弱性があらわになったことを踏まえ、錦町の水道水の供給について、危機管理的な対策はどのように取られているのか、お伺いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

町の水道事業では集中一本化するに当たり、不慮の事故や自然災害に対応するため、幾つかの対策を講じております。例として挙げますと、まず庁舎内にテレメーターを設置し、水源地からの送水量や配水池からの配水量などの監視や、ポンプ等の作動状況など水道施設の一元管理を行っているほか、庁舎のテレメーターでポンプ等の操作ができるようになっております。

また、地震対策としては、埋設している水道管について、一部耐震管を採用しているほか、配水池に緊急遮断弁を設置し、地震発生時には一時的に生活用水を確保することとしております。

その他の災害対策としては、通常の運転は西、一武、木上地区の3系統で配水しておりますが、系統管を連絡管で接続しており、1系統が故障した場合でも連絡管を通して配水ができるようにしております。しかしながら、大規模災害に耐え得る施設ではございませんので、これまでの全国で発生した大規模災害の状況でもお分かりのように、断水せざるを得ない場合もありますし、節水をお願いする場合もあることは御承知いただきたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） ありがとうございます。

水道事業では不慮の事故や自然災害に対応するために、幾つかの対策を講じられていますが、水道水の供給の分散化は貯水タンクを増設しても共通の配管、共通の電気系統、共通の管理の下では独立性がないため、全般的にわたって破滅するリスクが大きいのではないかと思います。小さな簡易水道組合が複数あれば、独立性が高く危険管理には非常に有効であると思います。

行政で独立した危機管理体制をつくるには、膨大なコストがかかりますが、現在の各簡易水道組合は独自の財産で何とか維持されておりますし、町のコストもゼロではないかと考えます。現在、錦町には上水道とは別に簡易水道組合、13組合があると思いますが、各西、一武、木上地区の別々にどれくらいあるのか、お答えをお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えいたします。

質問議員おっしゃいますように、錦町においては把握している組合としては13の組合がございますが、その内訳

は給水人口101人以上の簡易水道で、西地区4ヶ所、一武地区、木上地区それぞれ1ヶ所の組合がございます。また、給水人口100人以下の飲料水供給施設で、西地区が2ヶ所、一武地区3ヶ所、木上地区2ヶ所の水道組合がございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 7番。今、回答いただきましたけれども、給水人口では101人以上の簡易水道が全部で6組合ですか。それと100人以下の場合で7つの組合があるわけですが、これをざっと計算しても1,000人ぐらいの供給人口ではないかと思っております。

先ほどの質問で、地震、洪水等により上水道の供給ができなくなったとき、早急に点検、修理が必要ですが、広域にわたりますし、町には地下水100%利用で上水道3ヶ所、配水池6ヶ所、管路につきましては約20キロメートルの長さの管路点検も大変ではないかと思えます。

そんな中において、簡易水道組合の管路は短く、点検、管理が早いのではないかと、各簡易水道組合の協力にて早急に点検し、業者に修理、依頼し、町内の方々への水の供給を早く対応できるのではないかと思います。水は1日も欠かせない大切な水です。災害から早い普及が求められる上水道ですが、錦町は上水道工事ができる業者も少なく、時間もかかるのではないかと思います。どうか災害時において、早く修理した方がいいかと検討していただきながら、早く町民の方々への水の供給をできるようにしていただくようお願いいたします。

次に、簡易水道組合に関与されている方からのお尋ねがありましたのでお伺いいたします。

錦町住宅リフォーム補助金制度は地域経済の活性化と移住環境の向上を図るため、町内の施工業者を利用して個人住宅のリフォームを行う場合に、その経費の一部を補助しますということで、リフォームで工事費20万円以上のものが対象、補助金上限30万円で複数回利用できる。ただし、水道、下水道接続工事のみ20万円未満でもできると対象となっております。

これは令和元年7月から新たに利用できるように追加されましたが、リフォームの内容はたくさん利用内がありますが、補助金条件に町水道、下水道の地域内にあっては、町水道及び下水道に接続することが必要とあります。

リフォームの内容は、既存住宅の増設、改築、電蓄工事をはじめ、旧配水衛生設備工事、換気、電気、ガス、オール電化工事、ほかに屋根の吹き替え、塗装、防水、外壁の張り替え、バリアフリー改善工事など、多くの工事に使われるリフォーム補助金ではありますが、これだけあるのにどうして条件が上水道、下水道接続か、この法的な根拠は何かについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

錦町リフォーム補助金は、町の経済活性化を目的として、平成25年度から町独自の補助制度として開始し、今年度で11年目となっております。町上下水道の接続要件については、加入促進を図るために平成26年の要項改正から適用され、現在に至っております。法的根拠についてはございません。しかしながら、質問議員はじめ議会において、町の水道事業及び下水道事業の経営状況が赤字であることは御承知のことと思いますし、常任委員会においても加入促進について推進を図るよう報告がなされております。

このような状況の中、町のリフォーム補助金はリフォーム内容が多くある中で、町上下水道への接続工事については、20万円の金額に関係なくリフォーム補助金の対象としており、昨年度は10件、今年度におきましても既に

4件の方が給水工事のみでのリフォーム補助金の申請をされております。また、議会初日に議決いただきましたように、1つの組合が町水道へ加入する見込みとなっており、その際町のリフォーム補助金で接続工事ができる旨御紹介したいと思っております。

いずれにしても、町の現状を御理解いただきまして、できますれば住宅リフォームと併せまして町上下水道の接続についても検討していただければと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 7番。ありがとうございます。

確かに、基本的には上水道、下水道に接続するというのがあくまでも基本ではございますけれども、簡易水道はそこから会員の方が上水道につないだりとかになれば、余計に簡易水道組合の運営も厳しくなってくるところも出てくるんじゃないかと思っております。その点も、今後の検討課題として取り扱っていただければと思います。

現在、物価資材等の高騰によりまして、家を建てるのに坪単価で100万円前後かかると聞いております。このような厳しい状況の中、リフォーム補助金がもらえない、各簡易水道組合はそれなりの水道組合経営が成り立っているし、水質検査も定期的に行い、安全でおいしい水を提供しておられます。

大きな組織が補助金などを持ち出しまして、水道組合の脱会をさせるための行為はフェアではないかというように感じておられるという声も伺っております。どうかそういった点も御検討をお願いしたいと思いますが、錦町リフォーム補助金の条件に記載されている錦町上水道、下水道の区域内にあっては、錦上水道及び下水道に接続することが必要となっております。確かに、これが基本ではあるとは思いますが、各簡易水道組合加入の家庭は、リフォーム補助金がもらえないと苦慮されているところです。

先ほど述べましたけれども、災害時に町民の方々に早く水を供給できると思いますし、どうか町の上水道ばかりではなく、簡易水道の利用も含め、簡易水道組合員の方々にも錦町リフォーム補助金が利用できるように検討をお願いしたいと思います。

次に、錦町上水道水質検査はどのようにされているか、また水質検査の結果は公表されているのか。毎日自分が使う水の水質は町民としては知っておくことが当然であります。水質の結果を町民に教えていただきたいが、どうしておられるのかを伺います。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

水質検査の結果につきましては、以前、時期は覚えておりませんが、町のホームページで公表していた記憶がございます。その後いつまで公表していたか、また公表を中止した経緯については分かりませんが、町水道の水質検査については、水道法に基づき、毎月1回の9項目検査のほか3か月に1回の23項目検査、毎年1回実施する51項目検査等を行っております。

検査の結果については、大腸菌が検出されないことはもちろんですが、一例として自然界に多くあり、高濃度に含まれた場合に健康被害を起こすヒ素及びその化合物については、水質基準0.01ミリグラムパーリットル以下に対し、0.001ミリグラムパーリットル未満など、全ての項目について水質基準以下であり、利用する皆様に安心安全な飲料水を提供しているところです。

なお、水質検査結果については、公表しなければならないとされておりますので、今後、町のホームページ等に掲載してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 7番。今、水質検査について回答いただきましたけれども、毎月9項目ですか、それと3か月に1回23項目、1年に1回は51項目と大変な検査と思いますが、是非これを実行していただきながら、町民の方々へお伝え願いたいと思います。町民の方々も、安心して使える水の供給を願っておりますので、その点についてもよろしく願い申し上げます。

次に、質問事項2、西地区の大王松里線の町道延長について伺いたいします。

写真1をお願いいたします。

これは旧国道の松里線より見た大王松里線です。道幅も広く見通しもよいのですが、約200メートル先で工事がとまっております。

それから写真2をお願いいたします。

ここで200メートルほど行ったところで工事が一旦とまっております。

その次が、写真3をお願いいたします。

よく見られると分かると思いますが、周りは耕作されておられません。その中で道はこれだけあります。これについてですが、現在、大王三条の町道清掃のときに、数人で草刈りをされて通れるようには維持はしておりますけれども、今回は地区の方で建設機械を持っておられましたので、幅2メートルぐらいを整地していただきました。今までは丸久保宇野線側からトラクターも入っておられましたけれども、道幅が狭く境界にブロックを積んだり、境界にブロックを置かれたりで、トラクターも通れない状況が続いております。そのために畑がこんなに荒れた状態であります。

初めの計画では、松里線から丸久保線までの延長工事をする計画ではなかったかと思いますが、途中で終わった要因は何なのか、そこについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

町道大王松里線については、平成23年度に実施設計、その後平成28年度までに現在の地点まで改良工事が終了しているところです。その先の改良については、用地交渉が難航したため途中でとまっている状況です。

今後につきましては、ほかの道路改良工事も進めており、また道路改良の要望も多くございますので、当該道路の今後の利用状況、費用対効果などを勘案しながら、検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 7番。ありがとうございます。

平成23年度に実施計画、その後平成28年度までに改良工事が終了しているとのことですが、原因としては用地交渉が難航したため途中でとまっているとのことですが。

地権者に伺いますと、初めの道路計画ではまっすぐ延びる計画がされていたそうです。道路計画が変更になったことで、当初の計画でいけば道路は完成していたのではないかという声も聞いておりますが、途中で変更になったというようなことでございます。

道路の延長の中には地権者が4名から5名の方がおられます。道路を造るのであれば協力してもいいと言われておりますので、今後の利用状況等を検討していただきながら進めていただければと思っております。

次に、写真の４、５をお願いしたいと思います。

これは大王松里線の入り口にあります賃貸住宅です。これが並んで建っておりまして、横板をお願いします。これも１つマンションが建設されておりますけれども、ここにもう１つマンションが建つような計画も伺っております。もちろん車の出入り等が多い状況です。また松里線の南側には賃貸住宅が２棟建っています。これらのことを考えますと、大王松里線が重要性は大だと思っております。途中で工事がとまっているので、早急に検討をお願いしたいと思います。

次に写真６をお願いいたします。

この写真６ですが、先ほど言いました道幅１．５メートルぐらいです。そのために奥に住まわれている方は、我が家まで車を１０年以上入れられませんというようなことで困っておられます。先ほどの大王松里線側から通れるように対策はできないか、伺いたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

議員が言われます箇所につきましては、草が繁茂しておる状況でございましたけれども、地元の方に道路部分の整地をしていただきました。この場をお借りしまして御礼申し上げます。ありがとうございました。

なお、その後の処理につきましては、町におきまして碎石を入れるなど、施工していきたいと思っております。以上です。

○議長（荒川 孝一君） ７番、竹田議員。

○議員（７番 竹田農利人君） ７番。ありがとうございます。

今、きれいに、先ほど見ていただきましたところを整地をした後に、１回だけ車を入れられてはおりますけれども、後は雨なんかでちょっと通れなくなっておりますので、また今回の台風１０号によりまして、草も倒れてきているというような状況でございます。これについても部落のほうで対応をしていただきながら通れるようにしたいと思っておりますので、今ほど言っていたかのように、碎石を敷地に施工していただくようお願いをしたいと思います。

車やトラクターが通れるように対策をしていただければと思っております。

上水道とリフォーム補助金、また町道大王松里線の御質問をさせていただきましたけれども、町長のほうから御意見が、もし御感想でも伺えたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 今の２点ほど御質問をいただきました。

上水道に関しましては、やはり全町民が１つの町の水道で加入していくと、そしてそれを経営していくと、そうすることによってより安全な水が届けられるということを思っておりますので、１３組合の皆さん方にも、是非そういう検討、考えをしていただきたいと思います。

それから町道の改良につきましては、さっき質問議員がおっしゃった用地交渉ができなかったから途中で、今、未整備になっているということでありますが、先ほど質問の中で何かできるような言い方をされましたので、ちょっとその点は、今後、しっかりと検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ７番、竹田議員。

○議員（７番 竹田農利人君） ７番。ありがとうございます。

本当にこの大王松里線は、今後、トラクターが入れられたら、また作物をとという地権者もおられますので、早急に

とは言いませんけれども、とりあえず碎石を入れていただだけでも助かると思います。その後はほかの状況を見ながら、できるだけ早く開通できるように御検討をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田農利人議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで高田議員にお聞きします。予定は午後3時15分から一般質問の開始時間でしたが、予定がちょっとずれております。3時10分からでよろしいでしょうか。

○議員（11番 高田 孝徳君） はい。

○議長（荒川 孝一君） では、ここで休憩します。休憩後は午後3時10分から開議します。

午後2時59分休憩

午後3時10分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

11番、高田議員一般質問を許可します。11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） 皆さん、こんにちは。11番議員の高田孝徳です。議長の許可を得ましたので、平成6年第3回錦町議会定例会の一般質問を行います。

ようやく朝晩は涼しくなってきましたが、1時間もしないうちに気温はぐんぐん上がり、正午頃には猛暑日を記録する日々が続くこの頃です。町民の皆様におかれましても、健康管理に十分気を使われ、毎日を元気に過ごしてもらいたいものです。

さて、今回の私の一般質問は、質問事項1、各事業に対する財源内訳は。質問の要旨1、ふるさとゆかり基金、いわゆるふるさと納税が減少傾向にあるが、今後の見通しは。質問の要旨2、人吉海軍航空基地資料館指定管理委託料にもふるさと納税から充当があるが、今後も同様の対応なのか。

質問事項2、結婚・出産・子育て支援策の状況は。質問の要旨、各支援の取組について。

あとは、質問席にて一問一答で行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） ただ今の御質問いただきました町の各事業に対する財源内訳はということでございます。

要旨の1番として、ふるさと錦ゆかり基金、いわゆるふるさと納税額が減少傾向にあるが、今後の見通しはというところでございます。ふるさと納税につきましては、令和4年度の4億3,607万3,000円をピークにして、昨年度、令和5年度は2万318件の3億5,336万7,700円の実績となつてございます。しかし現時点におきましては、本当にもう3,000万円から4,000万円に今年なるかなという程度に落ち込んでおりまして、本当に厳しいのではないかなと思っております。その厳しさの主な要因として、一番返礼品として出ていったペットボトル、ドリンク、これが国の制度の見直しによって、返礼品として取り扱うことができなくなったというのが、令和5年の9月をもって利活用できなくなったことによるものが非常に大きいものでございます。御質問いただいておりますように、ゆかり基金を財源としておりましたので、今後しっかりと対応については検討していくと。特に6年度はどうか乗り切っていきましようけれども、次の7年度、8年度については、やっぱり基金を取り崩していく。でも基金そのものもなくなってきておりますので、しっかりとみんなでこれはもう考えていく必要があると思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いしたいと思います。後につきましては、それぞれ担当課長のほうから説明を申し上げ

ますので、よろしくお願いします。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） 今、本当に言われたとおり、もう結局ふるさと納税、ふるさとゆかり基金が4億円、5億円ちょっと切るぐらいあって、今1年間に大体今の事業に使うのが2億5,000万円ぐらいですよ、各事業に使うのが、これが毎年、今、言われたとおり、3,000万円、4,000万円のあれでは基金もできないかもしれない。そしたら単純計算ですけど、今の事業をやめずにいった場合、2年で基金も枯渇してしまう可能性が少しはあると思うんですよ、そりゃあ今年も基金していくかもしれないけど、このふるさと納税が3年は持つか持たないかわからないかもしれないでしょう。ということは結局、今までは2億5,000万円使って、残りは基金できたということなんですよ。使っても余った分を基金できたということですよ、各事業に使っても。ただ基金ができたということですね。今度はその基金を取り崩す可能性は、町長あると思いますか。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 現在は一般基金で13億円だったかな、13億円、それが今11億円ぐらいになってきますよね、今年。そういうふうに、ただ基金全体で三十数億円持っておりますので、そうしながら事業全体の見直しといいますかね、そこをしていくということは必要だろうと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） もちろん財調もあれば、ほかにも基金があると思うんですよ。公共施設整備基金とか基金全体を合わせればということじゃなくて、私が言っているのは、ふるさと納税で2億5,000万円、今まで当てていた分を当てられなくなったときに、ふるさと納税の基金も崩すか、ほかの基金も崩して、この事業をやめるのかやめないのかということなんですけど、その辺のことを私は聞いているんですよ。結局した事業を今やめるというのはもうなかなか難しいと思うんですよ、予算ですから一般財源も含めそれで足らなかつたら、ふるさと納税の2億5,000万円を出さずに使っていたという形ですから、この出せる2億5,000万円がなくなって、基金がなくなる可能性があるときには事業をやめるのか、ほかの基金を使うのかということの質問で、それを質問しているんですけど、それはお分かりですか。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 町の予算ですので、全体的な考えの中で話しております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） 結局、全てのということは、全ての基金が、じゃあ言葉を変えて、全ての基金が幾ばくか今から減っていくということも考えられるということで了解したいと思うんですけど、私がもらっている資料によると、やっぱり令和6年度の資料で、やっぱり全て財政調整基金は今年度において3億円、減債基金においては1億円、公共施設整備基金では930万円取り崩して計上しているということですから、全体の基金は今の状況では減っていくのかなと。例えばふるさと錦ゆかり基金だけでなく、今の状況では全体の基金は減る可能性のほうが多いという認識いいんですかね。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 今の全体の中でふるさと納税の4億円ほどあった分が減っていくということであれば、結局その分今まで使っていったり、或いは余った分は一般基金のほうに繰り入れておりましたので、やはり全体枠をしっ

かりと考えていくと。収支のバランスを取っていくということになるかと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） どっちにしろ今後、ふるさと納税だけではなく、全てのことにものすごく危機感を
持ってやっていかなければいけないということの現れだと思うんですね。だからふるさと納税だけでなく、国からく
るお金で余剰を基金していく、今までの余力というかかたが弱くなっていく可能性があるということだと私は理解
します。確かに基金を取り崩してでもしなければならぬ事業というのは必ずあると思うんですね。例えば急な大
災害とかのために必ず必要だということを町長はよく言われますよね、だからその辺のことも含めて、持っていて
私は悪いとは言わないんですけど、こうなっていく可能性が今から出てくるということをやはり考えなくちゃいけな
いと思うんですけど、私たちもですよ、町長はどういうふうに考えていますか。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 日本の経済そのものが弱くなってきているということでもありますので、やはりしっかりと
した収支のバランスを取っていくということに尽きると思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） 本当に今、一番正念場のときに来て、私はふるさと納税の場合、お茶のペットボ
トルのことで半減したということで、逆になんで国はそのときにいいと言って、それで始めて、途中で駄目だと言っ
て、全くその聞く耳を持たない。そしたらもう一生懸命、錦町でペットボトルが2億円あったのを全然認めないという国
の施策にもちょっと私も憤りを感じていますが、これが変わることがないというのが悔しいんですけど、というこ
とは今言われたとおり、時代の流れもあって、ペットボトルもあって、色々なことが加味されて、下手すれば丸一桁
違うような基金が集まらないという状況になっているということと私は認識しますが、結局、町全体の基金でって先
ほどから町長が言われますけど、やっぱりこれは本当に危機的な状態だということを認識しないと、あっという間に基
金が枯渇するというのが私の考え方なんですけど、町長はその辺のことはまたどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 俗に言う町が発展するためには、子育て支援対策とかそういうのをちゃんとしていかなけれ
ばなりませんし、或いはお年寄り対策もちゃんとしていかなければならないと思っています。そういう中での収支の
バランスを取っていくと。それから、先ほどふるさと納税の減少している、ペットボトルで落ちたという話をしまし
たけれども、逆にペットボトルに変わるべきそのふるさと納税の返礼品、これの開発もしていけないといけな
話でございまして、今後については、先ほど言いますように、現在においてふるさと納税の減少した分をしっかりとみ
んなで考えて、そして収支のバランスを取っていくということに尽きると思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） 町長が言われたとおりのことなんですよ、できないものを今からできるようにす
るためには相当な努力が要ると思うんですけど、結局もう絶対、多分、今までふるさと納税の2億5,000万円程
度を使ってきた事業が、私たちがもらっている資料を見てみますと、もうやめられるような事業はほとんど今のとこ
ろないと思うんです。私がここで令和5年度ふるさと納税譲渡実績決算ベースと書いてありますが、もうここで減
らせる可能性のあるものは、保育所等施設整備事業、一武こども園がもう終わったから2,500万円もいらないと

思うんですけど、ほかはもうこの中からどれを割愛するというのは、もう恐らくなかなか無理なことだと思うんですよね。だからこの事業が悪いと言うんじゃないです、こういうことをしていくためにも、先ほど町長が自分の口から言われたように、品物の開発をやっていかなければ、そして魅力あるものを作っていかなければ、恐らく今のままでいったら本当に大変なことが起きると思うんですね。だから先ほどから言っているように、その品物の開発についてはどのような方法を考えているか伺いたい。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

ふるさと納税の返礼品の開発に関しましては、現在それに特化しているものではないんですけども、空がつなぐまち・ひとづくりの事業の中で、4市1町が合同というか予算はうちについているんですけども、その辺で農産物でありましたり、その活用をした新商品の開発を今取り組んでいるところです。

あと6年度のふるさと納税額の落ち込みの一番の要因としましては、例えば共通返礼品というものがございまして、その寄附額がどうしても総務省の20%に抑えろという指示の下、本町においては、例えば2,000円で卸ろしていただけるものをうちの寄附額が1万円で設定するところでございますけれども、例えば、すいません、3,000円で設定させていただきます。3,000円でうちの場合は1万5,000円、20%という寄附額の設定になっています。あるところはその額が1万円、いまだに30%程度でいわれている自治体がございます。同じ商品でありましたら当然納税される方は1万円のほうで納税されることになりまして、今のような落ち込みが出ているところです。ちょっとうちのほうでも、ふるさと納税委託事業者との委託料を見直していただいたところで、若干その金額に関して減らすような取組であるとかを一品、一品行っているところでもございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） もう1回、町長にお聞きしますが、町長も多分先月の8月22日、23日、24日、日経新聞で読まれたと思うんですけど、今言われたことが秋田県と同じあきたこまちで同じ生産のところで値段が違う、そっちのほうにやっぱり安いほうに取られると、そういうことが今常識的に行われているんじゃないかと思うんですけど、そこまでゼロとは言わないけれども、こういうことが起きていることに対して町長はどのように考えているか伺いたい。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） ふるさと納税そのものが、これは地方の創生事業の一環として始まったわけでございますから、我々とすればこういう弱い地方、これを国はしっかりと見据えていくということが重要ななと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） やはり町長の持論だったんですよ。財調とか基金の大事さが私は分かるんです。何でかという多分、多分うちの場合ですけど、財政調整基金の世の中でいう適正といえば財政力指数から3億円、本当は3億七、八千万でいいのを、今こだけ余力があるということは、我慢してきて貯めた実績であると私も分かっています。だからもうこの余力があるときに、なるだけまた余力ができる財政に持っていく努力をするべきだと思うんですけど、これが本当に今までのとおり財政力指数の3億6,000万円でもいいやとか、4億円でいいやと思っていたら、こういうことがきたとき大変なことが起きたのは、私も徐々に分かっています。だから、今これが余裕ができるうちに、何かやれるものをやるとしたときに、今やっている事業は確かにお金を生むものはないんですけど、僅か

ながら可能性が今のところあるのが海軍資料館なんですよね。だから海軍資料館のことで今度はお聞きしたいんですけど、私のもらった資料によると、去年、大体町は2,600万円を上限に、5年間、錦町観光協会の手助けするということになっていたんですけど、私も去年も厳しく言いましたが、去年100万円だけ、2,600万円が2,500万円になって減額しているんですよね。そして入館者も10%増えて去年の同時期の4月から8月においては、比較すると今年は4月から8月で、ここに書いてあるのが113%の増となっているんですよね。また8月の入館者数は過去最高の3,337人といって大変良い結果が出ているんですよね。そうすると唯一、一応こっちから補助しているのに儲けというのはおかしい話ですけど、それがあれを閉めることはできないから、減らしていける明るい未来が見えていると、少し明るい未来が出ていると思うんですけど、そのことは、町長はどのように考えておられるか伺いたい。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 本年度の資料館の財源として、ふるさと納税から2,000万円ほど手当をしているところでございます。先ほど企画課長も説明しましたように、来館者も増えているということでもありますので、そして来館者が増えたということは、そこばかりじゃなくて錦町全体にお客さんが来られているということでもありますので、そういうことを考えていけば大いに錦町のPR、或いは錦町の物を買っていただいたということも当然考えていかなければなりませんし、ああいう施設というのは、もうける、或いは損をするとそういうようなことじゃなくて、先ほど言いますように、多くの方々が錦町のことを知っていただく、そして平和の大切さを知っていただく、戦争の醜さを知っていただくそういう意味での施設ですので、ああいう施設はちゃんと対応していかなければならないと思っております。ただ、今後について先ほど来言いますように、財源そのものも全体の財源が、ふるさと納税そのものが減ってきておりますので、ほかの物で対応していくということです。ほかの物で対応するためには、やはりいろんな面で皆さんで辛抱していただくということも今後考えていかなければならないし、そして反面、逆に開発をしながらふるさと納税の返礼品として開発をまたしていくということが重要かなと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） 今年は僅かばかりでもよい結果が出たことで、来年度も、次もだんだんよくいい結果が右肩上がりに進むようにいってもらえればそれに越したことはないんですけど、私が委託料を一般財源を含めて、今2,500万円、ふるさと納税と合わせて軽減をするために、町長にちょっとお願いがあるんですけど、町長でもあり錦町観光協会の会長としての今後の意気込みでも決意でも言ってもらえればいいかなと思うんですけど、よろしくお願いします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 錦町の観光協会会長としての意気込みはということでございますけれども、観光の資源というのは、人吉球磨にもほとんどありませんからそういうのをやっぱり開発していく。ただそうは言っても、唯一ありますのが、人吉球磨全体で売り出していく、或いは多くの方が来ていただくということは、先ほど来言いますようなミュージアム、もうこれが一番だなと思っておりますので、これをしっかりと売り込んでいくということを必要と思っております。学校関係も修学旅行でも何校か来ていただいておりますので、そういうのを膨らませていくということが重要かなと思っております。あと観光協会とすれば、考えられるのは今年は駄目でございましたけれども、フルーツの部分、これをしっかりと売り出していくと、PRしていくということが大事かなと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） もう本当に観光協会の会長としても、町の町長としても、私たちと違って同志を200人ぐらい社員というのがおかしいですから、同志っていうのを200人ぐらい持っている状態の方なんですよ。だから本当に今の状況を本当に苦しいということで、やっぱりもう一度、200人ぐらいの同志の皆様と、私はもうフルーツも大事なんですけど、あそこミュージアムを、今やっと右肩上がりになってきた状態なので、もう一步力を入れてやってもらいたいと思うんですけど、会長はどういうふうに考えているか伺いたい。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） ミュージアムに関しましては、ハード面はもう既に終わっていると思っておりますので、先ほど言いますように、今後PRにしっかりと力をつけてしっかりと応援をしていこうと思っておりますので、質問議員におかれましてもそういうことを是非お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） 職員の方にも町長にもお聞きしたいんですけど、ミュージアムのコマーシャルの映像を見ましたか。今テレビでやっているんですよ、とんでもなくすごいコマーシャルなんですよ、景色といいミュージアムの前を子どもを連れて通ったりとか、そこの近くの杉の木もきれいに映してあって、洞窟の中もきれいに映してあって、もういかにもここに行きたいなというのを、私は昨日、夜中か今朝かどっかテレビで見たもんですから。急に。見たことないんですかね、見たことある人は手を挙げてもらえますかね。町長ですよ、手を挙げなかったのは。みんな本当にすごか、感動する。多分見たら感動するコマーシャルなんですよ。私も寝ぼけていたか夢だったかと思ったぐらいの時間だったんですけど、今朝か夕べか、ああいうのをもう少し、テレビ出すのはお金かかるから1階でちょっとしたモニターに出すとか、あれを見たら絶対感動すると思うコマーシャルなんですよ。そういうことをやってもらえれば、1回来庁した人が本当におおって振り向くようなコマーシャルなんですよ、そういうこともやってもらえれば。確かに話によりますとあのコマーシャルで8月来たという人が相当いたそうなんですよ、そのコマーシャルを見て。だから町としてもそういうことを入口に売り出していくような考え方は町長はないですか。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

ただ今御提案いただいたことを、様々なことを取り組んでいって、また集客増に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） 本当によろしくそれはお願いしておきます。それで、今、町長ほうが先に言われて、ハード面、もう完全に松根油の整備が完了した時点で、今もうハード面は終わったということで理解してもよろしいですか。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

先ほど町長も答弁申し上げたとおり、松根油跡の整備で施設関連の整備は一段落したものと考えております。ただこの夏の猛暑によりまして、赤トンボを展示している室内に実は空調がございません。急場をしのぐためにスポット

エアコンとかでこの夏を乗り切ったところです。ですので、空調整備に関してはちょっと必要なのかなと今考えております。あと松根油が隣接しておりますところに地下発電所跡が一応ございます。ただ、人吉農芸学院の敷地内でございます。今そちらとその施設をどうするかというような協議が始まったところでございます。町として今のところ積極的に整備をするという計画はございませんけれども、今そのような協議を進めているというところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） 町長、もうすぐ夏は終わるかもしれませんが、来年のためにもせっかくあそこに赤トンボを出してあるんだから、クーラーをつけることぐらい町長は全然やぶさかではないと思いますが、一応その答えをお聞きしたいです。

○議長（荒川 孝一君） 町長、いかがですか。森本町長。

○町長（森本 完一君） 担当課長が説明したとおりでございます。

○議長（荒川 孝一君） 高田議員、今の答弁でよろしいですか。11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） 何て答弁しなつたですかね、課長。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

空調設備がないので、その整備は必要なのかなと考えておると申し上げました。

以上でございます。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） 最後の担当課長が必要だと言いましたので町長はどのように考えていらっしゃるんですか。（「必要ですと言いましたので」呼ぶ者あり）必要、じゃあ必要ですと言いましたから必要だということで認識しているんですね。はい、分かりました。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） 次に行きたいと思いますが、この資料をちょっと出してもらえますか。これは全戸に配ってある資料なんですけど、本当にこの中で出産・子育て応援交付金に800万円とか、錦町子宝祝い金に1,540万円、錦町子ども医療助成制度に1,802万3,000円とか、保育所の副食費に1,085万7,000円とか、もう大きな金が動いているんですけど、合計すると大体幼児の子どもたちのために使ったお金が事業ベースですけど1億2,000万円ぐらいになるんですよ。この中でも私が子育てをしているときにあったのは何があるかなと探すぐらい、今はもう本当にこの子育ての事業が充実していて、またこれは保育所の無償化がありました2,542万5,000円、私たちが子どもを育てているときに副食費とか保育園の無料化なんかもう考えたことがなかったもんですから、これだけのことをもうやめることはできないんですよ。なんかここ五、六年で出たような気がして仕方ないし、中学校のほうまで至るともうこの同じとこに書いてありますけど、大体給食費も含めて小学校の6,467万2,000円ぐらい予算ベースで使っているんで、両方合わせて1億7,000万円ぐらいの事業となっているんですけど、なんかもう私が子育てしているときにこういう制度があればよかったなと思っているんですけど、このことを簡単に、町長がここまでこの事業に力を入れた理由をお聞きしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 私、子育て支援にもしっかりと力を入れてきましたので、そういう意味でこのように補助金制度、助成制度をつくり上げてきたところでございます。そういうこともあって、それがどうか分かりませんが

も、高田議員はそれを否定されますけれども、私どもはやはり人吉球磨全体をどうにかこう、疲弊しておりますから多くの方がここに住んでいただくという意味で、若い人たちが頑張ってこの人吉地域で生活していただくということを私は思って、予算もない中でございますけれどもつぎ込んできたところでございます。せんだって熊日新聞にも載ってございましたけれども、県下45市町村の減少率といいますかそれが載ってございましたけれども、錦町は其中で増えているのは、8町村熊本市周辺の町村だけ、あとは全て37市町村ですから全てが減少です。ただ錦町は減少といっても0.57%の減少ということでありますので、熊本県の中でも十二、三番目の減少で済んでいるということは、やはりそういうような子育て支援とかそういうのが充実をしたからこそ減少率も少なくて済むんじゃないかなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） 町長、勘違いしている。私はほら良いつて言って否定はしていませんから、絶対。肯定した意見ですよ。これを何で始めたのかなと聞いたんですよ。だからこれだけのことをやることは悪いとも否定もしてない。どういう理由で始めたのか、肯定してもいいんじゃないってことだから、町長はどういう理由で、これは本当に正直言います。悪いと思っていないしやってよかったと思います。だから、今から内容についても言いたいことがあるんですけど、ここまでやって、今町長はなんだかんだ言われるけど、今年、令和6年、出産者数が4月4人、5月2人、6月6人、7月5人なんですよ。去年よりも大幅に減っているんですよ、現実。これだけのことをすることは私は否定はしないんですけど、現実これを見直してもう少し頑張ろうと思うように私もしたいと思って言っているんですけど。小学生の転入が28、転出が26なんです、ここ4年間。それと中学校に至っては3人増えています、児童数が。そういう結果がこんだけやって何で出ないのかって不思議でたまらないんですけど。これだけのことをやって結果が出ないということは、この制度は否定はしていないけど機能しているのかなと、まあ私の近くの保護者はこれがあって感謝していますという人も多いけど、これが当たり前と思っている人もいますよね。だからもう少しこれをこんだけのお金を使ってやるのなら、この出産結果、転入結果に出てくるようにやるための方策として、私はこれも肯定するんですよ、だけでもっと私なりに考えたことが、今度はあとは金銭とか物じゃなくて、何かあるんだと、何かがあれば子どもが来るのかとか、小学生が増えるのかとか、私なりに色々な人の意見を聞きながら思って考えたのが、今から私の持論ですから聞く必要がなければ反対してもいいです。

まず、庁舎内の1階に、コマーシャルになるぐらい、授乳室とかおむつ交換室とかつくったりとか、私たちが道の駅、くらんど公園に行きますけど、くらんど公園で言われるのは、保育園児が乗る乗り物がないと言われるんですね。確かに、私たちのような高齢者がこうすつとはあったりとか、小学生が乗ったりする、ブランコに乗れるのは5歳ぐらいからなんですね。シーソーも落ちるんです。だからそういうのをしたり、子どもがどこに行っても、公園でもどこに行ってもいっぱいあるのは砂場なんですよ。どこの公園に行っても。ただ枠を造って砂ば入れておくだけで、あとはダイソーかどこかに300円ぐらいの砂遊びセットが売ってありますから、あれを五、六個投げとけばいいんです。そういうことが、そういうことを今度から、そういうことをして、結局、よく言われるマスコミに錦町の1階の写真を撮ってもらって、授乳のちょっとでつかい看板があるとか、おむつを替えるんだとか。今度、くらんど公園に乳児が遊べる施設を造りましたと。例えば、ぎこぎここういうやつ、よく幼稚園に何かあつとですけど、そういうのとかをやったほうが、これでこの結果ならそれは絶対やるべきだと思うんですけど、町長、その辺のことは、するしないは別としてどう考えよるか、ちょっと伺いたい。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 道の駅そのものも、多くの来館者に来ていただいております。今、おっしゃった部分が、もしその砂場を造ることによって増えるということであれば、しっかり検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） 本当に、私もこういうことを言うのは変なんです。孫ができてからよく公園とか行くんですけど、もう3歳、4歳児は砂場だらけですもんね。大体どこもです。それと、やっぱりちっちゃい子ども向けのパンダとか、カバさんとか、何かそういうのが置いてあったり、水俣に至っては、20メートルぐらいの塩ビ管ば土の中を通して、こっちのお母さんが、おーいと言えば、こっちで3歳児ぐらいが、えーいっと。そういうぐらいの、何か本当に予算的にも幾らかからないような遊び場でもできるんですよ。

私はこれが、こんだけやってもこれだけの結果が出ないというのは、何かしなければいけないと思っていて、もう一つはちょっと予算のかかることで、教育長にはちょっと耳が痛いかもしれませんが、うちの孫たちが小学校2年生ですけど、この猛暑の中、図書館に行くんですよ、夏休み。そうしたら帰って来るんですよ、また汗じっくりで。「何で帰ってきた」と言えば、「高学年の人がおって座るところがなかったし」、なんだかんだと言う。

私は前から図書館は必要だとずっと言ってきた人間だから、特に、今年、そういうことを聞いたときに、そして、また、図書館だけを造れとは言わないんですよ。図書館というのは補助のある事業じゃないもんで、ただ、もう今年は耐用年数を考えてください。あの建物の。また、今年も青年会館の雨漏り、修理する百何万円。そういうことの、今度は台風が来たら、もしこの前の台風は本当だったら吹っ飛んでいたかもしれん建物ですよ。

もうここで、まず、それと私もちょっと行って調べたんですけど、ここは場所的にも最高にいいんですよ。だから、町外の人が借りている人が多いんですよ。割合が。借りられるからですね。だから、私は何とかして図書館だけ造るんじゃないんですよ。図書館に青年会館、また老人が入れると、その予算的には大きくなるかもしれないけど、そういう文化を育むと書いてあるような、文化を育むような町が、自分は好きなんですよ。本を読むのが好きだからといえはそのぐらいだけど、やっぱり本当に今年、本当に孫たちが三、四人で行った、汗じっくりで家に帰ってきて、もう椅子がね、おそらく分からないけど、ちょっとここで教育長、あそこは何個ぐらい椅子ありますか。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

学習ができるようなテーブル付きの椅子が、手前に4人掛けが2台、それから奥に1台です。全部で12人分だったかと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） 教育長、町長、12人しか座れないんです、椅子に。12人しか。そしたら一、二年生は高学年、また高学年は中学生がいたら、そしてまた高校生が勉強していたら、もうそういう状態の図書館なんですよ。私はどうしても、何回も言いますが、図書館がある、ないでは違うし、うちは何回も言いますが、多良木、湯前かみあげから人吉に仕事に行く人、人吉からかみあげに仕事に行く人、そこで本を借りる、本当に最高の場所なんですよ。だから、そういうことを考えたときに、これだけやって結果が出ない。何かばやれというなら、私は図書館と思うんです。それはもう町長が決めることだからいいんですけど。なんせ図書館というのが、どうしても私は研修で、不知火図書館も行って、それから芦北の図書館も行きました。でもその後、もう不知火には4回、芦北には3回行っています。図書館ですね。

何で行くかという簡単なんです。蔵書ですよ。蔵書がいっぱいあるから行くだけのことで、そういうことも考えて、やはり、ほかに先ほど言った公園のことも、また庁舎内に授乳所とかおむつ替え所とか、でかく、わざとですよ、でかくして。もうこの図書館だけです、図書館だけは必要と思うんですけど、いかんせんこういう財政のこと言っておいて、造ってくれというのも、本当はなはだ虫のいい話なんですけど、私は将来的にも、いつかは造らなければならない施設だと図書館は思っていますが、今すぐじゃないけど、町長はその辺のことをどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 町の施設そのものは、やはり老朽化が進んで全ての施設が老朽化が進んでいると。これはもう現実ですから、だからこそ先ほど言いますように、健全な財政運営をしながら、ちゃんとした基金をつくっていくということが一番だと申し上げているところでございます。

図書館そのものも、私も改築する時期に来ていると思っております。今、一つ考えておりますのが、消防署が隣にあたりしますので、そういうのを含めて、もうちょっと隅のほうにやって広くしていくとか。或いは消防施設がそこに残れば逆に、対面が2,000平米ほど町有地として運動場のすぐ横にありますので、そういうのを活用して対面のほうにそういう図書館を造るとか、そういうことをしていこうと思っております。

ただ、そうは言ってもまだまだ時間が要しますので、考えの中ではそういうことを考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） 今、町長も教育長に振ろうとされたから、教育長のほうの意見も、どうぞこの図書館に対しての意見をよろしくお願いします。

○議長（荒川 孝一君） 毎床教育長。

○教育長（毎床三喜男君） ただ今の御質問にお答えします。

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策についてという、平成30年に中央教育審議会のほうが答申しております。これからの社会教育を目指す方向性が示されているわけですが、その中に社会教育施設である図書館においては、地域住民の学びのニーズに対応できる情報拠点としての役割、さらには、まちづくりの中核となる地域住民の交流拠点としての機能の強化が期待されているところです。

実際、錦町の図書館におきましては、質問議員ありましたように、この猛暑の7月、8月、それぞれに1,000人を超す利用者がありました。その半数は、小中高の児童生徒でございます。調べ学習など、学習コーナーでの利用も多く、日によっては席が足りない状況もあったようです。図書館に行き、自らの興味、関心、問題意識を持って本や資料を探するという経験は、もっぱら主体的で探究的に学ぶ行為で、本人の知的成長につながることはもちろんですが、協働して問題を解決していくという、これからの時代に求められている学力を育むことになると考えています。

また、親子で来館され、子に読み聞かせをするなどの利用もありました。

毎年、図書館のほうで季節ごとに工夫してイベントを実施してもらっておりますが、昨年も今年も3月のひな祭りイベントでは100人近くの方が来られて、親子で参加されても会場入りきれないような状況もあります。イベントの様子というのは、フェイスブックで図書館のほうで発信されておりますので、住民の方々も見ていただけたらというふうに思っているところですが、住民福祉課が実施しました今年、子育てのアンケートの中にも、休日、それから雨の日に親子で過ごせる場、図書館の整備を求めている声が複数あったと記憶しております。

財政的なことがあって、すぐに整備というわけにはいけないんですけども、将来的には、人吉球磨地域の文化情

報の発信拠点としての役割を担って、また錦町民の学習、交流を通して、町民の文化的一体感を醸成する象徴となるような図書館の誕生を切望しております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） ありがとうございます。あとは、私が言うことはないんですけども、そういう状況ですので、できればきゅうきゅうじゃなくても、公共施設基金でもまだじっくりと固めながら、それからでもいいですけど、今から育っていく子どもたちのために図書館は必要と思いますので、今後よろしく町長にもお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田孝徳議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和6年第3回錦町議会定例会8日目の会議を散会します。

午後4時09分散会

令和6年 第3回 錦 町 議 会 定 例 会 議 録 (第3号)					
招 集 年 月 日		令和6年 9月 3日		招 集 の 場 所	錦 町 議 会 議 場
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告		開 議 閉 会	令和6年 9月11日 令和6年 9月11日		午前10時00分 午後 3時56分
出 席 及 び 欠 席 議 員		議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
出席議員 12名		1	出 谷 口 一 也	10	出 金 山 民 幸
欠席議員 0名		2	〃 丸小野 聖 一	11	〃 高 田 孝 徳
凡 例 出 出席 欠 欠席 公欠 公務欠席		3	〃 梶 原 誠 二	12	〃 荒 川 孝 一
		4	〃 早 田 和 彦		
		5	〃 吉 田 眞 二		
		6	〃 石 松 まゆ子		
		7	〃 竹 田 農利人		
		8	〃 岡 田 武 志		
		9	〃 池 田 秀 晴		
会 議 録 署 名 議 員		4	早 田 和 彦	5	吉 田 眞 二
職務のため議場に出席した者の職、氏名			議 会 事 務 局 長 蓑 田 和 也		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名					
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	住 民 福 祉 課 長	山 園 琢 磨	農 林 振 興 課 長	有 瀬 耕 二
副 町 長		保 険 政 策 課 長	吉 田 誠 二	地 域 整 備 課 長	上 野 陽 一
総務課長	深 水 英 雄	健 康 増 進 課 長	東 貴 志	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 波 昌 一
教 育 長	毎 床 三 喜 男	税 務 課 長	蓑 田 俊 哉	教 育 振 興 課 長	尾 方 良 一
会計管理者	白 川 裕 美	企 画 観 光 課 長	岩 尾 和 文		
議 事 日 程		別紙のとおり			
会 議 に 付 し た 事 件		別紙のとおり			
会 議 の 経 過		別紙のとおり			

議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第61号 令和5年度錦町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 議案第62号 令和5年度錦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 議案第63号 令和5年度錦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議案第64号 令和5年度錦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第65号 令和5年度錦町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第66号 令和5年度錦町水道事業会計決算認定について
- 追加日程第1 議案第79号 令和6年度錦町一般会計補正予算（第4号）について
- 追加日程第2 議案第80号 副町長の選任について
- 日程第8 議員派遣の件について
- 日程第9 委員会の閉会中の継続調査申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第61号 令和5年度錦町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 議案第62号 令和5年度錦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 議案第63号 令和5年度錦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議案第64号 令和5年度錦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第65号 令和5年度錦町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第66号 令和5年度錦町水道事業会計決算認定について
- 追加日程第1 議案第79号 令和6年度錦町一般会計補正予算（第4号）について
- 追加日程第2 議案第80号 副町長の選任について
- 日程第8 議員派遣の件について
- 日程第9 委員会の閉会中の継続調査申し出について

午前10時00分開議

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和6年第3回錦町議会定例会9日目の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある日程表のとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、ただ今から一般質問を行います。

本日は、2番、丸小野聖一議員、6番、石松まゆ子議員、5番、吉田眞二議員の予定です。

2番、丸小野聖一議員の一般質問を許可します。2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 皆様、おはようございます。2番議員の丸小野聖一でございます。議長の許可がありましたので、令和6年度第3回錦町議会定例会一般質問を行います。

まず最初に、私の目指すところを述べたいと思います。いつも話しているとおりでございますが、1番、希望、未来に明るく生きがいを感じる社会、2番、創生、今ある価値、そして新しい価値を創造する社会、3番、伝統、過去を重んじ、未来につなげる社会でございます。これにのっとなって、今回も質問したいと思います。

それでは質問に入ります。本日は、質問事項1、第6期総合計画より、人口の将来展望について。

質問要旨1、町民の移住に関する意識について。人口の将来展望に対する対策となります。質問事項の2、過去の質問より、学校教育の充実について。質問要旨、学校給食の地産地消について。以上、2項目質問したいと思います。

それでは、これより質問席より順次質問に移らせていただきます。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） まず、最初に錦町総合計画より、42ページになりますが、町民の移住に関する意識のところからお話を進めていきたいと思います。

錦町には高い生活満足度という項目がまずございます。それは、自由環境、子育て、教育環境というところが代表的なところでございます。私も約5年前に錦町に帰ってまいりましたが、特に子育てもやっておりません、教育も受けておりませんが、住環境については、都会で過ごしてきた身からすると非常に満足度が高いと感じています。一方で、満足していない点として幾つか挙げられていますが、代表的なところで交通と医療というところが挙げられています。

今回は、交通の利便性について質問させていただきたいと思います。7月31日の人吉新聞の記事の中でこういうところがありました。皆様も経験されてその場にいられた方もいらっしゃるかもしれませんが、7月26日、山江村上り線でトンネル内で起きた車両火災、これが元に上下線とも通行止めになりました。解除にかかった時間が上り線で11時間、下り線で8時間、迂回車が219号線に殺到しまして、渋滞が人吉一八代間で起き約3時間かかったというふうな記事でございます。このような状況を踏まえて、行政で何か計画はございますでしょうか。質問させていただきます。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） お答えいたします。

町の道路計画については、毎年計画しながら話をしていくところでもありますが、さっき質問議員がおっしゃいましたトンネル、高速道路ですね、これにつきましては、私どもも4年前の7月の大水害を受けまして、JRも駄目でありましたし、219号も駄目になっておりました。それから、くま川鉄道も駄目になっておりましたので、交通網の中でも道路もそのものが、高速道路が本当に命綱でありましたので、これがなくなる、或いは交通ができない、遮断されたということになると、この人吉球磨は本当に厳しいなど。あとは445号が山、五木回りがございますけれども、反対のほうからも来ますから、とてもこの道路網についてはしっかりと整備していかなければならないと思っ
たし、そして町村長でもそういう話をしながら、しっかりと道路網の対策については、県、国に要望しながら対応していこうという話はしたところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 町長、ありがとうございました。交通網について企画観光課のほうでは、どういうお考えでいらっしゃるかを御質問させていただきます。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

ただ今、町長が答弁申し上げた部分と重複する点はございますけれども、人吉球磨地域への交通網につきましては、現在、ＪＲ肥薩線が豪雨災害から復旧できておらず、メインでございます九州自動車道、国道２１９号線、五木回りの国道４４３号線など、自動車によるもののみとなっております。熊本県全体で見ますと、本年から県央地域で半導体製造工場が稼働を開始しており、熊本県としましては、その効果を県南地域にもと言われているところです。県南地域への企業誘致が進まない要因としましては、人口減少、或いは長年の懸念材料であります雇用の流出もございますが、道路交通網の脆弱さも挙げられます。このような観点からも、交通問題を人吉球磨１０市町村が一体となって企業誘致に取り組むことで、人口増につなげていくといった要望等を行う必要があるのかなと考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ２番、丸小野議員。

○議員（２番 丸小野聖一君） 町長、そして、企画観光課の答弁、大変ありがとうございました。町長も色々なところで１０市町村の会合等で出られますけど、そのときにおいても是非その問題点を首長の方たちとお話し合いをいただいて、これについてすぐ改善できるとも私自身は思っていないのですが、将来的に誘致企業であったり、大きなところが来た場合のネックになるのではないかという問題提起でございます。大変ありがとうございました。

それでは、次の要旨に移りたいと思います。総合計画の５１ページのところに書いてある、錦町及び球磨地域の将来人口について御質問させていただきます。今、企画観光課の中でこれ事実でございますが、将来どういう形で人口はなっているのでしょうか。御質問いたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

人口の将来展望と対策につきましては、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研が４月に公表いたしました令和５年将来推計人口におきまして、本町における２０５０年の推計人口は６，９１１人まで減少するとのことでした。また、同じく４月に人口戦略会議が全国の消滅可能性自治体を公表し、本町は１０年前の前回公表時には消滅可能性自治体に位置づけられていたところですが、今回は県内１８市町村の中に含まれていなかった状況でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ２番、丸小野議員。

○議員（２番 丸小野聖一君） どうもありがとうございました。続きまして、同じくの流れの質問でございますが、人口の展望、そして、目指すべき方向性について御質問いたします。お願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

本町の人口推移につきましては、平成２２年の国勢調査で１万１，０７５人、平成２７年が１万７６６人、直近の令和２年が１万２８８人ということで、１０年間で７８７人の減となっているところです。過去１０年間の政策の検証をしたところでございますが、これまで教育支援等を含めた子育て・出産支援の充実拡充、移住・定住者に対する助成制度、或いは婚活イベント、結婚、新生活者への支援など、様々な対策を講じてきているところです。人吉球磨全体で見ますと、他市町村と比較して、本町の減少率は緩やかになっているものの、人口増とまでは至っていない状況です。そこで、人口減少問題を各担当課のみではなく、全職員で共有して、様々なアイデアを出していただくために、今年５月末に人口減少対策に係る職員ワークショップを、まず若手職員を対象に開催いたしました。その中で多くの意見が出されたところです。それを受けまして、７月には係長級職員に共有いたしまして、人口減少対策に関す

る、またさらなる多くの意見をいただいているところです。今後につきましては、町内の若者の方を対象にワークショップを開催いたしまして、様々な御意見をいただき、精査し、今後の総合計画等に落とし込むことで、人口減少問題を解決することにつなげていけるような取組を今進めているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございます。よく分かりました。前回、消滅可能自治体から脱却されたということと、直近もそうですが、長らく町長の考えてらっしゃる子育てに対する思い、前回の議会でもお話が出たと思いますが、人口に対して町長は非常に懸念をされているところは耳によくいたします。改めてはございますが、今現在将来の錦町の人口についてに限らず、そこら辺の考えを町長にお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 将来の人口の展望ということでございまして、私たちが住む錦町というのは、昭和30年に御存じのように、一武村、西村、木上村、この3村が合併して誕生した町でございます。合併当時の人口は1万4,724人、うち高齢者は679人で、高齢化率は4.9%でございました。それから現在、68年、69年ほどが経過するわけでございますけれども、令和5年度末の人口は1万112人、高齢者が3,525人、高齢化率が34.8%です。先月、厚労省は日本の上半期の出生数を公表をしておりますが、本年度上半期に産まれた赤ちゃんの数は、前年に比べて5.7%減の35万74人だったと公表し、これまで比較できるようなデータの中で最も少ない赤ちゃんの数だったと公表をしております。また、総務省が公表した住民基本台帳に基づく、本年4月1日現在の人口動態調査によりますと、熊本県の人口は172万8,098人。前年からの増加率は、昨日も話をしましたけれども、熊本市周辺の8市町村のみで、あとの37の市町村は全て減少です。担当課長が話しましたように、錦町も減少の38市町村の中に入って減少はしております。ただ、減少率そのものが、前年に比べて0.57%ということで、減少率は非常に低く、低いほうからしますと4番目に低いということです。従いまして、熊本県で減少していないのが8市町村、それからの4番目ですので、45市町村のうち12番目の人口の減少というそういう位置にいるというのが、錦町の現状でございます。また人吉球磨管内は8万人を割りまして、7万9,776人です。人吉球磨管内の減少率は町村によってでございますけれども、1.6%から5.8%のこの範囲内で動いておりますので、先ほど、錦町の減少率が0.57%と言いましたけれども、いかに錦町がこの人吉球磨の中で減少率が低いかがというのが分かるんじゃないかなと思っております。将来人口の展望というのはなかなか難しく、まず、これは国策でやる話でありますので、しっかりと今の錦町の現状プラスの国に対して、先ほど言いますように日本全体が減少しておりますけれども、ただ増えているのは増えているところがあるわけですので、やはりそういう一極集中にならないような国の政策、方策、これを私はしっかりと国に対しては要望していかなければならないと思っております。

そういう中ではありますけれども、人口を増やすという意味では、若い人たちが希望する職種っていいですか、職場っていいですか、まあ仕事場があるということが一番だと思っておりますし、そして十分な収入を得られるということも挙げられるんじゃないかなと思っております。そして、出産とか子育て、これの支援というのが、私は一番充実していくことが、この地域に若者たちが残ることにつながっていくと、このことがやっぱりこの人吉球磨の充実につながっていくと思っております。財源も非常に厳しゅうございますけれども、その財源が厳しい中でもそういうような金の使い道をしながら、この錦町、或いは錦町だけじゃなくて、この人吉球磨全体に人が残るようなやり方、これを今後も進めていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 町長、ありがとうございました。国策という言葉が出たと思います。私も全くの同意見でございます。ただ、その中でできることを、非常に難しい策だと思いますが、模索していきながら、皆さん一緒に考えていくべきという話でございました。全くそのとおりだと思います。これを踏まえまして次の質問に移らせていただきます。

質問事項2の過去の質問より、学校教育の充実について。質問の要旨、学校給食の地産地消についての質問に移らせていただきます。前回の6月の質問と重複するところもあるかと思いますが。御了承いただければと思います。

まず、1番目に学校給食の現状についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

学校給食の現状についてでございます。学校給食の現状については、質問議員から前回6月の議会においても御質問をいただいているところであり、同じような答弁になるかと思いますが、今現在も地産地消の推進を行っているところであり、錦町産の米や野菜の利用のほか、人吉球磨産、熊本県内産、九州産というように、メニューに応じて食材の選別を行いながら進めているところです。

現状としましては、令和6年度においては、1日当たり約1,030食（人）の給食を提供しているものの、年々減少しておりまして、来年度以降については、より減少傾向になるかと思われます。

また、給食提供に係る経費、食材費についてですけれども、令和5年度が約5,400万円、令和4年度が約5,200万円弱となっており、近年の物価高騰のあおりを受け、年々増加している状況にあります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございます。前回と重複した質問になったかと思いますが、2番目の御質問といたしまして、予算に対する財源についてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の質問にお答えいたします。

予算、財源等につきまして、先ほど御説明した食材費に係る負担、これまで原則として保護者が負担することとしておりましたが、既に御承知のとおり、町による給食費補助を実施しており、保護者の負担はありません。全額町補助となっております。また、町が負担する給食費補助の財源としては、令和5年度決算ベースではございますが、ふるさと納税を利用した基金繰入金で賄っている状況で、約4,500万円ほどに対しまして、4,000万円を繰入れし、残り約500万円ほどを一般財源で補っていたという状況でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございます。ここで地産地消について勉強を少しいたしました。それについての私の考えでございますが、日本の食物、食材については約60%が輸入に頼っているというような状況でございます。当然のことながら、円安基調、少し円安は止まりまして少し戻りましたが、輸入コストについては大変大きく変化し食材の全体的な値上がりとなりました。地産地消について色々な問題点があると思います。輸入コスト、食材のコストの上昇というのも一つの問題点だと思います。この問題点についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の質問にお答えいたします。

地産地消の問題点についてですけれども、これまで多くの議員の皆様から御質問をいただいているところであり、そのたびにお答えしてきたところではございますが、問題点として量の確保と安定的な供給、並びに価格の大きく3点だと考えているところです。野菜は特に季節により収穫時期が異なると共に、長期保存が可能なものが限定されるなど、年間を通して利用する食材をどのように確保するかという点に関しては、非常に苦慮するところですので、今現在納入を行っていただいている3社の業者様から安定的に納入いただいている点は非常にありがたく感じております。安全で安心して安定的に提供できる給食が第一であると考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございます。地産地消の問題点をお話しいただきました。先ほど私の考えと申し上げましたが、ちょっと道は外れると思うんですけど、最後は地産地消に戻ってまいりますので、聞いていただければと思います。

事項1の人口が減っています。これは国策として対策しないといけないのですが、間違いなく減っていくというふうにお話がありました。日本経済はどうでしょうか。これも縮小しております。先日、ドル建てのGDPがドイツに抜かれまして、4番目となりました。ドイツの人口は8,300万人でございます。現在の日本は1億2,000万人、ドイツの人口は日本の3分の2でございます。その国にドル建てのGDPが抜かれたと。ちなみに、4兆4,561億ドル、日本は4兆2,106億ドル、約2,400億ドルほど昨年のGDP、ドル建てベースで抜かれたと。当然、円安の影響もかなり大きくあるかと思うのですが、人口が3分の2のドイツにGDP、ドルベースで抜かれたというところでございます。私が今ここで申し上げたいのは、人口も下がって経済も縮小しています。国力というか、非常に曖昧な言葉になりますけど、それも下がっているのではないかというふうなことでございます。先ほどお話にも出ました消滅可能自治体という発表もございました。ただ、人口が減ったことで、これから生産性を上げることで、ドイツの例にもないですけど、国力を維持する、経済を維持するということはできるのではないかというふうに思っています。私が今、生産性という言葉を挙げさせていただいたんですけど、生産性というのは非常に曖昧なことをしている話でございますが、例えば、人口が減るわけですから、1人当たりの生産性を上げましょうというときに、パッと思いつくのが副業を認めましょうとか、主婦の方が100万円、103万円の壁というところで、お仕事を辞められているという部分があるかと思うんですけど、それを撤廃しましょうと。これは、自治体で単独でできる話ではないんですけど、そういう話があります。1人当たりの生産性を上げることによって、今あるサービスを自治体としても維持できるということに、単純な考えですがあるのではないのでしょうか。例えば、ちょっと話はまたそれについて、また戻ってまいります。生産性の高い業種として、これから伸びる業種として、これはインターネットで引いてみたんですけど、1番目が宇宙産業、宇宙開発ですね、2番目がメタバース、3番目がマース、4番目が医療、5番目がIT、6番目がエンタメ、7番目に介護・福祉、8番目にスマート農業というふうに書いてございました。では、日本というか、この錦町で宇宙開発をやるのかというと、そんなめっちゃくちゃな話をしているのではなくて、やはり難しい仕事をまずは達成させること。その難しい仕事っていうのの一つが、この地産地消ではないかというふうに考えるわけです。やっぱり生産性を上げるということっていうと、生産性はこの地産地消については逆に下がる可能性もあるんですね。ただ、やっぱり地域で給食費、無料の予算を当てましたと、その中で給食を地元で、これは錦町だけじゃなくて人吉・球磨も含めてかもしれませんが、回していこうという考え方は間違っていないと私は思っているんで

すね。ただ、今、課長おっしゃったように非常に難しい問題があると、いろんな問題があるということです。確かにそのとおりだと思います。勉強をしてみても一筋縄に学校給食を地元の物を100%でというのは、到底、かなり難易度の高いお仕事でありまして、全国でも40%いけばすごいという水準だそうです。そういう意味で、後でも述べさせていただきますけど、生産性の高いお仕事をすると同時に、逆に生産性の低いかもしれない地元独自の地産地消を進めていくこと、非常に難しいことではあると思いますが、ここは同時にやっていくべきだというふうに思います。それでは、質問に戻ります。献立表の作成と発注時期についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

献立表の作成につきましては、給食センターに在籍する管理栄養士が毎月の献立を作成し、食材の発注を行うこととしております。おおむね1ヶ月前に作成をし、毎月20日に契約している提携委託業者のほうに発注を行っているという状況です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございます。次に、地産地消の問題点のところでも少し触れられたかと思いますが、色々な団体組織、学校も含めてなんですけど、色々な連携が地産地消を進めるに当たって障がいというか、ある意味、色々な連携や努力をしなければいけないということだと思いますが、その連携について御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

給食の提供に関して、様々な業者の方々に御協力をいただきながら運営を行っている状況です。特に、物品納入の契約を締結している3社の業者の方とは、連携を密にする必要がありますし、今現在も食材の納入に関して、大変御苦労をいただいているところです。

また、さらに地産地消を進めていくためには、地元農家の皆様をはじめ、JAや生鮮食品卸売業、米卸売業の方々、商工会や農産物直売所など、あらゆる地域の関係業者の方々と連携を深めていく必要があるかと考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 今言われた学校を中心としたJAであり組織、団体と連携を進めること、これが実は一番難しいところではないかと思います。やっぱり時間も割きますし、会議をする場合、時々集まらないといけないし、その部分がネックになっているのかなというふうに思います。

さて、時間も少しなくなってきたので、その地産地消について、米においては流通とか、どこでできたかということも含めて、分かりやすい流通が成り立つんじゃないかと思うんですが、これも前回の繰り返しになるかと思うんですが、米についての地産地消について、ちょっと簡潔にお話いただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

米に関しては、本町においても豊富に生産されております。本町の給食センターで利用する米の量についてですが、年間約15トンになります。計算すると10アール当たり500キロを取れるとした場合、減歩率を考慮しても約

3. 3ヘクタールあれば、給食に利用する量を確保できることになります。地産地消に最も取り組みやすい食材であるかと考えられるところです。

一方で、令和6年度産米については、令和5年度産米よりさらに米の値段は値上がりするという情報がもう既に発せられております。今以上に給食費の食材費が上昇することが予想されます。そのことからより安価で安定して供給していただける業者の確保が重要と考えているところです。地元産の米の利用により、農家の方々に還元されるのであれば、その取組も重要とは考えますが、食材費が上昇することになれば、町の財政負担も増加することにつながりますし、今現在給食費について無償化、全額補助としていることから、将来の町の負担増につながる施策ではありませんので、慎重に検討することが必要であると考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございます。私の今回の質問なんですが、1番目に人口のお話をさせていただきました。2番目に地産地消についてのお話をさせていただきました。これからの錦町を25年というとは相当長くなりますけど、人口が減っていくという話で町長からも色々な御答弁をいただきました。教育振興課からも色々な地産地消についての御答弁をいただきました。私は、攻めと守りがあると思うんですね。人口を増やすというのはある意味、攻めの部分が必要かもしれません。これは攻めだけじゃできないと思うんですけど、攻めの部分が必要かもしれません。地産地消というのは私の考え方から言うと守りというふうに考えているところでございます。米の部分からまずは進めていただいて、商工会、錦町全体のうまいサイクルを出していくのは地産地消ではないかと、分かっているよということだと思うんですけど、より難しい課題だと思いますが、そこから進めていただくことで、ふるさと納税へのヒントに私はなるんじゃないかというふうに思っているんですね。地産の部分とふるさと納税にという単純なところではなくて、全体のその流れを、その動きをふるさと納税につなげていくというふうなもの、アイデアによっては可能ではないかなというふうに思いまして、私の今回の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野聖一議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は10時50分から開議します。

午前10時40分休憩

午前10時50分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

なお、先ほど7番、竹田農利人議員から所要のため、ただ今から午前中の会議を欠席する旨の届出がありましたので、許可しております。

6番、石松まゆ子議員の一般質問を許可します。6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 皆様、こんにちは。6番議員の石松まゆ子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

本日は大変お忙しい中に傍聴いただき誠にありがとうございます。また、あいねっと放送をお聞きの皆様に心より感謝申し上げます。

8月29日に九州に上陸した台風10号により、日本各地で大きな被害が出ております。被災されました皆様に心

よりお見舞い申し上げます。

9月に入りましたが残暑が厳しい毎日が続いておりますが、皆様、いかがお過ごしでしょうか。今年は4年に1回のオリンピックが花の都パリで開催されました。日本選手団のメダル獲得は海外のオリンピック大会で最多ということで、私もバレー、卓球、水泳、柔道など、目を凝らしながら声援をテレビ越しに送りました。数々の笑顔と涙にすばらしい感動をもらいましたし、元気をもらったオリンピックでした。

今回の一般質問通告書には教育、福祉、農林に関わる2項目を掲げております。

1つ目は、熱中症対策について。要旨1、小中学校における熱中症対策とエアコン設置は。2、高齢者に対する熱中症対策と支援は。3、農家の熱中症対策と支援は。2つ目は、マイナンバーカードの課題と啓発について。要旨1といたしまして、錦町のマイナンバーカードの習得率は。2、マイナンバーカードとマイナ保険証の一体化の現状と対応について。3、各種証明書の習得について。4、マイナンバーカードの有効期限と更新時の対応について質問いたします。

まず、登壇席より1項目めを質疑し、ほかは質問席より順次質疑させていただきます。

事項1、熱中症対策について。今年は7月に入って最高気温が35度を超える猛暑を記録した地点が連日観測されました。また東北でも予測が難しい局地的な豪雨も頻発し大災害となりました。このように今後地球温暖化が進行すれば、降れば避難が必要なほどの豪雨、晴れば熱中症が相次ぐ酷暑など想定外の災害が頻発すると言われております。治水対策や熱中症対策など気象災害から身を守るための対策は欠かせないと注意を呼びかけ熱中症警戒アラートも発令されております。人吉球磨でも晴れの日が続き、日射が強くうだるような暑さが続き、7月8月とも観測地点で統計で最高を記録したところであります。このように年々極端な高温の発生リスクが増加し、熱中症による被害がさらに拡大すると言われております。熱中症を引き起こす要因として、環境、体、行動の3つが掲げられ、これらに十分注意を払い熱中症を予防することが重要であるとされております。錦町としても熱中症から命を守る取組を進めていかなければと考えますが、錦町がこれまで行ってきた熱中症対策と、これからどのような対策を考えられているのかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東健康増進課長。

○健康増進課長（東 貴志君） 熱中症対策につきましては、全体的な取組として関連がございますので、まずは健康増進課からお答えをいたします。

令和3年から環境省が気象庁と共同して熱中症警戒アラートの運用を開始し、熊本県においては、昨年40回、本年はこれまでに52回が発表され、熱中症への警戒を呼びかけております。熱中症警戒アラートは熊本県において17ヶ所ある観測所のどこかにおいて、暑さ指数が33以上と予測された場合に、前日午後5時に発表されております。なお、暑さ指数WBGTとは外気温ではなく、気温、湿度、輻射熱から算出された指数となります。

次に、令和5年の気候変動適応法の改正に伴いまして、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の熱中症特別警戒アラートが発表されることとなりまして、本年4月24日から10月23日までの運用が開始されております。この熱中症特別警戒アラートについては、県内17の全ての観測所において暑さ指数が35以上と予測された場合に、前日の午後2時に発表されることとなっております。これに伴いまして、自治体は地域住民に対し情報の発信と伝達、熱中症予防行動の促進を求められており、当町におきましても、発生に備えてあいねっと放送やホームページへの記事掲載準備などの対策をしております。有事の際におきましても速やかな周知体制を整えているところであります。併せて関係各課と特別警戒が発表された場合における対応について確認を行っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。今、課長より答弁をいただきました。町と国の取組についていただきましたけれども、それを踏まえてお尋ねをいたします。

まず、小中学校における熱中症対策とエアコン設置はということでお尋ねをいたします。1点目、小中学校における命を守る取組として、生徒たちへ熱中症予防対策としてどのような指導をされているのか。2点目、国は熱中症予防のため暑さ指数を発表しているという今の答弁でございましたけれども、学校の指数を活用して熱中症対策を進めていると聞いておりますが、学校での暑さ指数の設置や運用等についてどのように取り組んでおられるのかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の質問にお答えいたします。

まず、1点目の指導体制についてでございます。小中学校の熱中症対策につきましては、学校それぞれの取組はあるものの、総じて環境省が発表した暑さ指数に基づくWBGT計を利用した対応を行い、環境づくりに取り組んでおります。教室においてはエアコンや扇風機を利用した換気の徹底と小まめな水分補給の呼びかけと見守りを行い、児童生徒の健康管理に努めているところです。また屋外に出る際の帽子の着用や休み時間の休憩の取り方、授業前には十分な水分補給と体を冷やす時間の確保などの指導を行い、状況によっては校内放送を利用しての屋外での遊びの禁止、中止とかそういった呼びかけを行い、健康管理に努めているところです。

2点目の暑さ指数系の設置運用についてでございますが、環境省が定める暑さ指数WBGT値を基に、各学校において測定器を3台購入し、職員室や保健室、体育館または屋外活動時などに利用しているところです。いずれの学校でも教職員が共通理解と認識の下、測定器による数値に基づき対応を行っている状況です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。児童生徒への注意を促すことや、やはり教室でのエアコンの使用によりまして、高温多湿にならないよう配慮されているということや、子どもたちが多分水筒を持ってくると思いますけれども、その水筒での水分補給を指導されているということだと思います。また暑さ指数を基に、熱中症対策、教職員と共有しているという答弁でございまして、本当に熱中対策をされているようでございますが、皆様も御存じと思うんですけれども、人吉一中で授業中に炎天下のプールサイドを走らせて、足の裏にやけどをされたという記事が載ってございましたけれども、そのときの人吉市の最高気温が34.2度だったそうでございます。本当にそれからプールの授業とか実施をされる日数とかが減ったというふうに聞いておりますし、また新聞等でもプールの水泳の授業が減ったと聞いておりますが、私は子どもたちのスポーツの振興を促すためにも、やはり運動を止めるのではなくて、運動をする環境を整えなければならないと私は考えているところでございます。表を見ていただくと分かりますが、下の段ちょっと見にくいんですけれども、気温が28度から31度のときには警戒、気温が31度から35度のときには厳重警戒、それから35度以上のときには運動は原則として中止というふうになっているところでございますが、人吉一中の指導者がどういう指導されたか分かりませんけれども、やはりこういう暑さ指数を頭の中に入れていただいてされていたのならこういうことは起きなかったんじゃないかなとも私は思っているところでございます。錦町においては、今の答弁の中で環境省が発表した暑さ指数を利用して対応しているということでございますけれども、学校における体育の授業やクラブ活動で、熱中症対策としてどのような対応を活用しているのかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

体育や屋外部活動等の活動時の対応ということですが、特に注意が必要となる体育館や屋外活動などの授業については、担当教師が測定器を基に常時確認を行うと共に、活動の可否を決定しておりますが、基本的には午前中の気温が高くならない時間に体育や屋外活動を行うような時間割を計画的に取り組むこととし、その授業中においても児童生徒の健康観察の徹底と水分補給のための休憩時間の確保など、出来得る範囲の対応を行っている状況です。また、クラブ活動についても活動時間の制限、休憩時間の確保などの対応を行いながら取り組んでいる状況です。夏休み期間の部活動についても、午前中の早い時間からの開始と、2時間限定での活動など工夫して取り組んでいる状況です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。今、答弁の中でできる範囲で取り組んでおるということと、クラブ活動においても工夫しながら取り組んでいるという答弁をいただきましたけれども、ちょっとここでお尋ねをいたしますけれども、このクラブ活動というのは外部からの指導員も来られると思いますけれども、その方たちと、暑さ指数というのを共有されているのか、ちょっとだけでいいですので答弁をお願いします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

クラブ活動に関しまして、今、外部指導員7名の指導員がお越しいただいております。その指導員につきましても、年1回の研修等を通じて、そういった暑さ対策、熱中症対策としての指導研修をしっかりと受けております。併せて外部指導員がいるとはいえ、学校の顧問の先生ということで、教師も立ち会ったりしますので、外部指導員と教師が連携しながらその状況を確認した上で、判断をするというような対応を取っているという状況かと思えます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。次に、錦町は災害の避難所となる体育館や中学校の多目的教室などにはエアコンは設置されておられません。そこで夏休み中も剣道やバレー、バスケットなどの部活をしておりますし、また野外でも野球やサッカーなどの部活があつております。そういう中でお母さんたちから聞いた話なんですけれども、剣道は体育館の2階で、非常に防具服を着てすると本当にかわいそうだと思うぐらいだというふうに言われております。熱中症発生リスクについては屋内だけではなく、屋外もリスクも高いところであると思いますが、私はスポーツに汗を流し頑張る子どもたちの運動環境、先ほども言いましたけれども、運動環境の対策は今だからこそ急務であるのではないかと考えております。今後の対策としてどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

対策ということで屋内活動における対策としては、小中学校4校とも教室にはエアコンが管理されていますので、エアコンの利用と扇風機による循環を行いながら授業を行っております。体育館についてはエアコンが設置されていませんので、窓の開放と大型扇風機を利用した循環を行いながら活動を行っているというのが現状です。その際にも測定器WBGT計による数値確認を行いながら、活動の内容を検討しているという状況がございます。屋外活動における対策としては、日陰での休憩時間を多く取るとか、水分補給の徹底と体温をできるだけ下げた後の活動の再開などに取り組んでいる状況です。今年度において特別警戒アラートが発令されたとき、または雷注意報が発令され

たときなど、急遽保健体育としての授業に切替えたり別の教科の授業に変更したりなど対策を行ったことも、実質各学校においてあったと聞いている状況でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。授業については、小中学校とも教室にはエアコンを設置してありますので、それを利用して進めているという答弁でございましたし、体育館では大型扇風機利用とか、暑さ指数での確認をしながら進めているという答弁でございましたし、屋外活動にしても水分補給、そういった日陰での休憩などを多く取っているという答弁をいただきましたけれども、私は子どもの運動を考えたときに体育館や多目的教室などにエアコンの設置、また屋外での人工的な日陰の設置を望むところであります。今、公立小学校や中学校の普通教室ではエアコンの設置がもう本当に猛暑対策として急速に進んで、全国では95.7%が設置されているそうです。また、体育館や多目的教室などにも、今、緊急防災減災事業の一つとして学校施設環境改善交付金などがあるということで進められていると聞いております。また市町村、球磨郡と人吉に聞きますと、人吉市は令和2年の豪雨災害でほとんどづけていただいたそうでございます。また相良、山江、あさぎりは緊急防災減災事業でされたと聞いております。しかし、この交付金が令和7年までということをお聞きしましたので、私は是非設置を願っているところでございますが、エアコンの設置の町の考えをお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

エアコンの設置に関しましては、今後必要不可欠な事業と考えております。さきの3月議会一般質問でも4番議員からも同様の質問が上がっております。同じ答弁にはなるかと思いますが、令和7年度において木上小学校の体育館の空調設備工事を計画し取り組む予定であり、その後他の学校を実施することとしております。木上小学校については、防災計画上の第二避難所となっていますので、できるだけ早く取り組みたいと考えているところです。国の補助申請など前年度からの手続が必要となっていますので、今年度から計画策定と事業計画の提出など取り組むと共に補助事業、起債事業など、有効な財源の確保を協議しながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 非常に前向きな答弁ありがとうございました。ここで教育長にお尋ねをいたします。小中学校の体育館への早急なエアコン設置についてと、今話題になっております兵庫県のある市の出来事がテレビであってありました。1人の小学生の子どもが市長宛に「僕たちは登下校のとき暑くて死にそうです。どうか助けてください」という手紙だったそうです。その中には自分の提案ということを書いて、それは子どもの考えで、かばんかばんと背中の中に保冷剤を入れていき、そして学校に着いたらそれを学校の保冷库の中に入れて、帰りにまたそれをつけて帰ってくるという提案だったそうですけれども、その子はテレビに出たときに中学生になっておりましたけれども、市全体の小学校にこれが取り入れられて、今はもう本当に非常に助かっているということがテレビであってありました。私は現場の声というのは大好きなんですけど、やっぱり現場のことは現場の者でないと分からない、小学生の気持ちは小学生でないと分からないと思います。私は子どもたちの声を聞く場、子ども議会もありますけれども、子どもたちの声を聞く場というのも設けていただきたいなと思っておりますけれども、この2点について教育長の意見をお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 毎床教育長。

○教育長（毎床三喜男君） ただ今の御質問にお答えします。

確かに今年の暑さは尋常ではなく、まさに危険な暑さということで各学校熱中症対策についても先ほど課長が申し上げましたとおり、様々な対策を行っていただきました。9月になってもまだ日中の猛暑というのは続きます。今年、例年は9月に実施予定をしていた一武小、それから木上小学校の運動会を今年は10月に実施ということにさせていただきました。とても賢明な判断だというふうに思っております。来年以降もこの猛暑は続くというのが大方の見方と思いますが、学校における対策もこれまで以上に対策が必要になると思います。例えば町内の学校では、先ほど課長が申しましたようにこの夏は、例えば昼休みの時間制限とか休憩の呼びかけ、そういうことをやっていただきましたし、今質問議員からありましたように、子どもたちの下校時には、特に小学校の低学年の子どもたちには、帰る際に水筒による下校途中での給水、飲水の指導、それから特に長く歩く子どもたちにはネッククーラーというのがありますね、それを持参させ、保健室で冷やして、帰りに使用するなどの対応をしていただいた学校もありました。こういう中でこの暑さがおっしゃるように命の危険につながる異常な暑さでございますので、対応についてもこれまでとは異なる次元でそういう配慮や指導が必要になってくると思います。先ほど課長が述べましたように、学校における様々な対策の徹底の部分と、それから質問議員がおっしゃったように、子どもたちの声もそうですけれども、現場の先生たちが実際指導する上でどういう状況があるかということも聞きながら、このまま暑さが鎮まっていくといいですけれども、今年度もまだまだ運動会の練習とか屋外での授業等もありますので、是非そういうところに生かさせていただくように指導していきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。予算もありますが、子どもたちの命を守る対策も必要ではないかなと、今教育長が言われたように対策も必要ではないかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたしまして、次の質問に移ります。

次に、高齢者に対する熱中症対策についてお尋ねをいたします。全国にも高齢者の熱中症発生者数は年々増加傾向にあり、今年も多くの方が熱中症で亡くなられております。特に高齢者の独り暮らし、認知症の高齢者などの事例が多く、エアコンの未設置やエアコンがあっても電気料が高騰する中、エアコンの利用を控えるなどが要因で熱中症の死亡者が増えていると考えているところでございます。

そこで2点ほどお尋ねをいたします。1点目、広報にしきの中で熱中症特別警戒アラートが出されたとき、クーリングシェルターとして暑さをしのぐ場所として、イオン錦店、役場、保育センター、人吉海軍航空基地、温泉センターなど5ヶ所が開設されておりますけれども、対応状況と利用状況についてお尋ねをいたします。

もう1点は、65歳の高齢者世帯数と一人暮らしの世帯数についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東健康増進課長。

○健康増進課長（東 貴志君） クーリングシェルターの対応状況、それから利用状況についてお答えいたします。

特別警戒が発表された場合において、開放義務のある暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターですが、質問議員のおっしゃるとおり、5ヶ所を町指定の暑熱避難施設として指定をしており、民間施設とは6月に協定を締結したところでございます。特別警戒が発表された場合、県からの伝達を受けまして、当該施設に速やかに健康増進課から一報を入れまして、その後各施設において避難スペースの確保や誘導案内看板等の設置を行い、早めの受入れ体制を整えていただく手はずとしております。現在のところ特別警戒アラートにつきましては、日本国内でも発表されておらず、当町においてもクーリングシェルターの開放には至っていない状況であります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 特別警戒アラートが出ていないから利用もない、開放もしていないという答弁でございましたが、私はもう少し今回は出ておりませんが、もう少し行きやすいところにできれば設置をしていただきたいなど。役場とか保健センターにちょっと涼みに来ましたというのはちょっと難しいかなと思っておりまして、今度からもしされるときには行きやすいところにしていただければと思っております。また、すいません、一人世帯数が715人ということで、令和6年の3月末がということで692人からずっと増えてきております。一人暮らしの世帯が増えてきているなどこの数字を見て感じているところでございますが、そこであいねっとで毎日、熱中症対策など呼びかけておられますが、高齢者世帯のエアコンの点検や整備の推進、ヘルパーさんたちの呼びかけも必要と思っているところであります。また生活が厳しい独り暮らしの世帯にエアコンの設置や光熱費の補助などの取組も必要かと考えますが、現在どのような取組をされているのか、これからの取組としてどのように考えられているのかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

高齢者に限って特段の対策等は行っておりませんが、地域包括支援センターにおいて把握しておりますお声かけをしたほうが良いというような気になる高齢者の方については、熱中症に気をつけていただくように地域包括支援センターの職員が訪問や電話等をして声かけを行っております。エアコンを設置されていない高齢者世帯がどれぐらいあるのか把握はしておりませんが、エアコン未設置世帯はそんなに多くはないのではないかと思います。エアコン設置及び光熱費の補助についての考えは今のところありません。今後も高齢者に対する熱中症対策としましては、先ほど出ましたクーリングシェルの利用の呼びかけや、熱中症予防の広報、声かけなどを行っていくと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。なかなか課長の答弁の中では補助は考えていないということでございますが、ここで町長にお尋ねをいたします。町長は1期目のときから老いても安心して暮らせるまちづくりというのを進めておられますが、ここで町長の見解をお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 今、議論をされておりますように、今年は異常でありますから、私が言っております老いても安心して暮らせるという中には、エアコン等の設置の補助とかその中には入っておりません。ただクーリングシェルターにしても、今いわゆる例えば集落、集落でセンターを造っていらっしゃるよ、例えば分館のそういうところにエアコンは、私は相当設置していらっしゃるんじゃないかなと思っておりますので、そちらのほうの活用というか、そちらをお願いしたい。確かにクーリングシェルの役場とか図書館とか、或いはひみつ基地ミュージアム等には誰も行かなくてもいい。だから逆にそういう集落でつくっていただく。そういう分については、エアコンのないところはその集落でつくっていただければ、そういうようなところには逆に町からの助成金も出やすいんじゃないかなと思っております。そういう考え方の中で、やはり今後この非常に世の中そのもの、世界そのものの環境が変わってきておりますので、そういうような取組をしながら、みんなでしていくというのが大事なかなと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。今町長が言われているように、みんなで進めていきながら、社協とか健康増進課とか保険政策課と連携を取りながら進めていければと思っておるところでございます。

次に、農家の熱中症対策についてお尋ねをいたします。災害級の暑さで命を落とす農家が相次いでおります。熱中症で毎年多くの死亡者が出る中、健康増進課の課長の答弁の中にもありましたが、今年から気象庁は、重大な健康被害の生じる暑さの際に、熱中症特別アラートを発表されております。熱中症にかかりやすい気温とか湿度とか日射、放射などが影響し、暑さ指数として現れるということでありますけれども、やはり今回、農業者は1人や少人数の作業が多いんですけれども、そういう中で人吉球磨でもシルバー人材センターの作業員とか若い農業者が農業の作業中に亡くなりました。どちらも1人で作業をされていたということでございますけれども、もう私たちもそうですけれども早朝、夕方になるだけしたいと思っておりますけれども、やはりなかなか日中の作業もありますので、農業者は毎日仕事をしているところであります。農業は今、錦町の基幹産業でもありますし、この夏の暑さは生産現場にも大きく影響を及ぼすと思います。担い手の命を守る対策等を検討していく必要があると考えているところであります。また町道除草等の業務や林業作業等の道路の除草等の業務、道路管理業務、学校関係の作業などをされるシルバーさんとか、学校の用務員さん、山林委員さん、地域整備課の職員さんの中の熱中対策も考えていかなければと考えますが、町としての考えを、それぞれの課で答弁をいただければと思っております。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） 農家の熱中症対策と支援についてお答えいたします。

農業者の熱中症対策としましては、一般的に周知されている小まめな休憩や水分補給など対策は変わらないと思いますが、なりわいですので高温時の作業を完全に避けることはできないかもしれません。個別の支援等は現時点では考えておりませんが、皆さんそれぞれ少しでも涼しい早朝の時間に作業してもらったり、熱中症対策用の衣服を着用したり対応されておられますので、気候情報を小まめに取り入れて御自身で対策していただきたいと考えております。

また、質問の中でありました山林委員につきましては、個人で空調服を準備されておられる方もいらっしゃると思いますが、安全配慮義務として考慮しなければならない事項かと考えますので、導入について検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） 私からは、今年雇用しました作業員の熱中症対策についてお答えさせていただきます。

今年度5月より道路パトロールをはじめ、道路舗装の補修や側溝清掃、雑草及び支障木などの対策のため、御二方の作業員を会計年度任用職員として雇用し、作業を行っていただいております。熱中症対策として今年は、特に猛暑日が続くことが予想されましたので、空調ベストを町のほうで購入しまして支給をしているところです。また特別警戒アラートが発令された際には、その日の作業は行わないなどの対応もしたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

教育委員会所管の学校業務員につきましても、同じく2名を雇用しております。その業務員につきましては、でき

る限り朝と夕方の時間を見計らっての作業をお願いしているところではございますが、今現在個人で所有しているものの以外、空調服を持っていない職員もおりますので、今後につきましては、町のほうから支給するということも検討する必要があるかと考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。色々な対策をされているということでございますが、今、課長の答弁の中にもありましたけれども、私も提案として、今、熱中症を防ぐための空調服や水冷服、腕時計、光と振動で熱中症のリスクを確認できるバンドなど様々な資材があります。例えば神奈川県では、農作業のときの冷却ファンのついた空調服の購入に助成制度を設けてあります。一つの例でございますけれども、冷却ファンのついた空調服を購入し助成制度を設けているということで、購入費用は助成は空調服本体やバッテリーファンなどが対象でセットで購入もできる、購入金額の半額を助成ということが新聞に載ってございましたけれども、私の会社でも暑い日はほとんど家の中の作業になりますけれども、やはりそれでも具合が悪いと、今年は帰した従業員がおりましたので、その空調服をすぐ全員に購入して暑さ対策を取りました。私も着けてみましたけれども、非常に効果的ではないかなと思っていますところであります。農業の担い手の安全安心があってこそ食の安心安全があると思います。命を守る安全強化は必要だと思います。役場の関係の皆さん方は、それぞれに考えを前向きな答弁をいただきましたけれども、農業者については、町長、ここでお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 先ほど申しましたように、今年はこの結果でございますから、次年度がどういうことになるかもよく分かりませんが、ただいろんな情報を聞きますと、こういうふうに気温が高止まりしていくと、或いは強くなっていくというような情報もあるようでございます。私も役場で仕事しながらも、我が家では田んぼを持っております。私の場合の農作業というのは微々たるものでございますけれども、早朝5時半から6時には出かけて、そして仕事そのものは10時ぐらいで切り上げていくというような、草刈り等のやり方をしております。恐らく農家の方も先ほど担当が話しましたように、そういうようなやり方もしているんじゃないかなと思っています。今、御指摘をいただきました作業服等については、今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。災害と一緒に自分の命は自分で守ることが基本かと思っておりますけれども、やはり命を守るための現場の対策も必要ではないかと私は考えております。町としても色々対策を考えていただきたいと思いますけれども、もしよかったです事業に向けて予算の確保をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

事項2といたしまして、マイナンバーカードの課題と啓発について質問いたします。デジタル田園都市国家構想を展開していく上で、デジタルインフラ基盤の整備と個人のデジタル社会のパスポートであるマイナンバーカードの普及はデジタル社会のインフラとして不可欠であると言われております。マイナンバーカードは平成27年度から始まった制度で、行政を効率化し、国民の利便性を高め、本人確認や認証機能を利活用し、公平公正な社会を実現するためとして始められました。錦町でも国の方針に従って推進し、普及推進に向けて受付の時間や時間外の設置や公民館などに出張申請サポートなどを行い、交付率向上に向けて努力をされました。まず、錦町の錦の町民のマイナンバーカードの取得率についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えいたします。7月末の取得枚数は8,133枚、取得率は79.6%です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。1,700人がまだマイナンバーをつくっていないという事で理解してよろしいですかね。マイナンバーカードを申請されていない人が千七、八百人ぐらいいらっしゃるんですが、マイナンバーカードの取得は法律で任意とされております。しかし、今回、国は2024年12月2日までは現行の保険証を廃止し、マイナンバーカードに一体化させると表明をされました。

まず、マイナンバーカードとマイナ保険証の一体化の現状と対応について5点ほどお尋ねいたします。1点目、マイナ保険証の利用手続を終えた割合は。2点目、マイナ保険証義務化と保険証廃止に関わる今後の対応は。3点目、本年度更新された保険証の有効期限について。4番目、保険料を払っていても無保険医療費が全額払いの状態の可能性があるのか。5点目、町民の皆様に周知を行い啓発しているのかということですのでけれども、これは町民の声であります。私もカードは持っております、しかし、たんすの中に入れてまだ使っておりません。それを使わなければならないことはありません、今のところ。しかし、今回保険証等ひもづけをされるということで、これは他人事ではないなと思っていたところに、町民の方からもう分からないことが多くてということと言われましたので、町民の声として質問をさせていただきました。この5点についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

まず1点目、マイナ保険証の利用手続を終えた割合はということで、あくまでも錦町の国民健康保険の被保険者に限っての話となりますが、令和6年7月1日時点で被保険者数2,100人に対して、マイナ保険証の登録者数は1,455人となっており、マイナ保険証登録率は69.29%となっております。

次に、2点目のマイナ保険証の義務化と保険証廃止に係る今後の対応についてと、3点目の有効期限ですが、マイナ保険証の義務化にしたがいまして、従来の健康保険証は12月2日に廃止され新規の保険証発行は終了することとなります。しかし、12月2日時点で交付してある健康保険証は、経過措置により健康保険証に記載してある有効期限までは使用することができます。ほとんどの方は令和7年7月末日までの有効期限となっており、これまでどおり保険証を提示することで医療機関を受診することができます。12月2日以降は保険証を紛失された方や国保の資格を新たに取得された方の中で、マイナンバーカードを取得されていない方やマイナンバーカードの健康保険証利用登録をされていない方などには、資格確認書を交付いたします。この資格確認書は、これまでの健康保険証と同じようなもので、資格確認書を提示することで、これまでのように医療機関を受診することができます。

次に、4点目の保険料を払っても無保険状態の可能性があるのかについてですが、マイナ保険証の義務化と言われておりますが、先ほど言われたとおり、あくまでもマイナンバーカードの取得については任意でありますので、当然のことながらマイナ保険証が利用できない方が相当数いらっしゃると思われます。保険料をきちんと収めていただいているマイナ保険証の利用登録をされていない方などには、先ほど申し上げました資格確認書を交付することとしておりますので、これまでのように保険証に記載してある負担割合に応じた負担金をお支払いいただくことで医療機関を受診することができます。なおマイナ保険証の利用登録がない方につきましては、しばらくの間は申請なしで資格確認書を交付することとしております。

5点目の町民への啓発と周知についてということで、今年の保険証切替えの際にマイナ保険証の案内チラシを同封

して周知を図ったところです。また来月発行の広報紙10月号に、マイナ保険証に関する記事を掲載して周知することとしております。引き続きマイナ保険証の周知に努めると共に、被保険者の方が不利益を被ることがないように対応してまいります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。非常に分かりやすく丁寧な答弁をいただきました。発行済の保険証は期限後も1年間は使用でき、マイナナンバーカードを作成していない人やマイナ保険証を利用していない人には代わりに資格確認書が届くということと、医療費の負担も同じで受信できるということで、本当に安心したところであります。周知についても、広報紙10月に記載するというごさいますので、しっかりと町民へ啓発と周知をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

次に、各証明書の習得についてお尋ねをいたします。よく言われるのが都会の親が寝たきりになったり、入院したり、死亡したりしたときに、コンビニで住民票や戸籍抄本が取れてよかったと聞きますが、証明書発行は本人の行政の窓口でしか手続きができなかったが、今マイナナンバーカードを活用してコンビニなどで証明書自動交付サービスができるようごさいます、その中で色々手続きができるということ聞いておりますが、まだ錦町では導入されておりませんが、導入についての考えをお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

マイナナンバーカードを活用した各種証明書のコンビニ交付導入に当たっては、住民情報を取り出し、証明書発行用の連携データをつくらなければなりませんので、住基システムの改修が必要となります。ただ現在、自治体情報システムの標準化に伴い、令和7年度までに国が準拠する標準準拠システムに移行をしなければなりません。移行事務につきましてはシステム全般に対応が必要で、作業ボリュームも非常に大きく計画的に進めているところです。そのため、今のところコンビニ交付導入について検討する段階にはありませんが、標準化完了後においてはデジタル化による窓口申請手続の簡略化など含めて検討できればと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。今の答弁を聞いた中で、今取り組んでいる令和7年までの事業が終わった後、前向きに検討するという答弁でよろしいでしょうか。ありがとうございます。私も住民サービスや行政の効率化を考えて、導入については前向きに推進していかなければならないと考えております。費用対効果も考えますが、活用の一つとして検討をお願いいたします。

次に、マイナナンバーカードの有効期限と更新の対応についてお尋ねをいたします。マイナナンバーカードの有効期限は発行日から10回目の誕生日、未成年者は5回までに設定されているようごさいます、電子証明書の有効期限は年齢を問わず発行日から5回目の誕生日までに設定されております。失効したまましていると、色々な行政手続や給付金の手続が迅速に行えないと言われておりますが、ここで2点ほどお尋ねいたします。1点目、有効期限を迎えた方に対し、どのような対応をされているのか。2点目、錦町でも更新の方がおられるようですが、どのくらいの方が更新の時期に来ているのか。この2点についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えいたします。

マイナンバーカードの有効期限は18歳以上は10年、18歳未満は5年です。18歳以上の更新は令和7年から随時更新が必要です。また18歳未満の更新は令和2年から更新が必要です。既に更新された方もいらっしゃいます。更新通知は更新3ヶ月前に国から各個人に郵送されます。更新手続はスマートフォン、パソコン、証明写真機郵便申請での申請が必要です。その後カードの受け取りは役場窓口での手続が必要です。またマイナンバーカードを保険証として利用するためには、5年ごとに電子証明書の更新手続が必要です。電子証明書の更新予定数は令和6年度中420件、7年度800件、8年度2,000件、9年度3,500件、10年度中900件の予定です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。今、課長から対応と更新の予定者数を答弁いただきましたけれども、令和8年とか令和9年度に更新をされる方が多くいられるなと思ったところですが、今、マイナンバーカードの更新を時期がきておられる方の意見なんですけれども、住所が錦町にある大学生とか、卒業して社会人になったけれども、なかなか勤めていて役場が開いていないときがあるので行かないという声が聞かれます。今、課長も言われたように、マイナンバーカードの申請には交付時に来庁しないといけないのと申請時に来庁する方式どちらかにしても、1回は役場の窓口に行かなければならないと思うんですけれども、窓口が開いていないので交付、更新ができないと言われますが、更新時期の対応についての考えをお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えいたします。

更新時の手続につきまして、休日の対応につきましては、予約制で月1回程度の設定を行い、休日利用の状況を見ながら、その後の対応を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 答弁をいただきまして、ありがとうございます。今、課長が言われたように、休日対応とか、月1回するということでございます。本当に町民はいろんな声がありますので、町民の皆様マイナンバー制度の情報を周知や啓発して、安心して日曜日でも更新ができるよう、本当に休日対応とか、時間外窓口の設置をしていただきまして、進めていただきますようお願いいたします。私の一般質問を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松まゆ子議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで昼食のため休憩します。休憩後は午後1時30分から開議します。

午前11時48分休憩

午後1時30分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

5番、吉田眞二議員の一般質問を許可します。5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 皆さん、こんにちは。5番議員の吉田眞二です。ただ今議長の許可をいただきましたので、令和6年第3回錦町議会定例会一般質問をさせていただきます。

今回は、質問事項1といたしまして、高齢者が安心して暮らせる錦町について。要旨1といたしまして、高齢者の交通手段確保について、乗合タクシーの利用状況、地区別、年齢層、利用時間帯。2といたしまして、現在の運行時

間外への対応は考えられないかについて。3、自家用有償旅客運送とは何かについて。

質問事項2といたしまして、本町の基幹産業である農業支援について。少雨対策、剣豪とフルーツの里錦町、少雨による果樹の品質低下防止対策について。

以上を質問いたします。

先ほど言いましたように、今回は高齢者の交通手段と、基幹産業である農業、特に果樹農家の水問題について、通告書に沿って質問をさせていただきます。

その前に、8月29日の台風による被害を受けられた方にお見舞いを申し上げます。

また、9月7日に開催された第38回にしき夏祭りが、盛大に多くの来場者を迎えて開催されました。町民の皆様も喜びに満ちた表情で楽しんでおられたと思います。私のそこでの祭りでの思いですけれども、見えない場所で商工会会長、副会長がゴミ、或いは駐車場の整理をされ、青年部が主催、そして女性部がバザー等で祭りを盛り上げておられました。考えてみますと、町の色々な行事、催物でも、役場職員の方々の協力、或いは努力があり、開催されるということを考える機会となりました。この場を借りてお礼を申し上げます。今後、色々な行事にそのような思いで参加したいと強く思う錦の祭りでありました。改めて感謝を申し上げます。

そして、農家にとりましては、農作物の収穫、特に稲作の収穫作業に入ります。米の単価も諸経費分の上昇に見合う価格予想が報道されており、さらなる農作業事故に注意をいただき、安全作業に努めていただきたいと思っております。それでは、これより質問席にて質問をさせていただきます。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 質問事項1、高齢者が安心して暮らせる錦町について。質問要旨の1、高齢者の交通手段確保について。乗合タクシーの利用状況、地区別、年齢層、利用時間帯等についてお尋ねいたします。見守り隊については、行政はもちろん民生委員さんに御協力をいただいているところでございます。感謝を申し上げたいと思います。現在利用されている方はおられますと思いますが、そしてまた現在アンケート調査中ですので、答弁が難しいところもあるとは思いますが、そのアンケートの目的と高齢者の交通手段、また先ほど言いましたように、乗合タクシーの利用状況、地区別、年齢層、利用時間帯についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

乗合タクシー事業の利用実績についてでございますが、令和5年度についても前年度に比べ利用者が増加しております。令和5年度の利用者数は2,957人で、前年度に比べ343人増加しております。運行エリアとしては5つのエリアで分けておりますが、一番乗客が多いエリアが11区から16区の一武地区エリアの1,097人、2番目に多いのが20区から26区の木上地区エリアの867人となっております。年齢層としてははっきりとした統計データは出ておりませんが、乗客の方で割引対象の方が2,037人に乗っていただいております。こちら運行業者の話では、割引対象の方の中でも80歳以上の方がやっぱり多いということで、一番多い年齢層は80歳以上の方かなと考えております。利用時間帯としましては、具体的にこちらも数値として出しているわけではございませんけれども、運行事業者からの聞き取りによりますと、行きは午前9時30分、帰りは午前10時30分の便がお客様が一番多いということでした。

今回のアンケートの目的でございますけれども、以前から運行事業者のほうから制度の見直しができないかということで、利用者の方から要望が多く出てきているということで、錦町公共交通会議を開催しまして、今後の取組について協議をしたところです。協議の中で、現在最も多く利用をいただいております、また今後多く利用を希望される

であろう年齢層である65歳以上の方を対象に、要望を把握のためにアンケートを取ったところです。対象世帯としては2,271世帯の方にアンケートを送付しております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。説明をいただき、2,957人の利用があったということでございますので、まだまだ高齢者が進んでいくにつれて伸びていくんじゃないかなと、非常に乗合タクシー、町民の皆様にも好評じゃないかなというふうに思っております。80歳以上の方が今多いということで、本当に高齢者が喜ばれるような事業ではないかなというふうに個人的にも思っているわけでございます。その中で、私が聞いたところでは、時間を延長できないかというようなお尋ねも聞いております。現在の運行時間とその後の時間外への対応が考えられないかについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

運行時間としましては、行きは午前8時30分、午前9時30分、午後0時30分の3本。帰りの便としましては、午前10時30分、午前11時30分、午後3時の各3本で、各3本ずつが運行時間として決めております。先ほど申し上げましたアンケートを65歳以上の世帯の方にお送りしておりますけれども、そのアンケート結果の内容を見ながら御要望等については検討したいと思っておりますので、内容に運行時間の御要望もございましたら、その中身を含めて公共交通会議の方で図っていただければと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。先ほども言いましたように、アンケートを取られているということで、なかなか私のほうも時間を延長してくださいとか、なかなか誘導するようで申し訳ないんですけども、私になぜ時間外への対応についてお尋ねしたかということ、町民の方からお尋ねがありました。色々、時間外後の時間外、或いは夜についての時間外への対応ということも考えていただけないかというようなお尋ねもありました。そこでお尋ねなんですけども、町内にも高齢者の独り暮らし、或いは二人暮らしの世帯は多くあると思いますが、どれくらいの戸数があるのか分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えいたします。

令和6年3月末現在で、65歳以上の高齢者世帯は1,316世帯です。そのうち独り世帯が715世帯、二人以上世帯が601世帯となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。1,316世帯という今答弁でございます。これ本当に大変多い世帯数じゃないかなというふうに思っております。その中で親戚、或いは家族が近くにいない場合、先ほども言いましたように乗合タクシーの運行時間外、また夜間等、民間タクシーが利用できないとき、もちろん昼間3時までです。それ以外のときはタクシーということもあるんでしょうけれども、タクシーがなかなかドライバー不足といますかそういう関係もあり、民間もタクシー会社も厳しいと思います、そういうときでなかなかタクシーがつかまらないと、ものすごく不安に陥られると思います。近所との交流も進んでやられておりますけども、なかなか近く

の方をお願いするのもちよっと気が引ける、遠慮するところもあるというようなお話も聞くわけでございます。そういうことに対する対策があれば教えていただきたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

乗合タクシー事業としましては、目的としては交通弱者の方々のための交通の足としての役割ということで制度はございますけれども、夜間の御利用については、どうしても乗合タクシー事業が民間のタクシー事業者の方に委託するということになりますんで、民間タクシーの方が利用できない状況になると、そちらがどうなのかというのは、ちょっと難しい部分もあるかなと思っております。そういった御意見については、やはり公共交通会議のほうで出させていただければと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） なかなか難しい問題ではあると思っております。ただ今、課長のほうから交通弱者、まさしく交通弱者であると思っております。高齢者、事故があるので返納してくださいというのもよく耳にするわけでございます。これまで国のため、或いは錦町のために働いていた方々です。町には色々な政策、お年寄りのための政策も取り組んでいたというの、十分に知っているわけでございますけれども、そういう交通弱者、独り暮らし、或いは二人暮らしの場合、どちらかが緊急に入院されたと、病院からの呼び出し等も、昼間にあったら交通の便もいいんですけども、病気のほう、昼間に急変するとか、そういうのも分からないような状態で、本当に先ほども言いましたように、錦町のために一生懸命働いてこられた方々を助けるというために、この点よく言われます、老いても安心して暮らせる町の一つといたしまして、私ども議員も大変難しい問題ではあると思っておりますけれども、含めて取り組んでいかなければならないというふうに思っているわけでございます。先ほど、課長のほうから大変難しいようなお話等もありましたけれども、その対策の一つとして要旨3に入りたいと思います。

自家用車有償旅客運送とはについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） 自家用有償旅客運送についてお答えいたします。

自家用有償旅客運送とは、バス、タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人などが自家用車を用いて提供する運送サービスとされております。また、利用者からの利用料は、ガソリン代や人件費などの営利を目的としない妥当な範囲内とされております。現状において、本町におきましては乗合タクシー事業について運行事業者に委託をして運営ができておりますので、自家用有償旅客運送を検討する段階にはございませんが、運行事業者にとっても特に近年、ドライバーの確保を懸念されておられます。地域の方々にとって乗合タクシーは、今後さらに重要度を増していくものと思いますので、運行事業者と連携しながら、制度の維持、拡充に努めたいと考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。自家用有償旅客運送ですけども、本当に今、課長が言われたように難しいところもあると思っておりますけれども、運送の動向といたしましては、市町村運営有償運送では、地域の交通事業者に運行や整備を委託する事例が既にあるということで、これも国が率先して取り組まなければならないことじゃないかなと思っておりますけれども、先ほども言いますように、錦町に乗合タクシーがありますけれども、先ほど午後

3時からのその分について、タクシー業者も大変ではありますが、こういう手段も考えられるんじゃないかなと思っておりますし、また、そのほかにも交通空白解消へ帰省緩和とあります。日本版ライドシェアというのがあります。ライドシェアとは何かと言いますと、自家用車を使って有料で客を運ぶサービス、白タク行為ということでございます。これを色々調べてみましたら日本版ライドシェアということで、熊本県内ですけれども日本版ライドシェアを導入している自治体はない。一方で公共交通の便が悪い、過疎地で自治体や民間非営利団体、俗にNPOですけれども、などが運営する公共ライドシェアがあります。これは八代市、甲佐町、山都町、芦北町、水上村の5町村が実施している。人吉球磨管内で水上村のほうが実施をしているということでございます。こういう、先ほども言いました自家所有有償旅客運送も考えてもいただきたいし、この日本版ライドシェア、こういうのもまさしく交通空白地帯とは言いませんけれども、それらの解消に有効な手段の一つであるというふうに私個人的に思っているわけですが、そういうところも今後、町も個人のお力もお借りしながら取り組んでいくのも、先ほども言いますように、これまで一生懸命頑張っていたいただいた町内の、誰しも好き好んで年を取るわけではございませんので、そういうところも含めて検討をしていただければありがたいなというふうに思っておりますけれども、これらの高齢者が安心して暮らせる錦町についてというところで、これまでのことについて町長からの御意見をいただきたいというふうに思っております。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 先ほど利用者の話が出ましたが、高齢者の65歳以上の方が、或いはこの今の高齢者タクシーを利用した利用者が、役場前とこども園前ですかね、そこが一番多いという。要はこの役場関係に用事で来られる、それから向こうのほうは病院等々がありますから、お店がありますので、そこにタクシーを利用して来られるんじゃないかなと思うわけです。これは両方合わせますと9割近くがここと周辺に、そして朝早く、朝の8時と10時ぐらいという話ですので、そのほかの時間帯というのは空くわけですから、だからそういうのをうまく具合に使って、空き時間を使っていただく方法もちゃんと我々も高齢者の方に知らしめる方法も必要かなと思っております。今、錦町の高齢化率が34.5%で、3,500人ほどいらっしゃいます。ですので、考えてみますとそのうちのタクシーを使われる方は80歳以上の方が多いという話です、それ以上の方がですね。ですので、そういうことを考え合わせていきますと、やはりこのみんなで有償も含めてしていく必要があると思う。今後も多分増えていきますから、今おっしゃった点につきましては、またしっかり今後検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。私が思うのは、高齢者の方が、今町長が言いましたように、役場を中心とこの近くで、色々高齢者の方が家に籠もるじゃなくて、出ていただきたいというのがありますし、先ほども言いましたように、独り暮らし、或いは二人暮らしの方が、どちらかが病院等に入院されたときに、気兼ねなくお願いして病院とかに行けるような体制を、町民に優しい町はもちろんでございますけれども、その中でもお年を召された方に優しい町になるように、もちろん行政のほうも頑張っていただきたい、もちろん民生委員さんのほうも頑張っていただいておりますけれども、先ほども言いましたように、私たちもどうかそういうことに対する知恵を出していかなければならないなというふうに思った次第でございます。本当に前向きに考えていただくということで、あいねっと放送をお聞きになっている高齢者の方は、一つの望み、勇気といいますか、元気が出たんじゃないかなというふうに思っております。よろしく願いいたしますということをお願いいたします、次の質問に入らせていただきます。

本町の基幹産業である農業支援について。今回は少雨対策といたしまして、剣豪とフルーツの里錦町、少雨による

果樹の品質低下防止対策についてということに絞って質問をさせていただきます。この果樹ですけども、色々聞きますと河川から園内に散水できる農家の方は、本年のような、御存じのように渇水、雨が降らないということで、梨のあたりも焼けとかそういうのも見受けられるというようなお尋ねも聞くわけでございます。そういうのが出たら、もちろんカメムシの対策には農薬の使用範囲内で色々農薬の使用回数が決まっておりますので、それを考えてカメムシに害されないようにということで農家の方も一生懸命頑張っておられるんですけども、どうしても今年のような渇水時には品質低下で収量減が回避できないというふうに考えておりますし、そのような話もたくさん聞くわけでございます。先ほど、河川からと言いましたけれども、御存じのように河川にも水が流れていないというところもあると聞きます。そこで、そういう対策としてどのようなことを考えておられるかお聞きいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

果樹に限らず多くの農産物生産は、気象要因によって大きな影響を受けており、農業生産が天然の気象要因に依存せざるを得ない限り避けられない事柄であると思っております。このことは従来から農業関係者におかれましては十分認識されていることと思います。果樹におきましては、本年度は暖冬や梅雨明け以降の猛暑、小雨によりかなりの影響が出ているとお聞きますが、皆様、水不足に関しましては、技術対策としてスプリンクラーなどのかん水設備や、スピードスプレーヤーなどを使ってそれぞれ対応がなされたようです。それでも完全に品質を防ぐことはできないかもしれませんが、各機関から提供される技術的な対策などを参考に、各農家さんで対応していただきたいと考えております。

また、農産物全般について言えることですが、全国的に推進されております収入保険などのセーフティネットへの加入を促すことや、中長期的に見ますと温暖化の影響は避けられないようですので、高温に対応した品種開発や生産環境の整備を進める必要があると考えますし、国においても現在進められております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。温暖化の影響は避けられないと、本当に今年は暑かったですねというような言葉を毎年聞いて、本当にこの先どうなるんだろうかというような思いでおるわけでございますけども、特に今年の場合、今度は暑さ、今もそうなんですけども、本当にどのような対策を打っているのか分からないようなことも起こっているわけでございます。今、課長が言われるように、農家は作物を守るためにあらゆる努力をしているわけでございます。私がお尋ねした農家も、果樹農家でございますけども、2つに分かれるというふうに思っております。一方で果樹園の水はそんなに考えていない、近くの河川から水を引いているから、或いは水の手当ができていて、そういう方は河川から引いておられるのかなというふうに思っております。先ほど言われましたように、SS、スピードスプレーヤー等での散水とかをやられております。しかしながら、今年のような雨が降らない、本当にいつ降るんだろうかというような、渇水時には間に合わないというような意見も聞くわけでございます。色々な対策は農家はもちろんやっているわけでございますけども、自然災害時の減収対策として、先ほど課長のほうから言われました収入保険、これは毎回言っているんですけども、これに加入していただくと、減収分、自然災害等を含んでおりますので、それだから水をかけないというわけじゃないんですけども、努力しても自然災害には勝てなかったというときに、収入保険が必要となってくるのではないかと思いますので、今、課長が言われたように、収入保険については、これもアンケートでちょっと出てきているものですから、あまりどうかと思うんですけども、私は推進の必要があるというふうに考えております。そこで、河川等がない場合、どうしても水が必要なんだと、ある農家

の方に聞いたら井戸を掘ってでも水を確保したいというような声も聞かれるんですけども、そこで井戸を掘った場合1,000万円ぐらいかかるということで、それをしてまで今後農業をやり切るのかなというような御意見も聞くわけでございます。そういう方もいらっしゃる。そこで、本町の上水道なんですけども、これを安心して利用できないかについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

錦町水道事業は、平成5年度から平成18年度にかけて、西、一武、木上、3地区の簡易水道事業の認可をそれぞれ受け、平成29年度にはそれらを統合し、上水道事業として認可を受け、現在に至っております。認可を受けるに当たって、本町の水道事業では飲料水を中心とした一般家庭の生活用水を想定して、計画給水人口、計画給水戸数、配水容量等を決定しており、農業用での給水については計画当初から想定しておりません。

また、令和2年7月豪雨以来、アパートの建設戸数や、他町村から本町への住宅建築戸数が増えており、必要となる配水量が増加し、一般家庭以外の利用については十分な余裕がない状況です。しかしながら、予想できない天候などにより、農業用に一時的に利用したい場合は、事前に御相談いただきたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。農業用には想定していなかったということで、訪ねていただければ対応できるのかなというような答弁だったかと思います。しかしながら、言われるように飲料水でするので人が飲むのが優先だろうと思っております。そしてまた、水道事業というのは赤字ということもありなかなか難しいのかなというふうに思っておりますけども、そこで水不足対策と剣豪とフルーツの里、今後さらに増えるだろうというふるさと納税の返礼品のため、未来に残すために、今ある貯水タンクとは別に、そういう人口が増えるかもしれない、水が足りないかもしれないという、そこを見越してということと農業用も想定して、貯水タンクの増設の考えはないかについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

議員が言われます貯水タンクにつきましては、いわゆる配水池のことだと思っております。配水池の増設につきましては、水道事業の変更認可を受ける必要があり、その他配水池を設置する用地の取得、送配水設備の増設、テレメーターの改造など多額の費用がかかります。先ほど議員がおっしゃったように、現在の水道事業については赤字経営でもあり、今後人口が減少する中で設備の増設については、非常に厳しいものがあります。

農業施設の水不足対策については、例えば農地に貯水タンクを設置していただくなど、利用者側で対策を講じていただく必要があると思われます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。タンクの増設、認可、色々クリアしなければならないので、無理かなということでもあります。今、課長のほうから農業用についてということで提案いただきました。私もそのことを農家の方に申し上げたいなど。以前こちらに、あか牛がたくさんいたときにサイロがあって、それを果樹園の横に設置したり、或いはそういうタンクも販売もされているかと思います。そこにできるならば河川からの水がいいかと思いますが、河川の水が本年のようにない場合、上水道の水をもちろんだでというのは、そういうことはで

きないと思いますので、もちろんメーターをつけて、夜間、或いは人があんまり使わない時間帯にためていただいて確保していただければなというふうに、私個人もそういうふうに思いますけども、なにせ今年の場合、上水道でも使ってというような、本当に果樹農家の方の切なる思いがありましたので、お尋ねしたわけでございます。先ほども言いましたように、ふるさと納税の返礼品にもなるんじゃないかなというふうにも思っておるわけでございますので、特に道の駅、フルーツの購入ということで多くの来場者をいただいております。私が8月に道の駅のほうにいたときに、お客様がどっと来られたわけです。よくよく車のナンバーとかを見ていると宮崎のナンバーでして、郡内の子ども大会に来られて、宮崎の少年野球の保護者の方だと思いますので、その方たち会話を盗み聞きच्छうわけじゃないですけど、近くに寄って聞いていたら、錦に来たらフルーツ、フルーツの町錦と聞いて来たよ、梨を購入しなければならぬかなというふうな話をされていたわけでございます。今後おいしいフルーツが栽培できるように、また支援とかそういうところもお願いですので、この点について町長の御感想をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 今、質問議員からフルーツの里ということで、宮崎の方もそういう認識をしていただいているということで、本当にありがたく思っております。農産物もなかなか難しゅうございまして、特化した農産物っていうのがなかなかない、その中でも錦町はフルーツということで、そういう認識が広がってきているというのは非常にありがたいし、農家の方の頑張りに感謝を申し上げたいと思っております。ただ、そうは言っても上水道計画そのものに当初から計画に入っていないということでありますし、水量も聞きますと足りないという部分もありますので、じゃあどのような方法があるかという、私もやはり敷地内に貯水タンクを買っていただいて、そこに使わない時期っていいですかね、或いは河川から上げていく、或いは町の水道も夜中には使わないかもしれませんので、それはもう担当課のほうに届けをされて、その水道で上げていくとか、そういう方法も取っていかないとなかなか難しゅうんじゃないかなと思っております。いずれにしても今後しっかりと検討させていただきたいと思っておりますし、農家自らもそういう考え方を是非してほしいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。本当に今、町長も言われたように、課長も言われたように、タンクを以前私が見たときは、果樹園の横にブロックで造って浄水タンクがあったような記憶もありますので、そういうふうなことも提案して、先ほど言われた上水道の夜間とかそういうので対応して、先ほど言いますようにおいしい剣豪とフルーツの里錦という代表する果樹になるように、農家の方にお伝えしていきたいというふうに思っております。

先ほども言いました収入保険ですけども、こういう災害のときにできると思いますので、今回はアンケート項目にもありますけども、こういう保険加入をできるだけ多くの方に入っていただくというのも一つの手じゃないかなというふうに思っております。

最後になりましたけども、色々県北のほうは賑わっているとか色々そういうことがありますけれども、新聞報道で熊本市内の方が、割愛させていただきますけども、人吉球磨にそういう第3工場ですかそういうのはどうだろうかと、72歳の男性の方が提案を熊日のほうに寄せていただいております。本当に大変ありがたいことじゃないかなと、そういう熊本市内の方が考えていらっしゃるということを報告しておきます。

最後になりますけども、今回も住民の方の御意見等を御要望等を聞いての一般質問でございました。大変忙しい中

に丁寧な答弁をいただきありがとうございます。これで私の質問を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田眞二議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩します。休憩後は午後2時20分から開議します。

午後2時09分休憩

午後2時20分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

日程第2. 議案第61号

日程第3. 議案第62号

日程第4. 議案第63号

日程第5. 議案第64号

日程第6. 議案第65号

日程第7. 議案第66号

○議長（荒川 孝一君） 日程第2、議案第61号令和5年度錦町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第7、議案第66号令和5年度錦町水道事業会計決算認定についての6議案を一括議題といたします。

本案につきましては、各常任委員会において、調査及び審査が行われております。

ただ今から、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務建設常任委員長、吉田眞二議員。吉田委員長。

○総務建設常任委員長（吉田 眞二君） 錦町議会議長、荒川孝一様。令和6年9月11日、総務建設常任委員会委員長、吉田眞二。

総務建設常任委員会調査報告書。

令和6年第3回錦町議会定例会第1日目（令和6年9月3日）に調査及び審査を委託された下記案件について、次のとおり報告します。

1、調査案件。

議案第61号令和5年度錦町一般会計歳入歳出決算認定について。

議案第65号令和5年度錦町下水道特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第66号令和5年度錦町水道事業会計決算認定について。

以上に係る総務建設常任委員会所管事項。

2、調査年月日。

令和6年9月4日水曜日から令和6年9月9日月曜日まで。

3、調査に当たった常任委員の氏名。

総務建設常任委員長、吉田眞二、総務建設常任委員副委員長、丸小野聖一、総務建設常任委員、荒川孝一、総務建設常任委員、池田秀晴、総務建設常任委員、竹田農利人、総務建設常任委員、早田和彦。

4、調査に立ち会った執行部職員の氏名。

総務課、深水英雄、森山毅宏、山本直樹、矢野智浩、大村崇史、守永幸太郎。企画観光課、岩尾和文、小田善太、中村裕二、手柴智晴。税務課、簗田俊哉、大森光春、今田好昭。地域整備課、上野陽一、大村恵美、東利孝、長友

崇。出納室、白川裕美、河津清臣。議会事務局、蓑田和也。

5、調査の結果及び意見。

総務課。

(行政係)

職員の資質向上が一層求められる中、町独自の研修や研修所等への派遣を行い、資質向上に努めている。職員の健康管理については、衛生委員会を設置し、職員の身体・精神両面からの、健康保持増進のため職場環境調査を行うなど健康相談、職場環境の改善が見受けられる。

令和5年度は統一地方選挙の年で、4月に県議会議員、錦町長及び議会議員一般選挙、令和6年3月県知事選挙を執行した。錦町長選挙及び議会議員選挙の投票率は70.68%であり、前回より6.62%減であった。今後も公正な選挙と投票率上昇の啓発に努められたい。

(財政係)

一般会計決算は、歳入83億8,393万3,000円、前年度比△5.3%、歳出80億5,023万1,000円、前年度比△5.1%となっている。国庫支出金は、道路橋梁整備関連補助金・地方創生関係交付金等の減により6,878万3,000円、前年度比△4.4%の減、県交付金は畜産・酪農収益強化整備等減となっており3,901万円、前年度比△4.2%であった。歳入全体では、4億8,729万8,000円の減、歳出では、4億4,537万円の減であり、厳しい状況の中、基金残高は1億8,390万5,000円増加し、38億9,880万1,000円となり、この点を評価したい。

(消防・交通係)

地域住民の交通安全意識の高揚を図るため、交通指導員をはじめ、区長会、警察署、各種団体による街頭活動を実施され、交通事故の減少に努められたい。町民の安心安全のためカーブミラー10基、防犯灯59基の整備していることと乗合タクシー運用事業は、延べ2,957人と利用者数が増加している事も評価したい。

(管財係)

土地・建物等適正な維持管理に努め、普通財産の貸付申請及び行政財産の使用許可申請があったものについて所要の事務を行っている。入札事務関係では、地元業者の育成と公正な競争の確保を図りながら実施されたい。

企画観光課。

(企画情報調整係)

潤いと安らぎを守り育てる錦町まちづくり条例の啓発では、まちづくり条例の目的に則り、特定施設や大規模行為等の届出者に対し、趣旨説明を行い、令和5年度においては、7件の届出について、まちづくり審議会において審議が行われた。令和6年度においても引き続き届出者が増え錦町まちづくりの目的につながるよう期待する。

広報にしきについては、関係機関及び町外の錦町出身者へ配布部数を増やし、ふるさと納税につながるよう努められたい。

錦ネット通信事業（あいねっと通信）では、告知端末機器の製造中止に伴い、タブレット端末及びスマートフォン等への新たな通信サービスを構築した。

タブレット設置数1,192件、スマートフォン等アプリダウンロード数1,595件、インターネット利用件数1,489件であるが、全町民の方が満足して利用されているか区長に依頼して、記名のアンケート回収も必要と考える。

ふるさと回帰推進事業では、移住支援サイト「にしきで暮らさんね」を活用し、空き家バンク等の移住者の受け皿

に関する情報発信により、空き家の問い合わせに対応し、町外からの転入者に対する補助として、移住促進住宅取得費等補助金等を13件交付し、42人の転入者があった。その後の具体的な調査が必要と考える。

また、地域おこし協力隊においては、「にしきまち地域プレゼンター」としても採用し、観光事業、物産事業、物産振興事業、ふるさと教育事業及び子育て支援事業にも、インスタグラム等を活用し情報発信されているが、地域おこし協力隊2名から3名体制にすることで、活動がより充実し、且つ活発になるよう期待する。

(地域振興係)

観光振興対策では、人吉海軍航空基地資料館において、令和4年度に整備した松根油乾留作業所等を組み込んだ、3つのガイドツアープランを令和5年7月より開始、令和5年度の入館者数は前年度比111.4%の1万8,311人であった。

また、旧海軍飛行場ゆかりの市町、兵庫県姫路市、加西市、大分県宇佐市、鹿児島県鹿屋市と連携した空がつなぐヒト・コト・モノ交流推進事業を実施し、今後も、インバウンドの促進、サイクルツーリズムの促進、特産品開発等に大いに期待する。

物産振興対策では、人吉海軍航空基地資料館で、ゼンカイミート株式会社の肉を使用したローストビーフ丼を新商品として販売し、町内事業所で連携した商品開発及び物産振興に寄与を願う。

錦町農産物等直売所の管理・運営では、平成14年10月に完成、平成15年1月にオープン、その後、錦町農産物等直売所出荷協議会が平成18年度から指定管理者として管理運営がなされ、令和5年度は道の駅錦・くらんど市の21周年創業祭「くらんどつながる市」を実施した。今後も人吉海軍航空基地資料館を中心に誘客事業をより展開されることを望む。

ふるさと納税、寄附への取組では、平成30年度から業務委託を行い、返礼品数の増加や掲載サイト数を増やすなど寄附増に対する対策を実施してきた。令和5年度、2万318件、3億5,336万4,700円で、町の知名度向上や地域情報発信に寄与してきたが、国の返礼品に対する考えが変更され、令和6年度では寄附金額が減額となっているので、早急に対策を協議し寄附金の減額につながらないよう対応されることを願う。

税務課

各税目で調定額が推移する中、また制度が変わる中、適正な課税、徴収、滞納処分と税務課としての業務を全うしている。

現年度分収納率については、高い収納率で本町の自主財源として確保できたことは職員の努力が伺える。不納欠損額については、合計約1,100万円で高額ではある。熊本県の指導並びに各種税法を順守の上、滞納税金の処分に努められたい。

地域整備課

公共工事等の中で、令和2年7月豪雨による災害復旧事業は、水無川橋の復旧工事を残すのみとなった。

しかしながら、今後は橋梁の架け替え工事及び長寿命化計画に基づくメンテナンス、道路維持管理等が増加すると予想されているので、安心安全な道路整備と地域づくりにさらに努められたい。

上下水道事業においては、一般会計からの繰入金に頼る割合が依然として高く、厳しい経営状況が続いている。料金改定が令和3年10月使用分から行われたが、料金収入は、令和4年、令和5年と2年続いて微増であった。今後は、料金等の定期的な見直しと経営状況の町民への周知、また、未加入世帯の加入促進に努められたい。

住宅使用料及び上下水道使用料等の滞納繰越分について、徴収不可能と思われるものについては、滞納処分を適正に行うため、担当課と協議しながら債権管理条例を早期に制定されることを望む。

新年度から、2名の会計年度任用職員を採用して、町有地や町道等の管理、不具合の早期解消を目指していることは大いに期待できる。町民目線での活動に努められたい。

出納室。

歳入については、令和5年度中は、日銀の金融緩和による低金利が維持されていたため、大変厳しい運用環境が続いた。町預金金利も、前年度比68.7%と減少した。引き続き金融商品の情報収集に努められたい。

歳出においては、令和4年度と比較して改定管理費が約12万3,000円増加した。需用費や役務費は減少したが、備品購入費25万円、監視カメラが影響した。

収納方法も窓口収納が4,453件減少し効率化の推進ができています。

議会事務局。

令和5年4月に議員改選があり、新体制でのスタートとなった中、新規事業としてペーパーレス会議システムを導入した。本会議や全員協議会など様々な場面でタブレット端末を使用することによって、ペーパーレス化が図られることはもとより、議会運営の円滑化と事務の効率化を期待する。

研修関係については、正副議長全国研修大会を始めとする各種研修会のほか、全国町村議会広報クリニックへも参加し、議会活動の充実を図った。

また、町独自研修としてハラスメントに関する研修を実施し、議員としての倫理と資質向上に努めた。さらに、遊水地視察研修、阿蘇市では、本町が直面する課題に対する理解を深めることができた。

今後も引き続き、調査研究により本町の課題解決や施策に反映できるよう研修活動の充実を望む。

監査委員事務局。

令和5年6月に新代表監査委員が就任となり、新体制となってからも、これまでと同様に、年間約60日間の各種監査等が実施されている。

毎月の例月出納検査、7月の決算審査、10月の定期監査のほか、備品監査は木上小学校と錦町消防団各1部を対象に実施。また、財政援助団体の監査は、錦町商工会、錦町社会福祉協議会を対象とするなど、庁舎内外にわたり監査を実施されている。

特に、例月出納検査では、各課の財務事務の執行に関して詳細な聞き取り調査を行う等、適法性・妥当性・能率性の確保に努められており、今後においても適正かつ円滑な行財政運営のため指導助言を望む。

以上、報告いたします。

○議長（荒川 孝一君） 次に、厚生文教経済常任委員長、高田孝徳議員。高田委員長。

○厚生文教経済常任委員長（高田 孝徳君） ただ今より報告いたします。

錦町議会議長、荒川孝一様。令和6年9月11日、厚生文教経済常任委員長、高田孝徳。

厚生文教経済常任委員会調査報告書。

令和6年第3回錦町議会定例会第1日目（令和6年9月3日）に調査及び審査を委託された下記案件について、次のとおり報告いたします。

1、調査案件。

議案第61号令和5年度錦町一般会計歳入歳出決算認定について。

議案第62号令和5年度錦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第63号令和5年度錦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第64号令和5年度錦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

以上に係る厚生文教経済常任委員会所管事項。

2、調査年月日。

令和6年9月4日水曜日から令和6年9月9日月曜日まで。

3、調査に当たった常任委員の氏名。

厚生文教経済常任委員長、高田孝徳、厚生文教経済常任副委員長、谷口一也、厚生文教経済常任委員、石松まゆ子、厚生文教経済常任委員、金山民幸、厚生文教経済常任委員、岡田武志、厚生文教経済常任委員、梶原誠二。

4、調査に立ち会った執行部職員の氏名。

住民福祉課、山園琢磨、高山拓二、馬場和広。保険政策課、吉田誠二、松田こずえ、永田紀久美、渡邊一郎。健康増進課、東貴志、藤川絹代。教育振興課、尾方良一、塩井裕樹、桑原裕、植薄美保。農林振興課、有瀬耕二、栗原欣也、深水達也。農業委員会、高波昌一。

5、調査の結果及び意見。

住民福祉課。

マイナンバーカード交付については、受付時間の延長、希望者への訪問受付など普及に努められ、令和6年7月末時点にて交付率84.9%となっている。

結婚対策事業については、町単独の事業だけではなく、郡内他町村との合同イベントの開催、4年ぶりの球磨郡結婚対策推進協議会のイベントも開催され、4組のカップル成立と本事業を通じて令和5年度は3組の結婚となった。令和2年から錦町結婚新生活支援事業が始まり、若い世帯の定着化へつながっていると考える。

児童虐待やDVについては、他組織との連携、強化及び要保護児童及びDV対策地域協議会による会議の開催等で早期解決を図られている。

障がい者福祉については、障害者総合支援法の基、自立と活動への参加を促進するために、障がい者福祉サービス事業、障がい児福祉サービス事業、更生医療給付事業・地域生活支援事業、障がい者等福祉手当、他組織と連携の上、実施されている。

臨時特別給付金支給では、電力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金にて追加分含め、対象世帯へ10万円、18歳以下の追加分として対象世帯へ1人当たり5万円が支給された。安心した暮らしにつながっていると考える。

子育て支援では、子宝祝い金66人に対し1,240万円、ひとり親家庭等医療費扶助、約204万8,000円、伴走型相談支援と合わせ、出産・子育て応援給付金事業を実施され、妊婦へ出産応援ギフト345万円、出産婦等へ子育て応援ギフト330万円支給された。出生率上昇、子育て世代の移住定住促進に貢献していると考え。

しかしながら、産婦人科医院の減少により、安心して出産ができる状況ではなく、広域で連携し要望をしていかなければいけない。

保育園については、延長保育事業、障がい児保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業に取り組まれている。副食費についても町単独での対応、保育園への助成など、子育て環境の充実がされている。

環境対応については、週1回であった収集日が週2回となり利便性が向上した。広域行政組合へは1億5,487万円の負担金となっている。

事業予算執行だけでなく、多様な配慮が必要な課であるが、町民へのサービスに努められ、職員の努力を評価したい。

保険政策課。

国民健康保険特別会計は、保険給付費9億8,555万円で、前年度比1億3,932万8,000円増であった。

被保険者が後期高齢者医療に移行することによる被保険者数は減少傾向にあるが、重症疾患等増により、1人当たり保険給付費が約7万6,000円増となった。保険給付費の主要因疾病である糖尿病及び高血圧等が毎年上位を占めているので、関係担当者等との連携を強化され、現行対策を検証されたい。また、令和12年度から国民健康保険税が県で統一されることになっているので、国民健康保険税の軽減等に、財政調整基金の有効活用を図られたい。

後期高齢者医療特別会計は、今後、被保険者数増に伴い医療費増加が予想されるので、関係担当者等との連携により、被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化に努められたい。

介護保険特別会計は、保険給付費10億3,704万9,000円で、前年度比1,217万8,000円減であった。しかし、75歳以上の後期高齢者が増加していくことによる要介護認定者数の増加、特に第9期介護保険事業計画では、中重度認定者増加が推計されている。ますます介護予防事業の役割は大きくなっていく。先進地事例等も参考にされ、事業の効果検証と内容の充実を図られたい。

老人福祉については、独り暮らし等高齢者のゴミ出し等の日常生活支援を目的に、現行のボランティアポイント制度を社会福祉協議会のボランティア資源と連携され、内容を見直すなどの改善を図られたい。また、独り暮らしの高齢者等の居場所づくりについては、子どもの居場所づくりなどと融合した取組も認知症予防として効果的であると思われるので検討されたい。

健康増進課

健康づくり日本一を目標に、保健師、栄養士、看護師等の推進体制を充実され、食生活改善推進協議会及び健康推進員の協力と保険政策課との連携を密に町民の健康増進業務と予算は適正に執行されている。今後においては、医療費や介護費の1人当たりの増加がみられることから、原因となっている糖尿病や高血圧など予防可能な生活習慣病の保健指導に重点をおいて、保険政策課とのさらなる連携を図られたい。

地域子育て支援センター事業においては、会場が保健センターで実施されていることから、令和5年度から健康増進課の所管となっているが、妊娠期から子育て中の母親まで楽しみながら育児ができるよう保育士を中心に子育てサークルや相談を実施されており、スムーズに運営ができている。引き続き保健センター内での多職種連携のもと充実した育児支援を図られたい。

教育振興課

学校教育に関しては、前年度比1,799万円の減となり、大きな施設改修が無かったことが主な要因ではあるが、新たに給食費の全額補助、小中学校入学時の支援、修学旅行費の助成などの事業が行われた。内容からして継続性が求められる事業と考えられるので、財源確保に努められたい。

I C T事業においては、整備は終わっているが、更新時期を迎える機器もあり、計画的な運用を望む。

心の教室相談事業においては、1,515件の相談が寄せられ、前年度比約200件増となり、子ども達の日常の悩みや不安の軽減につながったと考えられる。

社会教育事業においては、完全ではないがコロナ禍の終息に伴い、各種行事が通常どおりに執り行われた。現代は多種多様性の時代であることから、体育行事、文化行事においても、それらを考慮した事業の継続を望む。

農林振興課

(農政係)

農業従事者の高齢化や後継者不足など、農業を取り巻く環境は依然として厳しい中、農業担い手支援給付事業補助金、10経営体、次世代人材投資事業補助金、2経営体、経営開始資金補助金、1経営体へ給付され、農業後継者が育っている。引き続き取り組まれ、定着に向けさらなる充実を望む。

果樹高品質化施設等導入事業で、ロボット草刈機、スピードスプレーヤー、乗用モア、いがむき機、電動剪定ハサミ、かん水設備、花粉精製機など36経営体に1,043万5,000円を交付され、果樹の品質向上に向けた条件整備等を進められた。これからも果樹の振興に向け、国、県等の補助事業を取り入れながら、フルーツの里づくりに努められたい。

畜産経営の安定と振興のため、新たに肉用牛、乳用牛改良、増殖及び畜産農家の安定を目的に、受精卵移植推進協議会への支援も行われた。持続可能な畜産経営を目指して努力されることを願う。

農業用資材、飼料、燃油等の価格高騰対策として資材価格高騰対策支援事業を、355経営体に3,897万6,000円を交付された。農業者の経営安定及び産地の維持・発展を図るため、これからも実効性のある支援を望む。

(耕地・林務係)

中山間地域等直接支払事業及び多面的機能支払交付金事業の活用については、引き続き計画性を持って地域活動や営農の継続等に対して支援を行われるよう、関係機関と連携を進められたい。

森林環境譲与税事業も間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や森林整備の費用に充てる事ができる。今回ライフライン等に支障をきたす支障木伐採を2ヶ所実施されている。これからも趣旨に沿った施策を展開されたい。

有害鳥獣被害対策として、農作物に被害を与える有害鳥獣に対し錦町鳥獣被害対策実施隊などに総額1,076万3,000円の捕獲補助金を交付した。今後も関係機関と連携し引き続き被害防止に努められたい。

農業委員会。

高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される。担い手確保、新規参入等対策は限られるものの、地域計画に基づき対応されたい。

農業者年金は、老後の備えとしても重要な制度であるので、積極的な周知、勧誘に努められたい。

以上で報告を終わります。

○議長(荒川 孝一君) 各常任委員長からの報告が終わりましたので、ただ今から議案第61号から議案第66号に対する一括質疑を行います。

なお、各常任委員会において調査及び審査が行われておりますので、所管事項以外のみを限定して簡明に質疑をお願いいたします。

質疑ありませんか。9番、池田議員。

○議員(9番 池田 秀晴君) 健康増進課についてお尋ねします。新型コロナ接種者の件について、第1回目が8,843人、2回目が8,782人、3回目が7,829人、4回目、6,075人、5回目、3,354人、6回目、2,615人、7回目、1,645人と減少しているんですが、これはどのような理由で減少しているのか教えてください。

○議長(荒川 孝一君) 東健康増進課長。

○健康増進課長(東 貴志君) お答えいたします。

接種人員が減少していった要因としましては、接種者から直接伺ったお話ではありませんので、あくまでも推測になりますが、考えられる要因としては、副反応や後遺症がひどかった方、またその情報の影響を受けて接種を見合わせた、罹患者の増加に伴い抗体免疫のある人が増加した、予防接種をしても罹患する人がいるため見合わせた、ウイルスの変異株化によりまして症状が軽症化したことで予防接種に対する関心が薄れたのかなという理由が減少した要因かと推察いたします。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） それと錦町総合計画実施のときで令和5年度で、低出生体重出生率5%が出生率71人に対して8人、11.3%と増えておりますけども、これはどのような具合で、要するに今、子どもの低出生というから、早産なのか何か病気かで体重が小さい子どもが生まれているのか、ちょっと分かりませんか。

○議長（荒川 孝一君） これは決算書において何ページになりますか。

○議員（9番 池田 秀晴君） 決算書に載っていたかな。後でもいいですが。

○議長（荒川 孝一君） これはあくまでも決算認定ですので、決算書を基に質疑をしていただきたいと思います、よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。6番、石松委員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 決算書の153ページ、委託料なんですけれども、コンパクトSDGsスタディプログラム事業で、1,647万8,000円の委託料の内容説明と、それと155ページ、人吉海軍航空隊基地跡活用事業で、533万7,269円のうち、494万9,634円の委託料の内容の説明をお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

まず、コンパクトSDGsスタディプログラム事業の1,647万8,000円につきましては、こちらは令和5年から令和7年度までの3ヶ年の事業となっております、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用した事業となっております。このプログラムの中身としまして4本柱がございます。

まず、SDGsを核とした新たな教育旅行プログラム開発、2つ目に選ばれる教育旅行コンテンツ事業、3つ目に高付加価値ガイド強化事業、4つ目がDXを用いたひみつ基地ミュージアム認知事業となっております。

まず、1つ目のSDGsを核とした新たな教育旅行プログラム開発としましては、資料館周辺事業所でございます木質バイオマスの発電所、あと食肉解体工場と森林組合さんと連携した教育プログラムの開発に着手したところです。まず、それぞれの各工場の視察でございましたり、先進地がございますおおさかATCグリーンエコプラザなどの視察をいたしております。それと、周遊工程の取組を想定いたしました連携者及びコンテンツ調査を実施しております。

2つ目の選ばれる教育旅行コンテンツ事業に関しましては、教育旅行の担当教諭の方や旅行代理店の修学旅行担当者の方にヒアリングを実施し、教育現場が求めるニーズの明確化を図っております。具体的に申しますと、九州7県合同修学旅行の説明会、相談会や九州観光素材相談会、県観光物産PRキャンペーン等に参加しております。あと事前学習及び事後学習のための素案の作成を行っております。

3番目の高付加価値ガイド強化事業につきましては、熊本県立大学と連携しまして、外国人向けの人吉球磨エコツーリズムの検討などを行っております。

4つ目のDXを用いたひみつ基地ミュージアム認知事業としましては、令和4年度に実施いたしましたGPSによる位置情報分析を活用しまして、ターゲットを絞ったメディア広告の実施を行っております。

次に、2つ目の御質問でございます。

人吉海軍航空隊基地跡活用事業の委託料につきましてですけれども、まず1つ目が、空がつなぐヒト・コト・モノ交流推進プロジェクト事業業務委託料としまして、248万6,000円の支出をしております。内容としましては、まずサイクルツーリズムの促進事業としまして、戦跡ガイドツアーを視察、研修いたしまして、この視察、研修内容を参考に資料館を拠点とした3パターンのサイクリングガイドプランを構築いたしております。

次に、インバウンド促進事業といたしまして、人吉球磨サイクリングクラブ主催の復興！日本遺産サイクリング in ひとよし球磨 2023 の事務局を担いましたり、インバウンドの接客英会話講座の実施でございましたり、インバウンド向けのガイドの視察等を行っております。あと、ツクシイバラフレグランスソープパッケージのリニューアル、あとお土産コーナーに英語表記の掲示等をいたしております。

次に、ひみつ基地ミュージアムPR促進業務委託料としまして、242万円を支出しております。こちらが以前作成しておりましたストーリーブックと図録、白と黒の冊子ですね、こちらの増刷と、あと教育旅行向けの学習ノートの作成をいたしております。残りの4万3,634円につきましては、松根油管理作業所跡の除草業務委託料で支出したところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。そのうちに、人吉海軍航空隊の基地跡活用事業のうち、PR促進業務委託料242万円を歳出したということですが、これは効果というのはどういうふうな効果が出たのですか、お尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

まず、教育旅行向け学習ノートに関しましては、いわゆる修学旅行とかでお越しいただきます児童生徒さん用に資料館を視察していただく中での学習ノートとして広く活用をいただいております。あとストーリーブック、図録に関しましては、以前、発刊制作したものが残りが少なくなったということで、こちらもPR等に役立っているのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。関連なんですけれども、令和6年度当初予算の中でやはりこの事業、人吉海軍航空隊基地活用事業で、1,000万の新開発業務委託料をしておりますが、この進捗状況、今商品開発は進んでいるのか、もし進んでいるんだったらその進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問に、今の6年度の事業ですので、現状でお答えできる範囲で答えさせていただきます。まずこちらの商品開発事業ですけれども、こちらが今4市1町で連携しております、空がつなぐまち・ひとづくり推進協議会の連携事業として、6年度当初予算で計上させていただいております。この前提が、4市1町が連携した商品を販売していくような内容で計上したところです。業者の選定なんですけれども、当然4市1町の連携ですので、うちの1,000万円の予算と言いながら、しっかり意見を聞いたり、そのような検討をしていく中で、やはり新商品の開発となりますと、どうしてもそれに長けた業者さんの選定が望ましいのではないかなという結論に至りまして、現状、今、ふるさと納税の委託事業者さんと契約をいたしているところです。今の進捗状況ですけれども、その業者さんが町内の事業所さん、個人さんございますけれども、そちらのほうに募集、手を挙げていただけないかということでアプローチをなさっていて、今、5社程度の開発の希望が、うちの商品では是非開発をとというような希望がなされているところです。今、その中身を具体的に進めていっている状況でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。5番、吉田議員。

○議員（５番 吉田 眞二君） ５番、すいません、１３７ページ。環境保全型農業直接支払事業、これはどのような事業か教えていただきたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

有機農業へ取り組む方への補助金となります。反当たり１万２，０００円を基準としまして加算措置等がございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ５番、吉田議員。

○議員（５番 吉田 眞二君） ありがとうございます。現在、環境保全型農業が叫ばれているわけでございますけれども、さらなる新たな取組等の考えはないかについてお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） 新たな取組というのは明確には行っておりませんが、この団体が１１経営体で今構成されております。その中の１経営体は、最近、新規就農で入られた方で、新しいメンバーが加わっているというような状況で、そういった形で広まっていけばと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。５番、吉田議員。

○議員（５番 吉田 眞二君） ありがとうございます。これ私も聞いたところによると、色々なさらなる取組をやったら、そういう事業に入るというようなお話も聞いておりますので、そういう事業を、仮にこういう事業を受けられている方からの提案があれば、先ほど言いましたように環境保全型農業というのが叫ばれておりますので、さらなる取組をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。８番、岡田議員。

○議員（８番 岡田 武志君） 令和５年度の主要な施策の成果。ほかの質問でいいですか。令和５年度の主要な施策の成果の中の１１ページの中で、お尋ねですけれども、公園及び道の駅等の維持管理についてお伺いします。下から４行目ですかね。道の駅、くらんど公園、大王原公園、蔵城公園、一武八幡宮ですね。木本神宮、西村大王神社及び湯前人吉自転車道のトイレの清掃、し尿汲み取り及び浄化等の維持管理を行ったとありますが、この中で木本神宮って急に出ていますけれども、加茂神社の前のトイレはどこが清掃するんですかね。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

人吉海軍航空基地資料館のスタッフが清掃するということでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ８番、岡田議員。

○議員（８番 岡田 武志君） 資料館の職員さんが清掃をしてくださっているということでもいいですね。

もう一つ、この自転車道のトイレ清掃なんですけれども、自転車道というのは、管轄というのはこれは県の管轄でよろしいんでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

そうですね、軽微な日常の維持管理につきましては町で行うということで、主な管理としましたら県ということに

なります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 自転車道のトイレは、今、言われたように町で管理しているので、大変きれいに周辺100メートル前後は草も払われているんですね。実際、今日通ってみたんですけども、自転車で通られている方が2人程度、散歩の方が2人、ジョギングの方が2人、1人は自分の同級生の方が走っておられましたけれども、今現在木綿葉大橋から錦大橋の間ははっきり言って走れません。自転車でも通れません。ですから普通の堤防沿いの道をみんな走ったり歩いたりしているんですね、歩けない。それだけ繁茂しているという状況ですので、県が管理であれば県に早急に対応を求めなければ、今から特に気温がある程度過ごしやすい季節に入ってまいりますので、自転車道を利用したりする人が増えてくると思いますが、今とても歩けるような状態でもないんですね。早急に県に対応をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の件についてお答えさせていただきます。

県の管理ですので、担当課としましては再三振興局のほうに連絡を入れているところです。特にトイレの改修につきましても、今なお身障者が使用禁止になっているのは、結局、再三町がお願いしても、県がいまだに発注、今年度発注予定とは聞いているんですね、7月に明確なところを聞いたんですけども、いまだに連絡がない。除草につきましても作業状況が遅いというのは、私が携わってからずっと感じているところです。そこは御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 施策の成果のこの25ページと27ページをちょっとお尋ねします。心の教室相談活用事業で、錦中学校に相談員が1名いて、相談件数が1,515件。これは中学校だけの相談件数でしょうか。それとも小学校まで入った相談件数でしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

心の教室相談につきましては、錦中学校配置ですので、これは錦中学校での件数ということになります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 小学校の相談件数っていうのは、今、全然上がってきていないわけですか。それとも学校の先生、用務員さんたちで対応されているということでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） 答えいたします。

小学校につきましては、校長、教頭、それから養護の先生等が対応するというで行っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） それと27ページの給食費収納対策について、要するに全額補助になった関係で未納額が少し減少したとありますけれども、児童手当もらってその場で恐らく相談されておりますけれども、私も聞いた範

団内で奥さんが来られて、そして帰ってから相談しますということで帰られたという経緯も聞いたんですけど、やっぱりそういう家庭がまだまだあれば、せっかく全額補助になったんですから、そのところの収納の対策についてちょっと教えていただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の質問にお答えいたします。

給食費の過年度分未納分に関しましては、定期的な納付誓約を取っております。児童手当等支給日に保護者の方へ納付書をお送りして、その分を送っていただくという形で、本来であれば即日完納が一番ありがたいわけですけど、多額であるために一括納付は無理ですので、一応分割での納付誓約をいただいて、給食費が、今のところ8年度までには無償化という形になっておりますので、その期間に終わらせるような形での誓約を取った上で、納めていただくということになっております。それに合わせて給食費についてもその間、納めていただく間に関しては無償化としておきますということで、保護者の方との協議済みでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） もう1点、ちょっとお尋ねします。農林振興課の19ページに、経営所得安定対策制度の中で、恐らくWCSの問題であると思うんですけども、今年は特にジャンボタニシが多くて、植付けが下手な部分があって、年々それが増加していきおる関係ですけども、何か反当たり8万円という補助があるに対して、本町で対策を講じられるという部分があるんですか。ちょっと教えていただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

WCSの作付の結果といいますか、出来上がりの状態での基準というのが数値的な明確な基準はないんですけども、近隣の圃場と比較になります。そういったときに、ジャンボタニシの被害でかなりひどいようなところは、交付面積から外すというような対応を取っておりまして、また担当のほう、うちの課のほうだけで判断が難しい場合は、再生協議会のほうに議題として上げて判断していただいているような状況です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 調査の時期といいますか、大体7月31日が植付けの時期なんですけども、まばらにあったのが、今現在のところ繁茂して分からない状態ですので、出来なれば植付けが7月31日で期日が決まっていれば、8月とか8月中旬ぐらいまでに調査していただくと、大体の面積が分かるんじゃないかと思うので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議案第61号から議案第66号までの一括討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第61号令和5年度錦町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は、原案のとおり認定されました。

お諮りします。議案第62号令和5年度錦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号は、原案のとおり認定されました。

お諮りします。議案第63号令和5年度錦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は、原案のとおり認定されました。

お諮りします。議案第64号令和5年度錦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号は、原案のとおり認定されました。

お諮りします。議案第65号令和5年度錦町下水道特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号は、原案のとおり認定されました。

お諮りします。議案第66号令和5年度錦町水道事業会計決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号は、原案のとおり認定されました。

ここで10分ほど休憩します。休憩後は午後3時40分から開議します。

午後3時30分休憩

午後3時40分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

お諮りします。先ほど森本町長から議案第79号令和6年度一般会計補正予算（第4号）と議案第80号副町長の選任についての2議案が提出されました。この2議案を日程に追加し、議案第79号を追加日程第1、議案第80号を追加日程第2として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号と議案第80号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加議案の配付のため、暫時休憩します。

午後3時41分休憩

午後3時42分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

追加日程第1. 議案第79号

○議長（荒川 孝一君） 追加日程第1、議案第79号令和6年度一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第79号、令和6年度錦町一般会計補正予算（第4号）でございます。

本案件につきましては、令和6年度一般会計補正予算に関する案件でございます。一般会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,160万4,000円を追加し、予算の総額を68億6,101万9,000円とする案件でございます。

今回の補正は、8月23日の落雷及び台風10号による被害の復旧に係る費用と予備費の補正でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） それでは、補正の主な内容を御説明いたします。

まず、歳入から申し上げます。

議案つづり10ページ、11ページをお願いいたします。

総務課関係は2番目からになります。19款2項1目1節、財政調整基金繰入金3,114万円は、補正予算所要額の財源として計上をしております。この繰入により財政調整基金の残額は約11億8,000万円となります。

次に、歳出です。

14ページ、15ページをお願いいたします。

14款1項1目30節予備費700万円は、今後の所要見込額を計上をしております。

総務課関係は以上です。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） 企画観光課関係を御説明いたします。

歳入です。

追加議案つづりの10ページ、11ページをお願いいたします。

上段です。

14款1項1目総務使用料、2節錦ネット使用料46万4,000円は、後ほど歳出で御説明いたします。

歳入は以上です。

次に歳出です。

次のページをお願いいたします。

上段です。

2款7項5目錦ネット通信事業費、10節需用費、修繕料60万円は、台風10号に伴い断線等があったことから、必要経費を計上するものです。

7款1項1目商工総務費10節需用費、修繕料42万6,000円は道の駅農産物直売所の屋根瓦に落雷し、屋根瓦と直売所内の換気扇が故障したことから、必要経費を計上するものです。

次に、14節工事請負費457万8,000円は、先ほど申しました落雷に伴い直売所内のエアコンが故障したことから、必要経費を計上するものです。

企画観光課関係の説明は以上です。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） 地域整備課関係を御説明します。

歳出です。

12ページ、13ページを開きください。

3段目です。

9款1項5目災害応急対策費、12節委託料1,500万円は、先月の台風10号による影響で被害を受けた町道等の応急対応について、必要な経費を計上しております。被害の内訳は、町道30ヶ所、河川2ヶ所、水路3ヶ所など計39ヶ所などとなっており、被害内容については、主に、法面崩壊、倒木及び枝葉の散乱、河川では土砂の堆積、護岸洗掘などとなっております。

次に、11款2項1目現年災害復旧費、12節委託料400万円は、先ほど申しました台風10号により、木上、高原地区の町道野間高原線の法面崩壊による倒木及び擁壁、ガードレール落下などのほか、2ヶ所で被害を受け、国庫補助による災害復旧事業での対応を考えていることから、必要となる測量設計業務委託料について計上するものです。

以上、地域整備課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番、12ページと13ページをお尋ねしますが、先ほど道の駅でしたか、落雷ということでしたかね、説明があったと思いますが、今回500万円補正ですが、こういう固有財産関係にはこういった落雷関係の保険関係は適用されないわけでしょうか、お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

保険適用ができるということで確認いたしております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） それなら一応立て替えて工事をしておいて、後日、そういった保険で精算ということになるわけですか。了解。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第79号一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は、原案のとおり可決しました。

追加日程第2. 議案第80号

○議長（荒川 孝一君） 追加日程第2、議案第80号副町長の選任についてを議題とします。深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） 本議案につきましては、当事者でございますので、審議が終了するまで退席をお願いしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） ただ今、深水総務課長から申出がありましたので、本件の審議が終了するまで退席を許可します。

〔総務課長 深水 英雄君 退場〕

○議長（荒川 孝一君） それでは、議案第80号副町長の選任について、提案による説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第80号副町長の選任についてでございます。

私はこれまで、平成19年6月26日から平成27年6月25日までの8年間を岩本公明氏に、平成29年6月16日から令和3年6月15日までの4年間を高瀬久氏に副町長として支えていただき、町の振興及び発展に全力を傾注してまいりました。しかし、令和2年7月豪雨やコロナなど他に類のない難題が発生する中、急激に進む人口減少や少子化、高齢化の振興、そして流水型川辺川ダム建設などを含めた難しく重要な問題が発生し、住民が不利益にならないよう努力をしておりますが、日程や時間に無理が生ずるようになり、今回、空席であります副町長に、錦町大字一武2176番地220、深水英雄氏を選任し、同意のお願いをするところでございます。

深水英雄氏は現在55歳でございます。平成8年に錦町に採用され、総務課行政係長、企画観光課長、そして現在総務課長を2年5ヶ月勤められており、行政経験も豊富で人格、識見共に高く人望のある方でございます。副町長として、これまでの経験を生かされ、町政発展のために御尽力いただけるものと確信をしております。議員の皆様、どうか御同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） お尋ねします。今回の人事案件ですけれども、これは町長が、副町長選任というのは前々から予定されたことなんですかね。それともやっぱり最近になって決断されたことなんでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 令和2年の7月の大水害、これがあってから、やはり時間が、自分一人でどうしてもできない部分がありますもんですから、無理はあるなと思ったその後にコロナがあったりしてきましたので、そして今大きな問題になっておりますのが、川辺川のダム問題とかこういうのに対応するために、どうしても時間的な無理、自分も体力的にも高齢になってきましたので、昔みたいに余裕ができなくなったというのも一つは其中でございます。以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 私も一般質問で町長に副町長の案件をお願いした経緯があつて、その時はまだ定まっ

てなかったんですけども、できるだけ早くしてほしかったなって。今度、急遽そういう形になってですね、私もそちらの方には応援していきたいと思っております。私も昨年の10月から病気を引き起こしまして、自分なりにも苦しいなと思いますけども、町長もやっぱり高齢化になって、やっぱりそういうことを考えたんだなと思ひまして、ありがたく思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 質疑であつて、感想は求めておりませんので、以後気をつけていただきたいと思います。
ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
よつて、これから採決に入ります。

この採決は、錦町議会会議規則第78条第1項の規定により、起立によつて行ひます。本案に同意する方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 孝一君） 起立多数です。お座りください。よつて、議案第80号副町長の選任については、同意することに決定しました。
深水英雄氏の入場を許可します。

〔総務課長 深水 英雄君 入場〕

○議長（荒川 孝一君） ここで深水英雄氏に通告します。副町長に選任されましたので、御挨拶をお願いします。

○総務課長（深水 英雄君） 失礼いたします。議員の皆様におかれましては、副町長人事について御同意いただきまして、誠にありがとうございます。

副町長という重責を担うことができるかどうか考えることがございましたけれども、本日議員の皆様から御同意いただきましたことを励みに、町民の皆様のために、誠心誠意職務に当たってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私、55歳になりますけれども、まだまだ未熟な点が多々ございますので、今後とも御指導、御鞭撻のほどどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。お願いいたします。（拍手）

日程第8. 議員派遣の件について

○議長（荒川 孝一君） 日程第8、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認め、議員派遣の件については名簿のとおり派遣することに決定しました。

日程第9. 委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（荒川 孝一君） 日程第9、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員長からお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他整理に要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和6年第3回錦町議会定例会を閉会します。

午後3時56分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

